

GOVP3198001528

301.15×538

調査資料第拾六輯

朝鮮の群衆

朝鮮總督府官房文書課



朝鮮の群衆目次

はしがき

第一章 小作爭議に現はれた群衆

第一節 小作關係

第二節 小作爭議の動機

第三節 小作爭議の原因

第四節 小作爭議群衆 その一

第五節 小作爭議群衆 その二

第二章 労働爭議に現はれた群衆

第一節 労働者及労働條件

第二節 労働爭議の動機原因

第三節 爭議の結果及解決

第四節 労働爭議群衆 その一

一頁

五

五

一四

一八

二六

四五

五五

五五

六四

七六

七九

第五節 勞働爭議群衆 その二……………九九

第三章 學校盟休に現はれた群衆……………一〇七

第一節 朝鮮の學生……………一〇七

第二節 盟休の原因……………一一一

第三節 盟休の群衆 その一……………一三八

第四節 盟休の群衆 その二……………一五七

第五節 文獻上の盟休……………一六〇

第四章 階級爭議に現はれた群衆……………一六七

第一節 朝鮮に於ける階級爭議……………一六七

第二節 衡平運動……………一七一

第三節 衡平爭議群衆……………一八四

第五章 其の他の群衆……………二〇九

第一節 飲食店に於ける群衆……………二〇九

第二節 交番所前の群衆……………二二二

第三節	火災時に現はるゝ群衆	二一五
第四節	交通路上に於ける群衆	二一六
第五節	同族群衆	二一八
第六節	綱引群衆	二二一
第七節	官廳移轉反對群衆	二二七
第八節	教會自治運動の群衆	二二八
第九節	學校寄附金から紛擾せる群衆	二三八

朝鮮に於ける聚團現象は近時著しく眼について來た。これは現世紀に流るゝ世界的思潮の一特色たる多數主義、團結力萬能觀念の波及に依るものであるから、朝鮮に於ける聚團現象も世界各地に頻發するものと異相なき譯であるが、朝鮮は朝鮮及び朝鮮人といふ他と異なる環境と人々から成り、その社會生活關係に朝鮮的なものを有つて居るから、従つて此處に生起する聚團現象にも朝鮮的なところがある筈である。

朝鮮に於ける聚團、即ち團體的に運動をなすものには大別して民族運動、社會主義運動を標榜するものを始めとし、それらの目的達成の爲に結ばれた會、組合など數限なく存在する。之等のものは或特定の規約の下に比較的長期間に渡る、即ち永續性を有する聚團であるが、此種のものも幾分その赴きを異にし、一定の規約或は永續的性質を有たないところの聚團がある。それは群衆である。

群衆に對しては、從來その聚團關係が、無秩序的であり一時的であるところから、左程注意せず突發的な烏合の衆として重要視して居なかつた傾きがあつた。けれども無組織的なるだけ聚團構成が容易であり、無秩序のであるだけに、責任感の薄いところから意外の行動を取ることが尠く

ない。永續性のないが爲め之に對して平生注意しないことになり、従つて事件が不測の時に出現する場合がある。又秩序より永續的な聚團でも、その運動が熾烈になつて來る場合は殆どきまつて群衆状態となつて居る。だから群衆の觀察は、群衆それ自體を了解するだけでなく、聚團現象としての行動を現解する上に於ても重要なことからである。

一方聚團も、群衆も個人の聚りであり、個人の群つたものである。その行動が個人の場合と個人が群となり聚團となつた場合とに於て相異のあることは當然であらうが、群や聚團はその構成分子たる個人の素質に依つて色づけられることも争はれない事實であるから、群衆の觀察はやがてまた個人の性質行動を間接に知る所以となるであらう。斯の如く群衆考察は社會事象、殊にその社會生活者の思想傾向を明識するに重要な役目を有つて居るところのものである。

さて朝鮮の群衆を觀察して行く場合、何を對象とするか、群衆構成の機會は隨時隨所にあり、従つて一定した群衆と云ふものを見出すことは出来ない。だから群衆を觀察するには群衆的行動をとつた、あらゆるものを蒐めることが必要である。がこの方法は煩に耐へないことであり、群衆の記録としてとなく群衆の特質を研究することの爲には、所有るものでなくとも比較的繼起するもの、比較的特異なものを考察の對象として差支ないであらうと思はれるから、次の如うな分類に依つて之を蒐蒐し調査することとした。

即ち農場にあらはれた小作爭議的群衆、工場にあらはれた同盟罷業的群衆、學校にあらはれた同盟休校的群衆、社會の特殊階級解放より生起せる階級争闘的群衆、其他偶發的事件解決の爲めにあらはれた各種の群衆などを取扱ふこととしたのである。

여백

第一章 小作爭議にあらはれた群衆

第一節 小作關係

朝鮮の小作爭議にあらはれた群衆を考察するには先づ小作爭議が如何なるところから發生するかを知らねばならぬ、それには小作關係がどんなものであるかを了解して置く必要がある。

小作關係とは地主と小作人との關係を規定する小作制、地主に對する小作者の地位、地主の小作者に對する態度及び小作農民の生活と環境等のことであるが、この關係は時と所に依つて相違のあることであるから、朝鮮の小作關係と云つても、之を明にすることは各時、各所のものに就てでなければ、その真相を穿つことが不可能なことである。しかし一々に就てその真相を明にすることは只それだけでも一大勞作であつて、他に獨立した調査を要するものであるから、群衆考察の本調査では群衆考察、殊に小作爭議を理解するに缺くべからざるところの小作關係の一斑を述べることとした。従つて次述の小作關係は全くその一斑であつて小作爭議の發生現地に於けるものとは、多少その趣きを異にして居ることがないとも限らない。

朝鮮に行はるゝ小作制

朝鮮の小作も他の諸國の小作の如く地主たる土地所有者の土地を小作人たる實耕者が一定の地代

を拂つて使用することに於て別段の變りはない。地代即ち普通に小作料の支拂方法に就て云へば、朝鮮では一般に賭只、打作及び執穗と云ふ三種の方法が行はれて居る。賭只法は定額小作料であつて、一地に對する小作料は年の豊凶に拘らず毎年一定額の穀物又は金銭を支拂ふ定めであり、打作法は收穫物現實折半法であつて、收穫時に地主小作人立會の上收穫物を折半し一半は地代として地主が、一半は小作人が之を引取るのである。而して執穗法は收穫物豫想折半法であつて、穀物の成熟した頃、地主小作人立會の上耕地に於ける作柄を檢見し、收穫豫想高を協定し、その協定額の半分を小作料として地主に納むることとする方法である。

右三者の中、打作法と執穗法が最も多く行はれ、賭只法は畑作の如き、作物の種類多く且つ收穫時期一定もせず、立會收穫及び檢見等その煩に耐えられないもの、或は特殊の關係にあるものに限つて居るやうである。今之が分布を朝鮮全體から觀るに朝鮮の如き水田の多い地方では一般に執穗法に依るものが多く、之に反し比較的水田の少ない北鮮地方では打作法に依るものが多い。而して畑に於ては南鮮北鮮おしなべて賭只法に依るのである。

之等の小作料仕拂方法中、いづれが小作爭議と最も多くの交渉を有つか。賭只法は小作料が一定して居るから、凶年不作の爲めに收穫物の全部を以てしても猶ほその既定額に充たないやうの場合、小作人から地主に小作料の減免を申請し、その申請の容不容に依つて紛争を來すことも絶対に

ないことはなからうが、かゝる場合を除くの外は容易に爭議發生の原由とはならぬ。打作法は地主小作人兩者が收穫物を現實に折半するのであるから不公平に分配せられる虞が少ない譯である。然るに執穂法に至つては成熟期に地主小作人兩者が立會の上收穫高を豫想協定しその協定額の半分を地主に納むるのであつて、この豫想額協定といふところに地主に有利にして小作人に不利なものが存在する。兩者立會の上で協定するのであるから、誠に公平のやうであるが、この協定に就て地主が實際收穫高以上と見積り、小作人はその見積りが不當であると思つても實際に刈取り計量して居ない爲めに、且は小作權移轉、取消等の力が地主の手に握られて居るところから、その見積りに對して反縛し又は否認することが出來なく、止むを得ずして泣寢入しなければならないのである。この泣寢入こそ地主横暴の叫びとなり、小作爭議への因由となるのである。だから小作爭議に最も關係あるものは右三者の内、執穂法であり、小作爭議の頻發を見るのが常に執穂法の最も多く行はれて居る南鮮地方に於てであることは兩者の關係を物語るものであらう。

小作の契約及び其の期間に就ては定まつた方式といふものがない。小作の始まりが農奴的な起源と沿革とを有つて居るのである。契約書の設定を要しなければ紛争を生ずるが如き状態に於てなかつた。即ち地主と小作人とは對等の關係に於てでなく、小作人は地主に隸屬する境遇にあつたから小作契約締結の要もなかつたのである。一般に小作人が地主に耕作することを乞ひ、地主が之を承諾した

時地主が小作人に耕作を依頼した時、又は小作人が随意に占耕するものに對して地主が別段に拒否しなかつた時、小作契約が出来上つたものであつた。處が近來契約書なるものを作製して小作關係を規定するものが多くなつて來たやうである。

朝鮮の小作には由來期限といふものがなかつた、従つて一度契約すれば小作人に不都合なき限り永續するものであるが、地主の都合次第では何時たりとも契約は取消されてしまふ、即ち小作地を取り上げられてしまふのであつた。この小作期限の不設定も亦朝鮮小作制の缺陷であつて、地主は之を利用して小作人を威嚇し小作人は之が爲めに安心して耕作、施肥、土地の手入等に盡すことが出來ず、従つて朝鮮農土が次第に地方遞減の慘狀を呈するに至つたのであり、同時にこの期限の定めないところから地主が高壓的に契約の解除を敢てし、地主に有利なる條件を提供する者へは小作權を轉貸してしまふ事が小作爭議の有力なる動機となつて居るのである。最近の調査に依れば朝鮮小作人總數の約五分乃至二割まで一箇年中に小作地を移動されて居るといふことである。

地主と小作人との關係

小作人の濫觴が農奴からであるといふ關係もあるが、由來朝鮮の地は生活經濟の上から見て農を宗とする、即ち大多數の人々は農業に依つて生活して居る。總人口の約八割が農業従事者であるこ

とは何年の統計にも動かぬところである。農は土地に規定せられ、土地を離れては生計の道を立てることが出来ない、土地を有たない農民は生活の保証なきところの者である、即ちかゝる農民の生活権は土地所有権であつて、この権利を有つて居るものが地主であるから、地主は土地を有たぬ農民即ち小作農民の生活権を掌握してゐる譯である。

右の關係から小作人が地主に對して頭の上がらないこと、地主が少々の無理な注文をしても小作人は之に黙従しなければならぬ状態に於てあることが了解される。殊に朝鮮では階級意識が濃厚であつた事に由來して地主は小作人を自分と同様なものとして認めず、貧困な生活に甘んじて居ることが小作人の當然な運命であるかの如くに考へてゐる。就中官吏であり、又はあつた所謂兩班が一般民に對して傍若無人の振舞をなしたことは、地主が小作人に對する場合の態度にも模倣せられ、どんな無理な取扱をしても小作人は不足の云へないものだといふ因習觀念が地主の頭に深く印せられて居るのであるから、地主の小作人に對する態度は極めて苛酷であるのを例とした。

更に大きな地主、又は遠隔な地に土地を有する地主は、自ら小作地の管理をなすに不便なる爲め、土地所在地に自分の代理として土地管理者を設定する。之を朝鮮では普通舍言、農監と云ふ、この舍言が小作人には第二の地主として第一地主よりも甚だしい虎狼の如く恐怖されて居る。遠隔に居る地主は小作地及び小作人の實狀に就ては充分なる知識を缺く、小作人も亦地主と直接の交渉がな

いから地主の意嚮を知らない、この互に不明な地主と小作人との中間にあつてうまくやるのが舍音である。即ち舍音は私利を營み得る、好地位に居るのである。舍音は土地事務に關しては地主を代理し、小作人を監督し、之を黜陟し、小作料の査定、徴收、地主小作人間の諸傳達等の職務を專行しその報酬として、一定の土地を無代耕作を許可されるか、又は小作料徴收の際、小作料の幾分を給與せられる事になつて居るが、この定給に満足する者は殆んど皆無で、其の地位を利用して小作人を搾取することを以て舍音富然な役得と心得て居る。ごんな風に小作人を虐めるか、平素の贈物見舞品等の多寡に依つて小作人の取扱に差等をつけ、濫りに自己私用の爲めに夫役を命じ、小作料査定を高率にしたり其他出來るだけの事をするが、就中小作人に最も苦痛とせられるのは、小作地の取上げである、又は小作地の異動、變換である。良好な土地を取上げて貧弱なものを給したり、時には既に施肥、耕作にとりかゝつたものまでも取上げてしまふ。この小作權の取上げ及び移轉といふことが、不完全なる契約と一緒になつて一方地主對小作人、一方新小作人對舊小作人間の爭議を惹起することゝなるのである。從來小作人の金融は殆んど大部分地方高利貸業者か又は地主に依る外に途はなかつた。金融組合も、殖産に融通する銀行も、小作人はその信用なき點を以て少しもお蔭を蒙つて居ない、従つて高利貸の責苦を免れんとすれば勢、主従のやうな關係ある地主に融通を受ける外致方がない。地主に融通して貰つた場合には秋收に際して小作料と共に返済するといふ、

即ち收穫物に依つて返済するといふ望みがあるから、左程苦痛を感じない、そこで衣食費やら農耕資金の缺乏やらを生じた場合、多くは地主に依つて融通して貰ふのである。従つて秋收期になつて小作料以外之等融通金の返済を一緒にしなければならぬ處から、小作人の手取り收穫は極めて僅少な場合も尠なくない。何にせよ地主は小作農民にとつては重寶な金融機關であるので、地主に少々の無理があつても小作人は之を甘受するのが普通の状態となつて居た。

斯の如く小作人はどの點から觀ても地主にその生存權を握られて居るが如き弱者の地位にあるから、從來地主に對して不平を抱く者でも之を言辭に出すことなく、惟怡々として之に絶對服従し、或は自から進んで無償勞役に服し、或は贈物をなす等一意地主の歡心を買はんが爲めに専念する有様であつたから、地主に覺醒を與へる機會が最近まで殆んどなかつたと云つてもよい。

小作農民の生活と環境

小作農民の經濟生活を通觀するに、殆んどその悉くが貧困の域を脱して居ない。耕地の多少、その肥瘠、旱水等の自然の影響及び従業者の勉否如何に依つて收入に差等あり、且つ婚葬及び疾病等の爲め臨時出費の有無如何に依つて支出に差等がある譯であるが、全般から云つて一年中を通じ樂に衣食をして居るものは小作農民中その幾割あるかゞ疑問であらう。多くは春季端境期から農繁期に至れば其の日の食糧にも窮し眞に草根木皮をあさつて漸く生きて行く有様である。中には窮餘の

策として未熟の麥穂稻穂を私かに刈り取つて食用に充てる者もあると云ふことである。

經濟状態が已に右のやうであるから、その智識教育の程度は至つて低く、一農村の小作人階級中自己の姓名すら満足に書き得る者は殆んど數ふるに足らない、従つて小作契約などの場合之を讀んで其意味を理解することも出来ない有様であり、又一般に數理觀念乏しく一家の經濟が收支どの位で行けるものかに對する概見もなく、行き當り主義に委して居る。だから米のある時は米のみ、麥があれば麥のみを偏食し、有る間は飽食して盡きた時にはおはて出すと云つた有様であつて、果して生活の將來を顧慮するの否、或は全くその日暮しの氣分で居るのか了解に苦しむやうな者が尠くない。

小作農民中には節操も徳義も願みず、只自分の私慾の爲めにのみ行動する者もあり、耕地の手入れ、水利改善、施肥、除草等は之を意に介せず、時には地主から與へられた耕地の修繕費も、肥料代も、非道いになると播くべき種子までも喰つてしまふ者さへあるといふことである。それから小作農民の勤勞、これは内地農業移民の居住する附近では、之に感化せられたものか、著しく進んで來たが、其地方以外ではまだ一般に努力の程度が足りないやうである。この勤勞の缺乏といふことは韓國時代に於ける積年の稅政と苛斂誅求の結果及び小作制が收穫物折半法を原則としたので、作柄が出來ても出來なくても、努力して生産を増しても、半分しか自分のものとならない、努力す

るだけ自分の收得が増すといふことであればその甲斐もあるが、さうでないから努力するたげ寧ろ馬鹿らしいことだと云ふ感じから勤勞を喜ばなくなつた爲めであるやうに思はれる。小作料減額を要求して小作爭議を起した一地方の地主は嘆して云つた、「もし小作人も少し勤勞に努め、耕作に注意を拂つて呉れたなら、收穫高を増すから小作料の一割や二割の減額は意とするに足らぬ。小作人は常に生活困難を以て小作料減額を訴へるが、生活困難は小作料率の罪ではなくて、寧ろ彼等の勤勞の不足及び生活法の無秩序に由來するやうに見える。收穫期後幾分の餘裕ある時は將來の計なくしてどしどし酒食に費消し、又婚葬などには身分不相應の仕度をして之が爲めに永年にも渡る負債を作つてしまふ。負債返却といふことを心がけて居たなら、人一倍勤勞に努力すべきであるが、それを缺いて居るのである。小作人自からこのことに氣付いて窮狀開拓の力を自分の中に求めて來ない間は、地主が如何に小作料を減しても小作人の生活が豊かになることなく、地主も小作人も共に倒れの悲境に陥るかも知れない」と。

良好な土地を多く小作することは生産を高め收穫を増すに決まつてゐる。處が朝鮮の地勢から云つて良好な耕地は割合に少ない、この少ない耕地を多數の小作農民が幾分でも多く手に入れやうとするのであるから、従つて其處に耕地の争奪戦が始まる。然しながらこの争奪戦は、土地所有者たる地主と關係なしでは出來ない、そこで地主に對して魚夫の利を占めさせるころの三角關係が生

するのである。小作人は地主に對し、その歡心を買はむが爲めに斷物をする、無償勞役の提供又は高率の小作料納付を申出で、小作權を獲得せむとする、舊小作人は小作料不納又は契約不履行のなどを以てその小作權を取上げられる、舊小作人があはて、その善後策を講ずる時は耕地は已に新小作人に渡されて居る、舊小作人は地主との交渉は交渉として土地を手離しては萬事休するところから、取上げられた耕地に岡々しく耕耘、施肥及び播種を取てする、新小作人はその不當を鳴らす、舊小作人は小作權が自分の手にあるものだと主張する、此處に兩者の間、争鬪の幕が切つて落さるのである。

近時各地とも養蠶、製以等の副業獎勵が漸く盛になつて來たことは幾分小作農民を救ふ方便となつたが、小作農民を土地から少しでも解放するところの、工業勞働を必要とする産業が従來朝鮮には殆んどなかつた事が、小作農民をして小さな土地に執著せしめ、貧困と争鬪とにその日暮しの生活に餘儀なくせしめたものであらう。

第二節 小作爭議の動機

小作爭議發生の素地は前節に於て述べた如く充分に存在して居り、又事實地主對小作人の紛争は古い頃からあつたのであるが、最近に至るまでは世間の問題とならず、紛争當事者達にも左程注意

せられなかつた。従つて紛争の件數も少なく、之が解決も亦困難ではなかつたのである。然るに大正十三年頃から著しくその數を増し、その規模も大きくなつて來て、恰も流行の狀勢を見るに至つた。この流行的狀勢の動機はそもく何處に存したであらうか。

最近朝鮮の近隣に於て小作争議の盛になつたのは、それは日本内地である。農商務省の調査に依れば内地では大正九年迄は争議件數は三四百内外であつたのが、大正十年から一躍一千五六百となり爾後其數を減じない。そしてその争議には地主の搾取に階級的意識を持つた反抗的社會改造の運動であり、近代的勞働組合の組織を持つた團體的行動であり、而して豊凶の如何に拘らず永久的小作條件改善の要求を包持する處の性質を有つて居た。

朝鮮で農民を以て團體を組織する計畫を始めたのは大正十年八月京城に創設された朝鮮小作人相助會である。この會は表面各地に支部を設け、地主小作人間の協調及び農村の振興を標榜して居たので、一時全鮮に支部の設置と會員の加入を見るに至つたが、裏面に該會設立發起者が將來政治運動をなすに當り朝鮮人總人口の約八割を占むる農民の勢力を利用しようとする下心あり、従つてその會員は農村に勢力を有する地主を本位とするの傾向があつたので、小作人の反感を買ひ、後には有名無實のものとなつてしまつた。歐洲戦争が終結してから世界の注目を最も著しく惹いたものは、ロシアに發せられた社會改造の赤化運動である、勞農政府の樹立、禁農ロシア國家の建設であ

る。革命的氣分に燃ゆる朝鮮の青年はこの運動に刺戟され、赤露の後援を得るものと豫想して大正十一年末から、幾つもの社會主義的團體を組織し、相争つて其勢力を労働者、小作農民間に扶植せむとした。この目的の爲めには労働者又は小作人側の味方となつて之を後援し之を覺醒せしめることが必要である。かくて大正十一年から十三年に渡つて主義團體の宣傳及び組合設立運動は全鮮に向つて試みられ、やがて小作人組合の叢設となり、小作争議の頻發となつたのである。

而して今その思想的根據を通觀するに、小作人階級にもその生活保證上地主に對して從來の屈從的態度を變じて正當に自己の主張を貫徹する權利がある、地主は小作人の勤勞に依つて豊かな、生活を保つて居るのではないか、だから地主の生活は小作人の賜物である。然るに従來地主は裕福な生活を營み、相當の享樂をして居るが、之に反し小作人の狀況はどうであるか、享樂どころか、その生活は衣食にも窮する貧困なもので、如何にもがいても生活の向上など思ひもよらぬことである、同じ土地に依つて生活する地主と小作人が、一は働かずして富裕な生活に安んじ、一は汗を流して働きながら飢餓に苦しむといふのはどうしたことか、それは生産せられたもの、分配が兩者の間に公平に行はれて居ないから、地主の富裕は小作人に當然與へらるべきものを奪取した結果に外ならないのである。此の分では小作人は人としての生活を持続することすら出来ない、況んや生活の向上など望み得ないことである。

之が解決は如何にすべきか、生活問題は小作人の苦痛を除きその生活安定を計ることだ。それには小作料の減額要求、小作権確定の要求及び小作人待遇改善の要求である。之等の要求をなすとき、久しき間因習に依つて小作人を蔑視し、小作人の搾取を當然なこと、考へて居た地主は、容易にこの要求を容れる筈がない。「世界の無産者よ團結せよ」とマルクスも云つた、小作人一個人の力は小なりとも多數團結した場合には大きな威力を生ずる、この威力を以て地主に迫つたならば、要求は立所に容れられ小作人の苦痛は除かれ、その生活は地主の如く富裕なものとなることであらう。就中團結的行動を以てすればあらゆる要求が貫徹され、凡ての希望が満たされ、團體各員の苦痛が除去せられるものである。といふ考が思想の主潮となつてしまつたのであつて、この運動が一日後られば一日不利益の地位に居なければならず、一日早ければ一日だけ利益を享有するものと信ぜられたのである。従つて一地方に小作争議が起るや風を望んで直ちに各地に波及し大正十年頃までは全鮮を通じて年約三四十件に過ぎなかつたものが、大正十三年には一躍約百七十件、即ち約五倍に増加したのである。

も一つの間接の動機として數へられるのは、勞働争議、階級争議（衡平運動）等の社會運動が頻繁に生起したことであつて、深い思想的根據なしにでも、只騒ぎさいすれば何等かの反響があるであらうと云つたお祭り騒ぎの氣分が小作争議にも餘程手助つたこと、思はれる。

第三節 小作爭議の原因

小作爭議はいろいろの原因から發生する。即ち或は地主が小作權の移動を收てしたる事、或は小作人が小作料の低減を要求した事、或は檢見の際地主が小作料を不當に査定したる事、或は小作人が小作料を納入期日までに納入せず督促に應じない處から差押處分をなせし事、或は從來の小作制に地主に有利にして小作人に不利なる故を以て之が改正を小作人から迫つた事、地主が從來の小作慣習に反せる處置を採らんとした事、或は之等の單一な原因によらず數個の原因に依るものなどである。だから小作爭議の原因はあながち地主側にのみ存在するのではなく、小作人側にも存在することが尠くないのである。

之を數の上から見ると小作權移動に依るものが絶對多數を占めて居つて、大正十二年中小作爭議件數一七六件中この原因からのもの一七件、大正十三年一六四件中この原因からのもの一二六件といふ多數を占め、大正十二年小作爭議原因の約六割六分、大正十三年ではその約七割七分が小作權移動に基づくものである。

小作爭議原因調

(大正十四年五月管務局調査)

原因	小作權	小作料	地稅公課	不當小	小作料	小作料	地稅區區	其の他	計
年次	の移動	減額	の負擔	作料	運搬	査定			

大正十二年	一二七	三〇	一一	一	二	六	二	七	一七六
大正十三年	一二六	二二	五	二	一	二	一	七	一六四

以上は朝鮮全道を通じて較々大きなものに就てであるが、今一地方殊に小作争議の最も盛んであつた地方の一つである全羅南道に於ける大正十三年中のそれを見るに、總件數五百四十一の中四百三十九件即ち總數の約八割はこの小作權移動に基因して居るのである。

小作争議の原因 (大正十三年度) (全羅南道調査)

地名	原因	小作料	小作料	小作料	小作停止	小作地	地租公課	風水害	計
木	苗	二	一	三九	一	二二	一	一	六一
光	村	二	三	四九	二	一	六	八	八〇
源	一	一	一	二〇	一	一	一	二	二四
谷	共	一	一	五	一	一	一	三	八
泉	一	一	一	二七	一	一	一	一	二八
光	一	一	一	三七	一	一	一	一	三七
龍	水	一	一	一一	一	一	一	一	一五
賢	天	一	一	一四	二	一	一	一	一四六
高	一	一	一	七	一	一	一	一	一四七
賢	一	一	一	一	一	一	一	一	一三
和	一	一	一	一	一	一	一	一	一三

長興	一	一	一	一	一	一	一	一	一
康津	四	一	七	一	一	一	一	一	一
海南	一	一	一	一	一	一	一	一	一
嶺岩	一	二	一	一	一	一	一	一	一
羅州	一	一	一	一	一	一	一	一	一
咸平	一	一	二〇	一	一	一	一	一	一
靈光	二	一	一	一	一	一	一	一	一
莞島	五	一	一	一	一	一	一	一	一
珍島	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合 計	三三	九	四三九	四	二五	七	三四	五四一	

かくの如く全詳に渡つて、復た一地方に於ても小作争議の原因が殆んど大部分小作権移動に存するのであるから、朝鮮に於ける小作争議の原因は概して小作権の移動にありと見ても差支ないであらう。今参考の爲め、之を内地の小作争議に就て見るに、大正十一年度の主要原因別争議件数中、その大多数を占めるものは不作及び小作料高率を理由として小作料引下げ要求に由るものであつて、それは總件数の約七割餘に上つて居り、小作権關係のものは〇・五パーセントと云ふ、數ふるに足らない程度である(農商務省農務課調査による)。又大正十三年のものに就て見ると小作料減額要求に起因するものが約九割を占めて、小作権關係のものは四百二十五件中僅かに七件に過ぎない

のである。

(a) 小作争議原因 (大正十一年度) (農商務省農務課調査)

原因別	不作	小作料	生産費物	思想の變	穀價下落	與米改善	小作權	小作料
件數	一、二二七	二〇四	一三一	二二一	一〇八	一〇八	一四	一〇
割合(百分率)	六四・三	一〇・七	六・九	六・四	五・七	五・七	〇・七	〇・五

(b) 小作争議發生要求事項 (大正十三年一月以降九月迄) (社會局調査)

要求事項	小作料 其年賦額	同上永 久減額	小作料 増反對	納米格 下製俵	與米獎勵 の繼續	小作契約 その他	計
件數	二六九	一三三	二	二	三	七	四二五

朝鮮小作争議の特色とも認むべき程小作權の移動が小作争議の主原因たることは、既に第一節に於て述べたるが如く、小作の契約、小作期間の定めが不完全であつて、容易に之を取消し又は變更することが出来、且つ小作權を取上げられ、又は他に移動せらるゝ事が小作人にとつて最も苦痛な打擊である處から、地主は小作人に對する威嚇、脅懲、又は報復の唯一手段として之を利用し、敢行するからである。だから小作人が小作料納付を怠り又はその納期に後れたる場合、或は小作人が地主の感情を害した場合、小作條件の改善を地主に要求した場合には直ちに、この手段が用ゐられるのであつて、農監、会首の如きはこゝ小作權を親愛のしるしとして親族又は知人に移轉し、又は

何物かの提供ある時、之を與へ喜怒の私情に依つて、之を動かすことも尠なくないのである。地主側では自己の利益を維持するが爲めにも、亦それを擴張せむが爲めにもこの小作權移動の手段に依るのが最も得策であるから、小作爭議が盛になり、地主に對する小作人の運動が烈しくなればなる程又如何なる種類の要求に對しても、地主はこの小作權移動を以て之に對抗したのである。一方小作人側でも、この原因よりもこの小作權移動が最も痛切に感せられるので、他の原因の場合は隱忍しても、この原因に對しては出來るだけ執拗に、出來るだけ聲を大きくして地主に反省を促し、その不當を責めるのである。従つて朝鮮小作爭議の原因に於てこの小作權移動がその最多數を占むるのも當然な狀勢であらう。今之等小作爭議の原因を具體的に了解する資料として次に數個の實例をあげることにした。

實例一

小作權移動

大正十四年五月

慶尙北道榮州郡豐基面

豐基小作組合員なる黃某は從來水田六斗落を小作して居つたが、地主との間に地稅其の他小作料支拂につき意見の相違があつた爲め、地主はこの小作權を取上げ他の者に小作せしめることとした。そこで黃は新小作人を嫉み、新小作人が播種の爲め該水田に働いて居る際、黃は組合員數名の應援を待て之を毆打し、剩へ現場に繋いであつた耕牛の曳綱を切斷して之を逃逃せしめた。黃は檢舉せられた。

實例二

小作權移動

大正十四年十一月

慶北達城郡玉浦面

小作組合員六十七名は組合規約を楯にして地主に對し横暴の行動を採つたので、地主の反感を買ひ、地主は之等の小作人に與へてあつた小作權を取消し、小作地を他に移動してしまつた（面積總計約四百斗落）。舊小作人は殆んど悉く、之が爲め全く小作地を失ひ生活の脅威を受けるに至つたので、前非を悔ひ舊地主に謝罪し、又は其の他の方法で他の小作人から小作地の分讓を受け辛うじて生業を營むやうになつた。

實例三

小作權移動

大正十一年三月

忠南扶餘郡石城面

農監が小作地を故無く取上げ自己の都合よき者に貸與せむとしたので、小作人四十三名は結束して其の不法を責め、警察にその説諭方を願出でた。願出に依り警察は農監を諭し従前の小作人等に小作地を返還せしめたが、其の後農監は地主の祖母を買収して小作地を新小作人に貸與せむとし再び軋轢を生じた。が警察側調停の結果漸く小作地は舊小作人に復歸し事件は解決した。

實例四

地稅負擔

大正十一年十二月

慶南晉州郡二班面

同面吉星里小作人三十三名は晉州勞働共濟會に入り、同會の主張に従つて、従來小作人が負擔してゐた地稅は、地稅の性質として當然地主の負擔すべきものであると云ふので、地稅に充當すべき租を引去つて納めることとした。地主は従來通りの納入を迫り、若し従はなければ小作權移動

を以て臨む旨を通告した。そこで小作人中之が脅威を感じ従前の通り小作料を納めよう云ふ者が出たが、共済會幹部は飽迄主張を貫徹せよと之を勵まし、遂に共済會員が従前通の納入者にその納入妨害を加へると云ふ有様となつた。地主はこの不法の妨害除去を警察に乞ひ、妨害者は警察處罰令に依つて拘留に處せられた。

實例五

不作の爲減額

大正九年十一月

平南江西郡東津而岐陽里

小作人八十五名は協議の上、風水害の爲め收穫が少ないから本年の小作料は従來小作料の三割減として貰ひたいと地主に請求した。之に對して地主側は風水害の爲め不作は認めるが、三割減とせず程までヒドイものではないから、一割だけ減じよう云ふ。かくて雙方互にその主張を固持して居たが結局一割五分減とすることにして落著した。

實例六

小作料低減

大正十四年一—五月

全南智島

智島小作人共助會は小作料低減運動を開始し、協議の上従來より四割方減額を決議し、之を地主に通告した。地主組合はこの要求を不當なりとして應じない。共助會はどこまでも主張を翻さうとしない。地主會は遂に小作權を他に移轉してしまつた。そこで共助會は團體行動に依つて之に對抗し、新小作者に移轉された小作地に、共助會員が團體の力に依つて共同小作を取るといふ不穩の行動を採るに至つた。警察當局は打棄て、置けず、雙方を呼んで調停した結果、地主側は

小作權移轉を中止し、勸農積なるものを組織して小作人の救済的施設をなすこととし、小作人側は小作料低減要求を放棄することとして解決した。

實例七

小作料査定

大正十四年十月

咸南高原

十月二十二日地主、東拓元山支店派遣員が沓税(水利税)の査定に高原に行つたところ、三四十名の小作状使用は査定が高きに失するの故を以て、その査定を妨害し遂に中止せしめた。翌日派遣員は要求に依つて小作者と立會の上再査定をした。處がその結果前日の査定額よりも超過したので小作人等は蠶蛇の感を懷いたが、従來高率に査定するとのみ思つて居たのは自分達の誤解であることを悟り、再査定額を承服した。

實例八

小作料高率

大正十四年八月

全南務安郡都草面

小作人約七百名は麥小作料が高率であるからといふので小作料不納同盟を組織し、代表者をあげて地主に交渉した。地主は共同徴收を開始し、未納小作料は強制執行處分に附することとし、兩方相對峙して降らず遂には騷擾を惹起するに至つた。

實例九

小作料率の確執

大正十四年十月

全南珍島

小作人會(會員約五千人)は十月中小作料は生産額の四割と決議し、之を地主に通告した。地主會(會員約五十人)は之に對し小作料は折半を至當とする、もし之に服せないものは小作權を移轉す

ると回答した。小作人會は決議事項に従はない地主には小作料を納入せず、之を小作會に保管し地主がもし訴訟を提起するならば法庭に於て公平なる裁判を仰ぐと云ふ、小作料不納同盟を作り、地主は共同徴收、小作人會の切崩策を執り、地主側も小作人側も盛に宣傳戰を闘はして居たが、時日の經るに従つて兩者の氣勢挫け有耶無耶の内に争議は消滅してしまつた。

實例十

査定高率

大正十四年十月

全北扶安郡白山面元川里

同地小作人四十名は地主の派遣員たる福島某外二名の出張檢見中、小作料の査定が高率なることを以て暴行を加へ檢見を妨害した。檢見者は之を巡査駐在所に通報して業務妨害制止方を求めたので、暴行者は檢舉され、漸く檢見を終了した。

第四節 小作爭議群衆 その一

朝鮮小作農民が小作爭議の當事者となる時、その要求を主張し、目的を貫徹する爲めに個人でその交渉に當ること少なく、多くは小作人組合の名に於て之を行ふ、その個人交渉の場合に於ても殆んど悉くその背後に、かゝる組合の力を豫想して居るのである。だから小作爭議は事件の大小當事者の多少如何に拘らず、その總てが團體的行動と云つても差支ない。處がこの組合なるものはその性質が一般に基礎の薄弱なもので、全くある目的を遂行する爲に組織された一時的集團に過ぎない。

ものである、なせならば小作人組合は一種の流行に動かされて或は社會主義的思想系統の者に教へられて發生し、組合員の大部分は未だかゝる組合といふ組織體の形式、内容に就ての知識も經驗もなく、只漠然と多數集つて云爲すれば各自の希望が達せられるといふことだから組合を作つてやう、といふ位の考にしかすぎない。だから組合は組織され、幹部、理事、實行委員等その名は列ねられても、幹部と組合員との間に思想的連結もなく、緊密直接な利害關係もないのであつて、幹部と組合員との關係は他の有機體の如き密接なものではなく、多くの組合は諸種の畫策をなす二三幹部と、この畫策に無批判に従ふ組合員から成立して居る。換言すれば組合は二三の指導者を有する、一つの群衆的集合に外ならないものである。

小作人組合がかく已に群衆的集合に附するに組合といふ有組織的集團の名を以てしたものにすぎないものであるから、假令小作組合が組合としての行動をとつた場合でも、その行動が群衆的行動に出ずることの多いのは勢ひ免れ得ない事であつて、小作爭議が常に群衆的騷擾的經過をとり、各種の刑事的犯罪を構成して行くのも自然の成行であらねばならぬ。

今左に之を立證する爲め、と云ふよりも寧ろ之を一層明かに理解する資料として、一二の批評を引いて見やう。

大正十四年二月五日午後一時、黃海道北栗面小作人會員數十名は、小作料未納の爲め地主東拓か

ら差押處分に出張した差押員一行に對し暴行を加へて、公務執行妨害をなし、會員六名（内李某は幹部）は檢舉され、五月七日海州地方法院載寧支廳に於て各懲役六箇月の判決言渡を受けた。この事件に對して漏らす地方農民の聲を聞くに、

「今回處刑された李一派は勝手に小作組合を組織し、思慮淺薄な小作人等を煽動加入せしめ、組合の力に依れば小作料減額の如きも自由に實行が出来得る旨を吹聴し、遂に小作人對地主間に不和を生せしめ、一方思想團體と連絡して過激な言動を弄し、多數力の威壓に依り地主側を屈服させようとし終に暴行的態度に出で、地方の淳朴な風習を破壊した。斯の如きは社會民心に悪影響を及ぼす事甚しく、實に恕すべからざる事であつて、今回彼等が六箇月の懲役に處せられたと云ふがそれは相當の處分であらう」。

と。

全羅南道珍島では大正十四年十月以降小作料率の確執から地主會（約五十名）と小作人會（約五千名）とが長期に渡つて争議をつゞけた。その際地主側は小作人から小作料の納入がない爲め公課金の納入困難に陥つたと云ふので、公課納入延期歎願書を當路に提出せむとした、その歎願書にあらはれた小作人會の内容及びその行動は次の如くである。

「内地及び京城に一時留學せし青年の一部が郷里に歸臥するも何等一定の職業を得ず、徒らに遊び

暮し、其の生活の急迫に迫はるゝに及び、自然と共產主義的の氣風に感染し、暗黙の間に社會を呪ひつゝある者等が、耶穌教信者又は萬歳騷擾の注意人物等と共謀し、嘗て本道順天郡に於て企てられたる小作問題をトラヘ來り會則等殆んど之に準じて小作人會なるものを組織し、その主張する所は、「生産分配率は番に對しては地主四割小作人六割、田に對しては地主三割小作人七割を至當と信ず、従つて地主が如何に讓歩して其の收入を三割とするも亦二割とするも地主が公然四割たる事を承認する迄は如何なる事あるも小作料を納入すべからず」と定め、若し納入する者あれば罰金を徴し直接威壓を實行して嚴重に之を取締り以て所期の目的を達せむとなしつゝあり。而して其の方法は地主より交付せる小作料納入告知書を返送せしめ、或は小作人會に於て小作料を取纏めて持去り納入を不可能ならしめ、又は如何なる事あるも地主に對しては直接交渉をなすべからず、地主より督促し來らば小作人會の方より納付命令ある迄納入延期を主張し、其の他は一切應答すべからず、地主が耜を持ち行かんとする時は直ちに家を去りて一切之に關係すべからず、地主來るを見れば直に逃避し家を空しくして之と出會すべからず等を、細心なる注意を以て無抵抗主義の方法に出でしめ、更に「戰爭は平和の根本なり、止むな、休むな、吾等無産大衆よ、時期は失ふべからず現狀一度經過すれば我等の生き行く道や又遠し、郡警兩廳を顧みず、地主の横暴深甚なる故に吾等は生命を維持すること能はず、吾等は自己の力で生き自己の力で耕食す、日本は小作料

三割制度が既に確定し居るにあらずや、珍島地主は何の夢を見るや可憐なる吾友小作人諸君四割でなければ如何なる苦痛でも之を忍べ、一合の扱も之をやるな、納むるな、固結々々、吾等は固く固結せん」なる文句の宣傳ビラを盛に配布して幹部等は之が結束を堅めつゝあり……小作人會は小作人が水稻を刈取り自家に之を運搬したる後に於て總會を開き、如何に地主が(事實上)讓歩するも公然四割を承認するにあざれば小作料は納付すべからずと決議し、若し小作人會の許可なきに小作料を納入する者は罰金二十圓以下を徴収して威迫を加へるのみならず小作人會以外の者なりとも各種の方法に依りて小作料の納付を巧みに妨害し、且つ來年は三割明後年は二割三年目は一割を納め、以後は全然小作料を納入する勿れなどと盛に宣傳し、過激なる一部に於ては「土地所有權は認むべきにあらず、國家が之を承認するは不當である、國家が土地所有權を認むるが爲めに無産者は永久に無産者で、而して貧乏である、資産家の兒は生れ乍にして資産家である、從つて貧乏人の兒は教育も出來ず、永久に無智であるのに資産家の兒は教育も自由であるから智識も得られて益々資産を増大する、であるから我等は飽く迄之を打破せねばならない、而して之を斯く立ち到らしめしは内地人がしたのである、朝鮮の地主が内地人と一緒になつた、我等は之を排斥しなければならぬ」と云ふものあり、實に恐るべき思想なりと云はざるべからず。又小作人は番六割田七割を收入(得)するが正當なりとして小作料不納同盟を結び、地主を壓迫せむとせり。是

に於て地主は小作料共同徴收の事務所を設けて徴收を始めたと共に一面小作人の反省を求むべく、各地に宣傳講演を爲し、又は宣傳ビラを撒布し、あり、されども共同徴收の場合は影の如く小作人會の幹部なる者追従し來りて小作人を監視し、地主が小作人に應接する時は直ちに小作人を屋後に呼び出して之を威迫し小作料の納入を防止しつゝあり。又宣傳口演の如きは最初より口實を設けて一人も聴講せしめず、而して一度何等かの機會に於て多數人の集會場を利用し（市日市場等）地主會より口演を始むるや彼等小作人會の者等多數來りて百方之に妨害を加へ或は醉漢を放ち或は惡罵をなす等の行爲を以て之を妨げつゝあり云云」。

尙ほ慶北安東郡豐山では去る大正十二年九月以降豐山小作人組合なるものが組織され、斯會を中心とする小作運動は小作料四割を以て地主に對抗し屢々紛擾を生起したものであつたが、大正十四年に入つてからは恰も火の消えた如く、從來小作人組合の決議たる小作料四割を以て小作料納付を地主に要求するものは一人もなく、舊慣に依り收穫を折半納付し、且つ組合でも之に對して何等干渉がせしき事實もなく至極平穩裏に小作料納入が終了した。これは運動に倦いて來た關係もあらうが、よく調べて見ると組合幹部の勢力が認められず、且つ信用せられなくなつたのが主要な原因であることが知れた。即ち一方當局が業務妨害や脅迫などの場合容赦なく檢舉し、又爭議に第三者の介入を許さないといふ嚴重な取締方針を採つた爲め、幹部の企畫は實行されず、加ふるに組合幹部

は表面組合員を監視しながら、裏面に於て私利の爲め組合格約を無視するが如き行爲があるに依り、幹部當初の威信は全く地に墮してしまい、組合は有名無實のものとなり、若し幹部が組合格約嚴守を組合員に強要するやうの事があれば組合脱退者が續出する虞があるから、幹部は組合と云ふ形骸だけでも維持せむとせば勢ひ、組合員各自の任意行動を傍觀しなければならぬこととなつたのである。

さて朝鮮に於ける小作爭議群衆の性質はどんなものであるか、即ち群衆の構成結束、群衆の行動、群衆の犯罪などは如何なる狀況であるか、暫らく爭議の實例に就て考へ然る後之を再び統計的に觀察して見ることにしよう。

威鏡南道高原には東拓元山支店管轄の土地に、小作者三百五十戸、濫使用者三百餘戸あり、従來は極めて従順に小作料の納入をなしつつ、あつたが、南鮮に頻發する小作爭議の影響を受け、大正十三年末から、小作料納入に就て不平を感じ、單獨で地主に交渉する向きもあつたが、小作人は地主に單獨對抗するには餘りに微力である、須らく多數團結した力を以てしなければならぬ、と唱ふる者があるはれ、大正十四年一月高原小作人組合なるものを作つた、ところが入會者續出立所に五百餘名に達した。かくて斯會は總會を開き、臨時會を開き、各種の小作關係決議をなし、これを齎らして幹部は數回に渡つて元山支店に出頭交渉を重ねた。それまでは比較的穩健な態度であつたが、九月定

期總會に幹部改選あり、新幹部は少壯その大半は新思想かぶれの人々なので、從來の運動が姑息で飽足らず、過激な方針で進むことゝした、それが爲め留任舊幹部は遂に脱會を申出た程である。少壯幹部はこんな事には頓著なく會員に直接行動を煽動し、敵對心を強くするが爲め、地主の横暴を指摘し、多數團結の力を以て、地主に對抗しなければならぬと吹聴した。かくて漸次組合員は強暴性を呈し、十月二十二日東拓支店派遣員が沢税査定に赴くや、三四十名の組合員現場に集合し査定率の高低如何を究めずして口々に査定が高きに失すと叫び之を妨害して遂に査定中止を餘儀なくせしめた。翌日他の所に査定を始める、昨日の如く妨害と悪罵とを以て之に對し再査定を要求した。派遣員はその翌日小作人立會の上再査定を試みる、處が立合の上嚴密に査定してみると、前日査定した所の額よりは増加を示して居る。この事實を見た組合員は東拓會社の査定額は寧ろ實收穫よりも尠からず内輪に見積つて居るのだと云ふ事を看取し、自分等が淺慮であつたことを悔ひ、前日來査定額が高率に過ぎると絶叫して居た者も快よく再査定に承服し、爾後事故なしに高原一圓の査定は終了した。

大正十四年八月全羅南道務安郡管内、飛禽、都草、安佐、岩泰の小作農民約七〇〇名は麥小作料が高率であるといふ理由の下に小作料納入不納同盟を組織し、代表者を舉げて地主九名(内地人六、鮮人三)に對し小作料減額の談判を開始した。この交渉を受けた關係地主は急遽多島農談會を

組織し、之が對策として小作料共同徴收（地主共同して小作料を徴收する）、未納小作者強制處分を決議して、小作人からの要求を却けた。かくて爭議戰の火蓋は切られたのである。

兩々相對峙し不安の空氣漲溢して居る時、たま／＼多島農談會とは關係なき元務安郡守であつた金某が債權關係から大正十三年中の未納小作料に對し差押處分を都草島に遂行せむとし、島民の妨害に依つて不能に終つた事件が發した。金某からの執達吏が強制處分の爲め上陸するや、小作農民はテ、ツ、キ、リ、多島農談會から來たものであると誤信し、「小作料は小作人會が關係小作人から徴收保管中であり、小作料納付に就ては未だ地主との交渉決定を見ず、係争中であるのに差押をする云ふのは不當でないか」、之に對し執達吏一行は「多島農談會から來たのではない」と辯明したが、仲々信じない、そこで一行は「若し多島農談會から來たものとしたらどうする心算か」と反問した。この言を聞くや農民は「案の如く確かに多島農談會からの差押だ」と確信し、口々にその不法を鳴らし惡罵を放ち、一行に追跡し、「執行が出來たらして見よ」と云ひつゝ、之を壓迫し如何なる暴行をも加へかねまじき狀勢を採る、一行は薄氣味悪く感じたので差押處分は遂に不可能に終つてしまつた。

この事件を聞いた農談會はその決議を實行するには小作人の激昂暴動が屹度生起するであらうと察し、直ちに木浦警察署に小作人の不穩行動を嚴重に取締るやう申請したが、一方殺氣立つて居る農民を敵として戦ふのは勞多くして、功少なく、且つこんな工合では小作料の納入が何時果して充分

に行はれるや否や、寧ろ農民緩和に出づるのが賢明の策であると、曩に決定した本年度小作料總額から其の一割を減額すること、但し單に小作料を減じたとなると、小作人の要求に屈して地主が減額したと知られては地主の體面にもか、はり、又これが後の惡例となつてもいけないから、之は農事改良費として小作人に與へることにすること、尙ほ納付することの出來ない者に對しては一定の期間を定め借用證書を作製して之を地主に入れ一時納付延期を承認することを決議し、代理人をしてその旨小作人會幹部に交渉せしめた(九月二十九日)。然るに小作人側は二割乃至三割の無條件減額といふ自説を固持して地主側の提出を斷然拒絶してしまつた。小作人會幹部は云ふ、地主側の申出は單に表面上の形式であつて誠意のあるやうに受取れぬ、且つ地主側讓歩の額に依つて納付するとしても、目下保管中の小作料では尙ほ不足を生ずる、この不足額を再び小作人から取立てる如きは幹部員の威信を失墮するものであるから飽迄現在高を以て解決しなければならぬ。地主が訴訟に及び差押處分に出づるが如き場合には、客年地主から小作人會に差入れた承諾書を以て抗辯の資料とし、現在取立てある小作料を賣却して訴訟費に充てる迄でだ。尙ほ木浦岩泰其の他の思想團體、勞農團體から應援があるだらうから結局小作人側の勝利となるに異ない。地主と小作人の對峙、訴訟などは小作人會にも不利であるから、互に讓歩して協調するが良策であると勸むる者もあるが、勞農運動に關する一般傾向からして他の團體に對する體面上行く處迄行き、途中に折れるが如きは

不面目なことである。

かくて十月五日地主は愈々強制執行に決し、警察の應援を求め、警察官署を執達吏一行に加へて派遣することとした。一行が七日都草面上陸するや、島民約七百人は各々棍棒等を携へて一行を包圍し、警官に對しては「警察官は人民保護の地位にありながら、單に地主のみを保護するのは甚だ以て不都合である、吾等無産者の味方となり、之を保護するのが至當ではないか」と叫び牛數頭を横列に並べて一行の進路を斷ち、傍若無人の惡罵、喧騒を極め、暴行に訴へむとする氣勢を示し執行は到底やれさうにもないので、遂に中止して引揚げる外に途かなかつた。

是に於て木浦警察署長以下百十四名の警官は大舉して公務執行妨害暴行脅迫被疑者の檢舉に出張し十月十一日、數班に分れて檢舉に著手した。欠次里に向つた一斑は被疑者の檢舉を終り引揚げんとするや、里民中喇叭を以て合圖した者があり、立處に五六十名の農民集合し來り、同里入口に至るや「檢舉者を奪ひ返せ」「警官を殴打せよ」と叫び、喊聲をあげて肉迫し、或は棍棒を振り或は投石する等の暴狀を呈して居たが、時恰も警備隊全部が同所に來合せたので、群衆は制止せらるゝまゝ、に退散した。檢束者を拉した警官隊は木浦に引上げる爲めに波止場に到れば、其處には既に農民約百名集合し居り、尙ほ續々集合して四百名以上に達する、期するところは警官の乗般する機會を襲つて被檢舉者を奪還することである。だから喧騒、怒號、暴言を吐いて盛に氣勢を揚げて居るが敢

て手出しをしない。やがて警官隊の一部が端艇に乗り移らむとするや、十數名の農民の壯漢は突如として肉迫し來り「返せ」と叫びながら被疑者を奪はむとし、岩上にある群衆は棍棒を振り、投石して警官隊の行動を妨害せむとする、警官は之を制し速に解散するやう命じたが、群衆は益々暴行の度を強める、波止場はこゝに警官隊と群衆との格闘場と化し、或は海中に墜落する者、打撲傷を受くる者が續出した。警官隊は意を快して更に暴行の甚しき者及び煽動者と目すべきものをピシ／＼檢束した、之を見るや群衆は漸次後方に退却し、警官隊は漸く乗般歸本することが出來たのである。(波止場に於ける負傷者群衆四名、警官六名、檢束せられたる者十五名)。

爾後關係小作人は毎日二、三百名集合して、再び差押の爲め執達吏や何かと來島した時は極力之を阻止すること、及び被檢舉者等は小作人の爲に犠牲となつた者であるから、之等は是非とも救はねばならぬ、それには多數の者が木浦に押し寄せ被檢束者の釋放を當局に迫ること、を協議企畫し、十月十八日午後〇時及び十九日午前一時の兩回に渡り帆船で男子百三十名女子七十名總計二百名木浦海岸に上陸した。一行は勢揃をするや鉢巻をなし各々棍棒又は手頃の石を手にし直ちに木浦警察署へと押し寄せた。警察署は夜中不時の襲來者を、その表門に喰ひ止め、その來意を尋ねる、群衆は「此處は何處か」を繰返すのみにて騒然、警察は「夜中多數で警察署に押し寄せるのは尋常でない、一應解散せよ」と説諭したが、きかない。やがて先頭の十七八名は棍棒を振つて構内に侵入を企て、

殘餘の群衆は喊聲を擧て之に和し一時に闖入せむとする、警察署員は必死となつて之を制止し主暴者十五名を檢束する。この勢を見るや一同は漸く退却解散した。木浦警察署を退却した群衆は港町製油會社の軒下に螺旋して夜を徹し、朝、木浦青年會の同情に依つて青年會館に入り、携帶した糧食を喫しながら爾後の善後策を協議した。協議の結果午後五時代表者五名は署に出頭、昨夜の騷擾を陳謝し、同時に十一日及び昨夜檢束された者の釋放方を懇願する、署では十一日檢束の方は別として昨夜檢束した者は被檢束者が將來かゝる擧に出づることなく、他の島民を伴ひ十月二十日を期して歸島するを條件として釋放することとした。

かくて島民群衆の間には二つの意見が出た。その一は家業を空しうして來木、騒いで見た處が却つて犠牲者を増すのみで別段有利なことはない。一方釋放された被檢束者十五名は島民を纏めて歸島することを條件として釋放せられたものであるから、歸島しないとすると釋放取消され、何時檢束されるかも知れぬ。だから此際は一應おとなしく歸島する方が得策である。と云ふもの。その一つは折角此處まで來て居て十一日檢束された者を一人も伴ひ歸らぬとなれば、來木した效が一つもなく却つて殘島の農民に不信を買ふのみならず、他の組合團體等に對しても面目がない、そこで光州に赴き當局に被檢束者の釋放運動を試みなければならぬ、と云ふのである。そこで後者の意見に賛する者五十餘名は十月二十一日光州に向つて出發した、之を探知した木浦署は直ちに熊州署に釋放運動の爲

め多數光州に行くことに就て、その説諭方を電請する、光州行一行は羅州署に於て多數の人が多額の旅費を使つて行つても無益であることを懇諭され、六名の代表者を光州に派遣することにして、餘は木浦に引返した。代表者の中二人は被檢舉者の母たる四十二歳、五十五歳、六十二歳の女子である。光州に入つた代表者は直ちに光州青年會幹部、光州勞働共濟會幹部等と會見して善後策を協議し、その結果全羅南道知事、光州地方法院檢事正に面會、爭議の調停方並に被檢舉者の釋放歎願をなし、後、來光中の朝鮮日報木浦支局記者、務木青年聯盟幹部、京城勞働會幹部に對し陳情並に事件の狀況を述べ然して木浦に引返し、殘留民と共に木浦を引上げ歸島した(二十五日)。

事件勃發以來各地から應援するものが續出した。就中京城勞働會、朝鮮勞働黨、前衛同盟、朝鮮勞農總同盟、順天農民聯合會幹部等は爭議の調査に著手し、又は各地の團體に對して小作人側への後援を促し、物質精神兩面から援助する爲めに活動し、各地からは激勵電報十數件あり同情金の送附も二三に止まらなかつた。

全羅南道珍島に大正十四年十月相當大規模の小作爭議が発生した。小作料率の確執に端を發し、小作人會員約五〇〇〇人は地主會約五〇〇人(内、内地人七人)と對峙して火花を散らしたが今その爭議經過を簡條書にしてみると、次の如くである。

(1) 兩者の決議對策 十月中小作人は總會を開いて將來の小作料は生産額の四割とすることを決

議し、之を各地主に通告して、之が承認を要求した。その通告を受けた地主は、地主會を開き、小作料は生産額の折半となす、若し之に服しない者の小作權は直ちに移轉することを決議回答した。そこで小作人會幹部は之が對抗策として面内各地に出張して小作人會の決議事項を嚴重に實行し、四割を認容しない地主には小作料を納めず、これを第三者又は小作人會に於て保管し、地主が訴訟提起するを俟つて争を決し公平な裁判を仰ぐこととする、之が爲めには一般會員の一致團結を必要とする旨宣傳して廻つた。一方地主會に於ては委員四名を選定して決議事項を嚴守し、一般部民に對しては地主會の態度を周知せしむるが爲めに各面に渡つて講演を開催することとした。

(ロ) 小作料不納同盟 小作人會は十一月十八日、珍島公園廣場に於て第二回臨時總會を開き、集まるもの四〇〇名、小作料は生産額の四割を嚴守すること、もし會員にして四割以上の小作料を納入するものあらば之を彈劾し、又之を監視することを決議し、後珍島各小作人會代表は合議の上珍島小作人は團結して本年度の小作料は實收穫の四割でなければ納入せざる條件の下に小作料不納同盟を聲明した。かくて右決議、聲明の結果地主が如何に小作料納入を督促しても納付するものが一人もない。

(ハ) 宣傳戰 地主人會は青年會幹部と連絡を執り、不納同盟の結果は東拓小作移民の侵入となり

本郡在住民の生活に大なる影響を及すべく、一時の感情に囚はれたるが爲め將來に於て悔ゆるも及ばざる窮境に陥るかもしれぬ、さうなつては大變だから小作人は此際地主の提案に應じて小作料を納入するのが穩當な行き方である、といふ意味の宣傳ビラを小作人に配布すること、尙ほ肯せざる者に對しては地主會積立金を以て假差押處分の手續を執ることを申し合せ、更に振興會といふ地主の執行團體を組織し、小作人會員でない者小作人會を脱會して直接地主と協調する者は之を擁護すること、小作人に小作料不納を教唆し、小作人會を脱會せむとする者を抑壓し、又は小作料納入を妨害する者は直ちに告訴すること、地主は小作人に自己の態度を聲明すると共に官廳にも本會の趣旨態度を明白に上申して其の諒解を求むること等を決議した。

地主側は右決議の實行に著手し、聲明書、宣傳ビラ等を印刷し、事務員を各地に派遣して小作料納入の講演會を開催し、印刷物を配布して小作人の理解と反省を促し、又小作人會から脱退するやう勧告する、十一月二十八日珍島義新面松亭里に於て小作人の會同を求め、小作料不納同盟に對する地主の對度を明にし、地主對小作人の融和親善を方説、小作料納入を勧告した時の如き聽衆の内十餘名の小作人は即座に小作人會を脱退する旨申出でたことさへあつた。一方官廳側の諒解を求め爲め本府、並に道當局に本問題の經過を陳情し、序に争議の爲め小作料が納入確實でないから、本年の公課金は延期して貰ひたいと云ふ意味の公課金納入延期請願書を本府に呈出することを策す

る等あらゆる手段を採つて宣傳につとめた。

小作人側も之に應じ市内を利用して宣傳ビラを撒布し、地主の宣傳は好辭を以て吾等小作人を陥れむとするものであるから、之に迷はされるな、日本内地の小作料は何處へ行つても殆ど三割にきまつて居る、四割でも地主に有利であるのに然るに此處の地主はどうか、五割を要求して居る、地主は小作人の生活を無視して居る、かゝる冷やかな同情なき地主の宣傳に乗せられてはならぬ、この警告を與へ、且つ地主が官廳に陳情するに對しては、藝文新聞に誇大の記事を掲載せしめて社會の同情に訴へ、會幹部中に通信主任を設けて各地の團體に爭議の状況を通報する、かくて兩者の宣傳戦はしばらく續いたのである。

(二) 白兵戦 地主側は十二月一日に至り既定の決議事項たる共同徴收を開始する。地主自ら陳頭に立つて徴收員を督勵し、小作料納入の強要、或は小作料不納の詰問と威力に訴へて徴收しようとした、その極遂に地主自ら小作人を殴打し告訴を受くると云ふ仕末にまで達した程であつたが、そのため小作人の反感を一層深くし、死を賭しても徴收に應ぜず、どこでも鬭争を持續すると決心するに至つたので、第二日から共同徴收は中止しなければならなくなつた。そこで地主側は假差押處分の方法に出でんとし、差押積立金及び之に要する費要を醸出することに著手した。一方小作人側では地主側が差押の手段をとるならば、之が異議抗辯の資料となす不當徴收の事實に付て

調査の歩を進め、又主地側の宣傳甘言に依つて小作人が小作人會から脱退するものがあつては結束を固めることが出来ぬから、之が阻止方法を講じ、且つ會の規約に反し小作料を納入する者からは違約金として二十圓を強取すること、定むる等、積極消極の手段をとつた。

(ホ) 兩者の趨勢と爭議の消熄 白兵戰が開始せられるや、やがて兩者の結束は緩み、自から趨勢に赴くことゝなつた。地主側が共同徵收を開始するや、飽迄強制的な手段を執り、毆打の告訴を受けたる者を地主中から出したなどは、却つて小作人の反感を増すのみで、折角宣傳に依り地主側に傾きかゝつた小作人をして再び強硬に對峙せしむることゝなり、かゝる共同徵收を敢てするならば地主會を脱會しよう云ふ者が地主側にあらはれた。そこで共同徵收は二日目から中止することゝした事は前述の如くである。かく已に地主會の結束が緩まんとして居る際、地主會は第二の方法として假差押處分をなすこと、及び、本年の公課金延納を本府に請願することゝしたが、是に於て地主會は殆んど、その實を失つてしまつた。差押をするには積立金六萬圓及び諸經費も少なからずかゝる、之が負擔方法は均分でなく按分とせう、となると大地主の負擔は相當の額に上る、ところが、大地主は從來相當小作人の保護指導を講じて居るから、之に屬する小作人は表面、小作人會に服して居ても私かに小作料納入をなし、或は現物納入が目立つ虞があるといふので金納を願出る者さへある、小作人が最も敵として戦はんとする相手地主は寧ろ小中地主であつて、

通常小作人に好感を興へて居ない者達である、その人達の主張を貫徹するが爲めに多額の費要を負担するといふのは馬鹿らしい事だ、寧ろ會を脱會して單獨に小作人と協調する方が好ましい、と云ふので之に反對し、本府に公課金延納請願するのも穩當を欠く事であるからして賛同しない者あり、或は脱會を望み、或は地主會の解散を主張する者さへ出づると云ふ有様で、地主會は自から崩壊した形となつてしまつた。

一方小作人會も會の結束の爲めに執つた幹部の違約金強要、及び脱退者に對する脅迫恐喝的手段がいたく小作人の反感を買ひ、幹部が違約金強要又は脅迫等の行爲に依り檢舉され、争議を一日も速かに鎮靜すべき誓言をなして放免せられる、といふやうな事があつたので、小作人中私に小作料を納入する者、又は會としてではなく個人で地主と協調する方が、却つて好都合だと考へる者、又は小作料納入が將來の爲によいと思ふ者など續々として脱會し出した、幹部の威令は重んぜられず、各自自由に納入又は脱會するとなつては小作人會も亦有名無實の姿となりざるを得ない。

其處へ警察、郡當局が入つて、地主には積極的態度を採るのは徒らに階級意識を熾ならしめるのみだから、之を中止すること、小作人には飽迄闘争を繼續するが如きは將來結局小作人の不利に歸することだと懇諭し、争議調停方を官廳に委せることとし、小作料は五割を原則とすること、但し慣習又は事情によりその以下と爲す、といふことで調停の歩を進めたため、さしも大規模に久しく繼

續した争議事件も火の自ら消ゆるが如くに終りを告げたのである。

第五節 小作争議群衆 その二

小作争議時の群衆をその人数から觀察すると、大正十一年二十四件二千五百三十九人、大正十二年百七十六件、九千六十人、大正十三年百六十四件、六千九百二十九人(警務局調査に依る)となつてゐて、大正十一年は一件約百五人、大正十二年は一件五十二人約、大正十三年は一件四十二人強之を大正九年の一件二百七十六人大正十年の一件百八人に比較すれば一件關係人数が年々少なくなる傾向があるやうに見えるが、數字上ではかう現はれども、事實は強ちその通りである譯でなく、一件數百人數十人に上る場合もあり、一件三人か五人位の時もあるが、十一年以降は件數が増加した爲め、平均數が低下した譯であつて、人数には一定の標準があるやうにも思はれない。小作人は土地の上に働らく人々であるから、地域に制限せられ、且又同地域内に於ける小作人でも土地所有者即ち地主の異なるに依つて、小作條件を一にしないから、直ちに一致して争議に参加すると云ふこともない、従つて地主と地域との如何に依つて人数も決定せられるのであるから、争議の群衆に定まつた人数がない譯であらう。實例を以て之を云へば前節にあげた全而珍島の小作争議の如きは五十人からの者が之に参加して居り、又大正十四年三月以降五月にかけて頻發した慶北豊基の小作

争議では左表の如く一人の場合も尠くなかつた。

人員	月	日	回数	行爲	程	度	備	考
三	二	月中	一	藁務妨害	肥料運搬妨害			
七	二	月より三月	二	同	耕作、麥時妨害			
九	三	月中	三	同	耕作、田植妨害			
一	三	月より五月	三	同	麥時、苗代作妨害			
三三	三	月末	一	同	麥時妨害			妨害者の手にて麥時終了
二〇	三	月末	一	同	麥作妨害			
八〇	二	月より四月	三	同	耕作及田植妨害			
二〇	四	月中	二	同	同			
八〇	三	月より五月	四	同	耕作、田植妨害			
一〇	四	月中	二	同	苗代作、田植妨害			
一	四	月中	一	同	苗代作妨害			
一	四	月中	一	同	同			
九〇	五	月間	一	同	田植妨害			妨害者の手にて田植終了

右は豊基小作人組合といふ團體的背景を利用して小作料減額要求から生じた小作權移轉に對し新小作人の業務を妨害したのであつて、新小作者は同組合の勢力に脅かされこの妨害に對して殆んど泣寝入りの状態であつたが、組合員の黄某が五月上旬業務妨害の廉を以て安東支廳に於て徴收六箇

月の判決を與へられるや、被害者は一齊に告訴したのである。右表に見るが如く妨害行爲を一人でやつた場合の如きは、一人であるから群衆的行動と認むる譯に行かないやうであるが、たとへ單獨で事をなしたにしても小作人組合といふ團體をバックとしてやつたことであるから、個人的行爲ではなく、群衆的行動と云はなければならない。

小作争議の群衆がその主張或は要求を貫徹せむとする場合に採る手段方法に至つては示威運動を主とし、之に次ぐに直接行動を以てする。示威運動の第一方法は小作人組合の設立、組合の會合決議、第二にこの決議を地主に通告すると共に、直ちに新聞に通信して社會に訴へること。第三に執行委員を選定し、二三人乃至六七人連れだつて地主の個人訪問を敢てし交渉すること。地主が檢見又は差押等をなす時には多數集合して之を監視し、威壓し、その不正、不當を口々に揚言する。争議の狀を各地の團體に通知して、その應援を求め、實情調査の爲め派遣員の來投あり、又は激勵電報、激勵文の送附あるや之に依つて、氣勢を添へんとする等であつて、直接行動に至つては業務妨害、傷害、脅迫破壊等の腕力沙汰に出づるものが最も多い。この直接行動は刑事犯罪として檢舉せらるゝものであるが、今全鮮中小作争議の最も多く行はるゝ全南の小争犯罪數をあげて参考に資することとする。

小作争議に伴ふ犯罪檢舉件數及人員一覽表

大正十三年度(一月—十二月) 全 羅 南 道

少なからざる手数料をとる處から實際小作人の手に渡る時には頗る高價な權利金を支拂ふ状態であつたが現金、殊に千と二千纏つた金を有つて居ない小作人は高い手数料を支拂ふことを見す／＼知りながら如何ともすることが出來ない有様であつた。大正十四年十二月この小作權が賣物に出るや慶州郡江東面李某外四名は共同に出資して大正十五年度小作權を二千五百圓で買受け、之を全部角南面李乙某に三千五十九圓で賣る契約をしたが、李乙某は契約期日に代金の支拂をしない爲め、更に之を同郡同面崔某に三千圓で賣つてしまつた。解約された李乙某の息兄弟は、支拂期日の遅延に依り直ちに他に賣却するとは餘りに不人情であると不滿を抱き、之等仲介者が多額の仲介手数料を食ふことに豫ねてから不平を持つて居た所在小作人十數名を煽動し、仲介者を悉く庸懲することゝ決め、先づ一人の仲介者を捕らへて「汝等は小作人の血を吸ふ敵だから打殺してしまふ」と之を引倒し、毆る、蹴る、突く、背部、胸部に治療一週間を要する傷害を與へた。加害者は勿論檢舉された。

以上の如く示威運動又は直接行動に依つて貫徹せむとする希望要求は如何なる程度にまで成功したか。次表にあらはれた數字から觀ると妥協が最も多く、貫徹が次位、撤回、拒絶が第三第四位に居り。貫徹を成功、撤回、拒絶を不成功とすれば、成功不成功は殆んど伯仲の間、妥協を不完全ながら成功とすれば、成功は不成功の約二倍となつて、爭議の結果は大體小作人側の勝利に歸したと考察

される譯である。

小作爭議結果調

(大正十四年五月 警察局長審議調)

年次	結果別					訴訟		計
	拒絶	貫徹	撤回	妥協	勝	敗		
大正九年	三	二	三	五	一	一	一	一五
同 十年	三	八	四	一	一	一	一	二七
同 十一年	二	三	一	一三	一	一	一	二四
同 十二年	三四	六三	九	五九	二	二	一	一七六
同 十三年	一	三七	六二	四五	一	二	五	一六四
計	四三	一一三	七八	一三三	四	六	七	四〇六

爭議解決への道程は爭議の當事者同士の間に讓歩、妥協するもの或は地主が小作人の要求を容し
 たるもの、或は要求の撤回又は民事訴訟に依るもの等いろいろあるが、最も多くの場合は官憲(警
 察、郡當局)と云ふ第三者の調停に俟つて解決されたのである。今全羅南道大正十三年の爭議五百
 四十一件に就て觀るに、次表の如く、

解決種別	件数
官憲調停	二七三
讓歩妥協	九三
要求撤回	五三
自然消滅	六七
要求貫徹	二二
その他	一五
未解決	一一
民事訴訟	七
計	五四一

官憲の調停がその首位に居つて全總件数の半分を占めてゐる。又讓歩妥協、要求撤回、自然消滅

大正十四年五月の調に依れば右表（小作爭議各道別件数人員調）の如く件数の最も多いは慶尙南道、全羅南道であり、人員数の最多は全羅南道、慶尙北道、慶尙南道であつて、概観すれば忠清、全羅、慶尙、所謂南鮮に於けるものが全鮮小争の大部分を占め、京畿以北の所謂西北鮮では黄海道を除いて殆ど數ふるに足らない位である。

忠清南 北	全羅南 北	慶尙南 北	合計	人員數	二〇、三四〇
平安南 北	咸鏡南 北	江原	合計	人員數	二八、一〇〇九
京畿、 黄海			合計	人員數	三、九一三

かく地方別に依つて異なる現象を呈することに就て考へるに、南鮮は地理的に北鮮に勝れ、地味氣候二つながら良好であるから農民の生業に最も都合が可い、従つて此處に多數の農民が集まる、農民集中の結果は耕地獲得の競争を生じ、良好な土地は農民の執著を増す、かくて南鮮は主産的な土地柄であるから、昔から農民は更なり、爲政者にも注目されて居た、官吏であつた者が土地を得んとせば實入りの多い南鮮に望みをかけるのは無理もない、そして兩班は多く南鮮の地主となつた。兩班は農民を人とも思つて居ない、虐使と搾取は日常のことである。然しながら土地良好なるの故を以て、可なり無理な事をされても農民はそれに服従しなげなかつた。之が因習の結果農民殊に小作農民の心中、兩班地主は無理を云ふもの不當の事をするものと決めてしまつて居た。

詮方なくあきらめの生活を送つて居たのが南鮮小作農民の全部である。

之に反し北鮮は地理的に恵まれて居ない、耕作には餘程の努力を必要とする、従つて土地は人口の割合に比して少なくない、勞多く、人多からざる所では働き手は好遇される。北鮮では一般に自作農が多く、小作人は割合に少ないから、南鮮に於ける小作人とは大いにその趣を異にして居る。

北鮮の小作人は地主の横暴に屈してまで小作地に執著する必要がないのである。加ふるに北鮮の地主は、多くは農村に現住するものであるから、南鮮の地主の如く都市に住し、小作人の現状、窮状を知らず、舍音に一任すると云ふことがない。従つて小作者の實地を知り、日夕顔を合はせるといふ人情的關係を有つて居るものが多く、且つ北鮮の地主はたとへそれが兩班であつても、南鮮の兩班とは違つて農民を無理扱するやうなことはしない、南鮮の兩班は官海に居て誅求には馴れて居るが、北鮮の兩班は官吏でなく土地の有力者と云つた位のものであるから、人民を虐待することに巧みでない。

右の如き状態であるから、北鮮の地主は小作人に對して思ひやりがあり、非道のことを敢てするやうなこともなく、收穫の分配も殆ど折半法に依ると云ふ行き方で、春季薪切りとか、冠婚葬祭時などには小作人は無料で地主に奉公するものだとして居たが、地主も之に對して何等かの報酬を以て之に應じて居るので、小作人が地主に對して不平や不満を懷くことは容易にあり得ないのであ

る。(京畿、黃海は南鮮に準じた勢狀を多分に有つて居るので南鮮程ではなくもて小作農民は地主に對して決して好感を有つて居ない)。

從來朝鮮の社會階級は臣と民とに分れ、臣は官吏となれる所謂兩班で、民は農工商及び賤民であるが、臣は民を殆ど人として取扱つて居なかつた、しかし民は之に對して反抗することが出来なかつた、何故なら、兩班には官吏となつて生殺の與奪を恣にするこの出来る特權が與へられてあつたから。然るに今から約三十年前甲午の改革に四民平等といふことにはなつたが、その實際は併合までそのまゝであつた、然るに併合後官吏の多くは内地人に任命され、兩班は官吏となることが減少し、又官吏となつても昔のやうな生殺權がなくなつた爲、一般民には最早恐ろしい、者でなくなつてしまつた。この兩班を模倣して居た地主も決してこわい者ではなくなつて來た、そこへ歐洲戰後世界思潮となつた無産階級の頭擡、その生活上の要求などが、所謂朝鮮の思想團體に依つて傳へられたので、茲に小作農民の食指を動かしたと云ふ譯である。要するに抑へつけられて居た不平不満が、恐怖心除かれ、他から煽動されるまゝに、勃發したのが朝鮮小作農民の争議心理であるのである。

第二章 労働爭議に現はれた群衆

第一節 労働者及労働條件

大正十三年末調査に依る朝鮮在住朝鮮人一七、六一九、五四四人を職業別に見れば

農業、林業、牧畜業等

一四、八二二、二四二^人

商業及交通等

一、〇五七、〇三七

工業

三八二、一二二

公務及自由業

三六三、一五八

其の他の有業者

五一七、七一九

無職及職業申告せざるもの

二五〇、二六四

であつて農業等に従事する者が最も多く其の數朝鮮人總人口の約八割強を占め、工、商、交通業を合せて一、四三九、一五九人總人口の約八分に當る割合であるから、所謂労働者の數は左程多いものではない。統計は少く古いが大正十一年七月の労働者調べに依れば、朝鮮全道に於て男子九一八、二八一一人、女子三六、五五一一人、此中朝鮮人労働者は男子八八二、二九一人、女子三六三一二一人、合計九一八、六〇三人即ち約九十萬の労働者が計上されて居り（内務局社會課調べ）之を工場勞

働者といふ局限された點から觀るに、常時十人以上の勞働者を使用して居る工場に従業する勞働者數は男子三八、一七三人、女子九、八七〇人計四八、〇四三人、即ち約五萬足らずといふことになつて居る。(同上調べに依る)

勞働爭議に關係ある勞働者は獨立に自營自給する勞働者ではなく、殆んど凡てが被傭勞働者であるから、朝鮮の現在に於ける勞働爭議可能の勞働者數は約五萬か六萬内外と見積つても大差なからうと思はれる。事實大正八年から大正十三年末まであらはれた勞働爭議人員を調べてみるに、

年 別	人 員 數
大 正 八 年	八、二八三
同 九 年	三、八八六
同 十 年	三、二九三
同 十 一 年	一、六八二
同 十 二 年	五、八二四
同 十 三 年	六、一五〇

といふ工合に一箇年の總人員は一萬人以上となつて居ない、右表人員數は延人員計上を含んで居るから、實際人員數は右人員數より少ないものと見なければならぬ。

朝鮮の勞働者を性別にしてみると一般勞働者に於ては前記の如く男子八八二、二九一人、女子三

六、三二人、工場労働者に於て男子三八、一七三人、女子九、八七〇人であるから、前者の場合では男子が九割六分女子が四分、後者の場合では男子八割女子二割となつて居る。

之を年齢別にすれば

年 齢 別	總 人 數	男 子 數	女 子 數
十 年 未 滿	一七	一	五
十 二 年 未 滿	二九一	一六四	一二七
十 五 年 未 滿	四、一三八	一、八七四	二、二六四
二 十 年 未 滿	九、五四八	六、七六七	二、七八一
五 十 年 未 滿	一四、六六一	一三、二二一	一、五四〇
六 十 年 未 滿	八七九	七七七	一〇二
六 十 年 未 滿	四四	三八	六

であつて男子は十五年未滿からその數を増し五十年未滿に於て最多に上るが、女子は十五年未滿及び二十年未滿が最多數であつて、男子は二十年以上五十年迄が最も多く、女子は十五年以上二十年迄が最も多く勞働に従事すると考へられる。

更に之を職業別、地方別から觀察するに次表の如く、工業及鑛業に従事する者が最も多く、地方的には京畿が第一位平北之に次ぐといふ有様であるが、女子だけに就て云へば、京畿、慶南、慶北全南といふ順序である。即ち

年齢	性別	人数	割合
十五歳未満	女	10	0.1%
	男	10	0.1%
二十歳未満	女	100	1.0%
	男	100	1.0%
三十歳未満	女	100	1.0%
	男	100	1.0%
五十歳未満	女	100	1.0%
	男	100	1.0%
六十歳未満	女	100	1.0%
	男	100	1.0%
六十歳以上	女	100	1.0%
	男	100	1.0%

労働者の教育程度を見るに工場労働者四萬八千四十三人中

中學校又は高等普通學校卒業	170人	3%強
同上半途退學	339	7%強
小學校又は普通學校卒業	4,969	10%強
同上半途退學	3,633	8%弱
書堂修學又は家庭修學	11,452	24%弱

無 教 育

二七、四八〇 五七%強

合 計 四八、〇四三 一〇〇%

といふ数字を示して居るのであつて半分餘は無教育な人々であつて秩序ある教育を受けたものは全體の約三割となつて居る。

勤続年數から云へば次の如く

六箇月未滿の者	一八、三二九
二年未滿の者	一六、九七一
五年未滿の者	九、四三二
十年未滿の者	二、二二七
十年以上の者	一、〇九四
合 計	四八、〇四二

六箇月未滿の者が最も多く、五年以上勤続するものは總數の一割にも足らない有様であり、而して比較的長く續くものは工業及通信運輸業に従事する労働者に多くして農業及雜業労働者に少ない状態である。

以上は労働者及び労働條件の大略を述べたのであるが、次にその能率及び生活に就て考察して見よう。此處に云ふ能率及び生活は内地人労働者又は支那人労働者のことではなく朝鮮人労働者に就て

である。内地人労働者及び支那人労働者は其數に於ても少なく又爭議に關與するものが殆んど皆無と云つてよい位であるから之等は此處に度外視しても差支ない。

さて朝鮮人労働者の能率を概観するに、その體格及び體質は相當立派なものであるが、支那人労働者に比較しては紅色あるを免れない。その動作は敏捷といふことは出来ないが、何事にも順應し得る可能性を有つて居る點では支那人労働者に勝れて居るやうだ、けれども労働の繼續性に至つては到底支那人労働者の敵ではない、仕事に飽きて來ることが朝鮮人労働者の缺點となつて居る。支那人労働者は一時的順應性は少くないが、或一事に繼續して従事するからいつかは熟練工となる。朝鮮人労働者は之に反しどんな仕事にも向くが、繼續して精勵するに云ふ、根氣がないから容易に熟練工とならない。それから朝鮮労働者の勤務振りは之を他の内地労働者や支那人労働者に比較して見ると恰かも怠業して居るかの如き觀がある、何仕事をしても熱心にやるといふことが少ない、従つて工程があがらない。

之を經濟觀念から觀察するに、朝鮮人労働者は三四日間の生活を支へる賃銀を手に入れば二三日は休業する。風雨寒暑の強い日には出勤しない、そして手にあるだけの金は贅澤と思はれることに費消してしまつて、將來への餘裕をつくらない。餘裕をつくらないから一旦病氣とか何かの災厄に遭遇する時は、借財に依つてその急を救ふ、この借財は殆んど永久に労働者について廻る。なせならば働

いて得た金は借金返済よりも前に口腹の慾を満すに供せられるから。かくの如く借金あるものは勿論、借金なき者も全く逼迫したその日暮しの生活を繰返して居るのであるから、労働者の自發的な向上とか開發とかは望み得られず、永久に苦痛な生活圏内に彷徨しなければならぬ有様である。

更に朝鮮人労働者の生活に對する慾望を考察するに、あまり骨を折らずに相當の衣食をしたい、その爲相當の収入を得なければならぬ、といふ事に一致して居る。だから他の多くの労働者は収入に依つて生活振を規定して行くのを普通とするが、朝鮮人労働者は寧ろ生活振を定め之を満たす爲めに収入を求めるといふ行き方である。だから若しその希望が満たされた時には最早勤勞は願ひる要がないのである。即ち朝鮮人労働者はその日の生活を最大限に享樂せむか爲めに働くのであるから、もし今日定めた生活振に比して餘分な収入があれば直ちに生活振を放漫に擴大してしまふ。一旦擴張した生活が収入少なき爲め緊縮せなければならぬことは一方ならぬ苦痛であると訴へる、けれどもこの苦痛を解決しようとするのをしない。

朝鮮人労働者の収入財産に對する者は商人が品物を賣つて儲けを得るが如く、顧客の如何に依つては勞役の價格をいくらでもかけひきする。賃金を多く得れば儲けが多いと考へ、賃金が少ない時は恰かも商人が粗惡な品物を提供するやうに勞役を低下してしまふ。だから出來高拂ひの賃金制でないところでは監視なしに仕事を任せ放しにすることが、資本家達には危ふまれてゐる。右の如く

収入賃金の價値は勞役の質量に正比例して定まるものだといふ觀念をおぼろげながらも有つて居ないが爲め、出場すれば勤怠の如何にかゝらず賃金は渡されるものとして居る、そして得たものは残りなく費消し、もし賃金引下げなどの場合には不平の聲をあげてその不當を責めるのである。嘗てロシアが西比利亞開發の爲め鮮支兩勞働者を入れて使役した時の報告には、支那人をきらつて朝鮮人を歓迎する意を漏らしてあつた。その理由は支那人はよく責任を重んじて働くが、その生活を最低限度に止め、得た金の大部分は故國へ送つてしまふ。そしてその最低生活資料も多くは本國からのものを以てするから、シベリヤにはその金が落ちない。處が朝鮮人は之に反し、得た金の大部分殆んど全部をそこで消費し、しかもその生活物品は其處にあるものを買つてその用に供する。だから働き工合は支那人よりも勝れて居ないにしても、シベリヤの富の爲めには朝鮮人の方がよい、と云ふにあつた。

第二節 勞働爭議の動機原因

朝鮮社會經濟の中樞をなすものは農生産であるから、農業は相當重要視せられて居るが、工業に至つては従來手工業室内工業の域に止まり多くの勞働者を一所に集めて使用する、工場工業の發達は微々として振はず、従つて工業も工場勞働者問題も左程社會の注目を惹かなかつた。大正十一年

末現在で、常時十人以上の労働者を使用する會社、工場は朝鮮全體で僅かに六六四、その内

從業労働者一千人以上のもの

六

同 五〇〇—一〇〇のもの

九

同 三〇〇—五〇〇のもの

一〇

同 一〇〇—三〇〇のもの

五六

同 一〇—一〇〇のもの

五八三

といふ風に最も多いのは一〇人以上一〇〇人迄のもの、之に次ぐが一〇〇人以上三〇〇人迄で、三〇〇人以上のものは極めて少ないことになつて居る。

さてこの一緒に從業して居る労働者の數の少ない工場の多いといふことは如何なる關係を爭議に有して居るか。多數の労働者が從業して居る處では、資本の威力、待遇の施設等で爭議が容易に勃發しないやうに出來て居る。然るに從業労働者の少ない處では、資本の威力もなく施設も充分でなく、大工場が多數労働者の罷業に依つて受くる損害額の大なること、及び一時に多數の労働者を入替する困難から從業労働者に對する態度が比較的鷹揚であるに反し、小工場では從業者を入替へるにも左程の困難を感じない處から労働者に對する態度に大きなところがない。又大工場では澤山の從業者を使用する爲めに傭者と被傭者との關係は規則に依つて約束を守るといふことになつて居るが、小工場ではその關係が規則的でなく時宜に依つて約束も變更され易い。この非規則的な約束變更

可能性ある點が爭議を惹起するに都合よき因由となつて居る。即ち小工場では雇主も少々無理な注文をしても大したことはないといふ考を有し、從業者も之に對して少々無理な要求をしても、抗議を申出で、も、差支ないと思へるところに爭議の禍根が存在するのである。

由來朝鮮では勞働を賤視した關係から雇主の從業勞働者に對する態度は、恰も奴隸に對する態度に似たものがあり、威壓を以てすればどんなに之を取扱つてもよいと思ふやうな考方をして居た。その一面には雇主は傭人の生活に就て或る程度まで保證を與へて居た。然るに時勢の推移に従つて雇主と傭人との間柄は主従的關係を脱し獨立せる對等の者が自由契約に依つて關係づけると云ふことになつた。そこで従來の勞働者に昔のやうに生活の保證は自分で決めて行かなければならぬ。従つて生活に對する不安と苦痛とが増すと、同時に従來恩惠的に與へられたところのものを、自ら進んで之を要求せなければならなくなつた。加ふるに新時代の思潮たる生存權の主張、利潤公平分配の主張、及び生産は勞働を主要素となすの主張はやがて勞働者の權利、自由觀念を刺戟し、雇主に對して従來の態度を一變し、少し氣に入らぬことがあれば直ちに立つて反抗するの氣運となつた。のみならず同盟罷業、勞働爭議は東西に頻發し、一つの流行たる觀を呈するに至つた。之に反して雇主側は時代に目醒めることが勞働者程鋭敏でなく、目醒めても、それを如實に行つたならば見のあたり不利益を招來する憂があるので、容易にその態度を改めることをせず、依然として舊態を維持せむと

して居るので、こゝに争議は頻發することになつたのである。

小作争議の場合に於けると同じく勞働争議にも他力的要素が尠からず働らいて居た。それは社會主義思想を喰物にしてその抱懐する不平不満を解決せむとする所謂主義者、思想團體員であつて、彼等は小作争議を利用して自分達の名と勢力とを扶植することに努めたと同じく、勞働争議を利用して力を獲得せむとし、百方勞働者を煽動して之を味方に引入れようとした。争議の黒幕中には多くの場合かうした、操縦者が控いて居ないことはなかつた。勞働者の多くは雇主側に比して教育、智識の點に於て餘程の低差がある、しかも堂々たる要求理由、争議交渉條件の理論は殆んど之等黒幕役者の手になり又は手を經たもので、勞働者が結束して雇主に對峙する勇氣も又之等の有識者と看做される者を後援したのむで、強められたものである。

この外勞働争議の思想的動機として團結力の弱及び機會の利用を看過してはならない。個人と個人との争ひてあつたならば雇主と被傭者とは相對立どころではなく、被傭者は哀願、容れられざれば泣寝入、或は業を離れる外致し方がなかつた。處が多數團結する時にはその團結は強くなる、雇主に對して恐ろしい者ではなくなつてしまふ。だから強硬な態度で交渉も進められるし、威嚇的に反省を促すことも出来、従つてその要求も貫徹せしめ得られる、團結の力は何ものをも可能にすと云つた觀念が明確ではなくとも勞働者に懷かれた。其處に勞働争議は行はれて居る。機會の利

用、これは何等かの機會を利用して要求を提出することであつて、多くは雇主の弱身に乘じ、差名の運動に依つて日頃の要求を貫徹しようとする云ふやうかたである。例言すれば、何かの原因で従業者の一人が解雇せらるゝやうな事があれば、この被解雇者に同情し、その復讐斡旋運動に名を藉りて賃金値上又は待遇改善の要求を容れさせようとするの例であつて、之は朝鮮禁働ストライキの常型たるかの觀を呈して居る。今次に一つ二つの實例に就て之を窺ふことゝしよう。

實例一 全南木浦船舶積荷労働者百二十名は大正十四年十二月十八日、日下入港中の船舶に積荷する必要が迫つて居るので、此機逸すべからずと思想團體の使喚を俟ち及び他の値上運動者の例に倣つて、一噸運搬賃二十三錢を二十八錢に値上要求をなし、若しこの要求が容れられなければ同盟罷業をするを揚言した。荷主、運送店側は詮方なく交渉二時間の後要求通り値上をして事落着した。

實例二 全南務安郡荷苗里某植木株式會社採種場常備人夫八十名(男二十名、女六十名)は大正十四年六月二十三日賃金値上を目的として罷業を行つた。時恰も農繁期で一般農家は麥の收穫及稻插秧等の爲人夫の需要多く且つ賃金も高率な時であるから此の際に罷業を敢行すれば値上要求が貫徹されること云ふことでしたのである。

場主は一應拒絶したが、交渉の結果一時五錢方の値上をして(男最高四十五錢を五十錢に、女最

高二十錢を二十五錢に）解決した。

實例三 仁川府花房町二丁目某精米所、選米女工七十名中四十名は選米監督内地人中島某の解雇を要求し、もし交迭しなければ罷業すと稱して大正十四年二月二十四日からストライキに出た。その中島を解雇更迭要求の理由はかうである。中島はかねてより横暴であると云ふ非難が一部の者に依つて唱へられて居たが、罷業の前日中島は男工の一人を殴打した、殴打された男工の母及びその妹も女工として働いて居たが、之を聞いて大いに憤慨し、他の女工に告げ、かくて此機に於て中島の排斥を企てることとし、人を殴打するやうな亂暴な内地人監督の下に働くのは不安であるから、早速監督を更迭して呉れなければ同盟罷業すると云ふのであつた。

精米所主は、殘餘の女工(三十名)及び男工全部平常通り出勤、従業してゐるので別段不自由を感じないから、この要求を不問に附し、罷業に對して何等手を下さなかつたが二十六日に至り罷業者全部無條件で復職して事落著した。

實例四 黃海道海州西榮町一三、乗合自動車部連轉手五名は大正十四年二月三日同盟罷業した。

その動機は、該自動車部は都合に依り連轉手一名を解雇すると云ふ噂があつた。その噂を耳にした五人は之が對策として次の要求を決議し、之を自動車部に提出して罷業した。一、噂の當人を解雇せざることを、二、自動車部の都合に依り是非解雇せざるべからざる時は特別賞與とし

て月給の外に三箇月分の給料を支給すること、三、春秋二季に各夏冬服代金を支給すること、四、月給は一定日に殘金なきやう支拂ふこと。

兩者強硬の態度にて交渉纏まらず、終に警察署長の斡旋を俟ち、第一は連轉手側にて撤回、第二は將來優遇の途を講ずること、第三は保留、第四は月の十五、末日二回に精算すること、尙ほストライキの輕舉につき連轉手側が謝罪すること、して解決した。

實例五 威南永興郡永興邑某印刷所職工四名は大正十四年十二月一日賃金十割の増額要求をしたが一割増給承諾に満足せず同盟罷業した。首謀者李某はかねて雇主から二十圓の借金をして居る、そこで如何なる要求をしても貸借關係上解雇される虞なしと信じ、他の者を煽動して賃金十割の増額を爲し、どこまでも強硬な態度を持つることゝした。雇主は再三就業を勸告したが、一向きかないので他から新たに職工を雇入れ、罷業者全部を解雇してしまつた。

尙ほ模倣に依つて動き、別段痛苦を感じなくても外でやつて居るのに此方でもやらなければ體裁がわるいと言つた風な考からストライキを敢行することがある

偕て勞働爭議の直接原因は如何なるものであるか、その殆んど大部分が賃金問題である事は内地や其の他の所のものと變りはない、今之を統計的に觀察するに次の如くである。

大正八年爭議件數 七九件

賃金値上要求に依るもの

七四件

内 要求容れられざる爲のもの

三二件

要求を有効ならしむる爲のもの

二九件

其 の 他

一四件

待遇改善要求に依るもの

五件

大正九年 争議件數三〇(原因不詳のもの此外に四九件あり)

賃金問題に依るもの

二八

内 値上げ要求

二三

値下げに不満

五

待遇改善要求に依るもの

二

大正十年 争議件數

三六

賃金問題に依るもの

三一

内 値上要求

一六

値下及不拂不満

一五

待遇問題に依るもの

五

大正十一年 争議件數

四四

賃金問題に依るもの

四〇

内 値上要求

一七

値下(不拂)不満

二三

待遇劣過重等に依るもの

四

大正十二年 争議件數

六九

賃金問題に依るもの

六一

内 値上要求

二〇

値下(不拂)不満

四一

待遇改善に依るもの

八

大正十三年 争議件數

三九

賃金問題に依るもの

二九

内 値上要求

二〇

値下(不拂)不満

九

待遇改善に依るもの

一一 (賃金問題と合併せるものあり)

大正十四年 争議件數

六四

賃金問題に依るもの

四九

内 値上要求

三六

値下(不拂)不満

一三

待遇改善其の他に依るもの

一一 (賃金問題と合併せるものあり)

右の如く争議の原因は主として賃金問題であり、其の内でも値上要求に端を發するものが最も多

く、値上反對又は不拂に對する不滿が之に次ぎ、時間短縮過勞忌避等の待遇改善に因るものは少數であるが、それが年々その數を増して行くことは注目に値することである。具體的實例をあげてその一斑を示せば次のやうである。

- (1) 大正八年一月六日京城府内製靴工六十名は製靴一足に付工賃五錢増加を要求して七日間罷業した。
- (2) 大正八年一月十二日黃海道沙里院運搬夫六十名は日給六十錢を八十錢に値上要求し、同時に其の主張を有力ならしむる爲二日間の罷業をした。
- (3) 同年二月五日京畿道永登浦朝鮮皮革會社職工四百五十四名は賃金三割値上を要求し、容れざる爲め三日間罷業。
- (4) 同年同月二十五日龍山スタンダード貿易會社煙草職工六〇〇名は女工に對する工場監督者の取扱が酷なるを憤つて一日間罷業した。
- (5) 同年十月七日開城專賣課出張所雜役夫百八十八名は傳染病豫防の爲寄宿舎收容中待遇不良なりとて同盟罷業一日。
- (6) 大正九年四月三十日慶南昌原郡北面馬山里築堤工事人夫八十名は工事進行上勞力増加を強へられたるに不滿を抱きて一日間罷業。

- (7) 同年五月二十七日慶南東萊煙管製職工二百名は前借勞金返還に不滿を抱きて二日間罷業、
- (8) 同年六月二十二日全北益山郡裡里驛仲仕九十名は賃金一圓六十錢を一圓三十錢に値下げせむと
したのを不當として罷業一日、
- (9) 大正十年三月十一日仁川朝鮮燐寸會社職工百四十一名は支配人に對する反感から三日間罷業
- (10) 同年四月十八日釜山關釜連絡船發著所仲仕百二十名は物價下落の爲め人夫賃金値下せしを憤
慨して罷業一日。
- (11) 同年七月二十四日平南順川郡昌城金鑛坑夫六十名は賃金支拂遅延の爲め二日間罷業、
- (12) 同年十一月十四日釜山牧島硬質陶器株式會社製型職工三十名は賃金値上及び職工監督排斥の
爲一日罷業。
- (13) 大正十一年三月四日慶南大邱線綿工場荷造職工二十四名、勞務過重を理由にして二日間
罷業。
- (14) 同年八月一日咸南三水郡三水守備隊兵營工事土工百二十五名は工事請負者が勞銀支拂停滯の
爲十日間罷業。
- (15) 同年十二月八日京城洋靴各商店職工百四十七名は賃金値下反對の爲同盟罷業九日乃至二十四
日間。

- (16) 大正十二年三月二十三日全北裡里人力車輓子十三名は同僚輓子が解雇されたため一日間罷業
- (17) 同年五月十六日京城朝鮮日報社配達夫十名は販賣係に對する不平から二日間罷業。
- (18) 同年七月二十七日咸北清津鐘詰製造工七十名、賃金値上及労働時間短縮要求の爲め罷業一日、
- (19) 大正十三年二月七日京城府黄金町料理唯一館ボーイ六名、陰正月の休暇要求の爲め一日罷業。
- (20) 同年三月二日全北群山府精米工場二十箇所及労働團體四に屬する人夫仲仕二千六百四十四人は利權獲得の爲め三日間對峙す。
- (21) 同年同月十日仁川府萬石町齊藤精米所撰米女工二百九十名は鮮人に對する差別待遇を理由とし之が廢止要求の爲め一日罷業。
- (22) 大正十三年七月二十四日京城西小門町朝鮮印刷會社職工二十二名、監督排斥及見習制度廢止要求の爲め罷業、
- (23) 同年十一月十七日仁川府宮町加藤精米所撰米女工四百名、監督排斥の爲め十日間罷業、
- (24) 大正十四年三月四日平壤印刷職工組合員百二十餘名賃金値上、待遇改善及團體交渉權確保の爲め罷業十六日間
- (25) 同年七月二十五日京城府二村洞鐵道水害復舊工場人夫五〇〇名、工事請負者が工事の都合上賃金支拂を延期せる爲め、事務所に殺倒騒擾す。

(26) 同年十一月二十二日釜山印刷工組合員二百名、賃、金、値、上、時、間、制、限、待、遇、改、善、等、の、要、求、を、し、容、れ、ら、れ、ず、し、て、罷、業、す。

(27) 同年同月二十二日慶南金海郡蓮永村井農場復舊工事場人夫百五十五名、工賃が他に比して低廉なりと唱ふる者あり依つて値上を要求せしが容れられず、同盟罷業の擧に出づれば雇主は要求に應ずべしとて罷業三日間。

(28) 同年六月九日全南光州木山竹口印刷所職工九名、雇主が職工の一人に對する契約を難くせ付けて履行せざるに依り之を憤りて同盟罷業約三週間

以上の原因を通觀するに以前には單純な原因から争議を始めたものであるが、年と共に複雑さを加へ來り、その要求條件数を増して來て居る、これは労働組合の發達するにつれて争議の効果を大ならしめんとする企圖に巧みになつたのであつて、要求條件の一部が否定されても一部の貫徹を期し争議の名義を立派なものとして、その體面を維持しようとする考になつたからであらう。

第三節 争議の結果及解決

争議の結果、即ち要求の提出者たる労働者から見て、その要求が成功したか否かを觀察するに、不成功に終るのが最も多く、要求の全部が貫徹されなくても一部承認せられたに満足して妥協した

ものも少なくない、今最近五年間に於いて解決した争議の結果表を掲げる。

年次	成 功	不 成 功	妥 協	計
大 正 十 年	八	二〇	八	三六
同 十 一 年	一〇	三一	五	四六
同 十 二 年	二五	二八	一六	六九
同 十 三 年	一一	一一	一七	三九
同 十 四 年	二〇	二六	一八	六四
計	七四	一一六	六四	二五四

即ち解決總數二五四件中成功七四、不成功一一六、妥協六四である。かもし妥協を、要求の幾部分が満たされたと云ふので、不完全ながら之をも成功と見れば、成功は一三八となつて不成功よりも幾らか多いこととなる、が嚴密に成否を區別すれば争議結果の約半數は不成功に終つたものであると云ふことが出來やう。

右の如き結果に終つた争議は如何なる解決過程を経たか。成功は多くの場合雇主が提出要求を至當と認めて之を承認したものであつて、官憲又は第三者の調停斡旋に依つて濫々之を容れたものは割合に少くない。妥協の殆んど大部分は雇主勞働者相互協調又は第三者の中介調停に依り互に讓歩して圓満に解決したものであるが、不成功に至つては要求の容れられざる爲め、或は輕舉を自覺し

て無條件に復職したものであるが、その大部分は要求の貫徹に努め、罷業を断行しても、直ちにその日の生活費に窮するところから儀儀なく無條件従業に出たものであつて、中には解雇せられたものも少なくない、二三の實例をあぐれば、

- (一) 大正十一年二月八日仁川府松坂町除穢人夫集合所糞使運搬人夫四十三人は賃金不拂の爲め二日間罷業、警察では使用人に對してその不當を加諭し賃金を支拂はしめ解決復業した。
- (二) 大正十二年一月十八日全羅北道群山落合、半田精米所精米人夫二百名は賃金値上を要求して二日乃至三日罷業したが雇主の方でその要求を容れることの出來ない事情を語つた爲め各自は進んで就業した。
- (三) 大正十二年八月六日慶尙南道釜山朝鮮紡績會社紡績職工一千六百七十名は待遇改善を要求して二日間罷業したが警察官の説諭を受け、無條件復業した。
- (四) 大正十四年四月十三日平安北道宣川某の家庭建築中、木工三十名は賃金値上を要求して罷業した。僱主の方では頑として肯かす、もし罷業を繼續せば解雇する旨聲明したので、木工等は生計上自己の不利を覺り自發的に全員就業した。
- (五) 大正十四年十一月二十三日慶尙南海郡進永土工夫百五十五名賃金値上の爲め罷業したが、僱主は容れない、二日間の後生活上の脅威を感じ自發的に勞役に従事することゝなつた、けれ

ども幾分怠業気分があつた。

それから不成功の中無條件復業に罷業の主謀者を解雇、戒告、加諭することに依つて解決せられたものも決して尠なくない。殊に主謀者の解雇處分は他の罷業者に痛切な生活上の脅威を感せしむるものゝやうである。

第四節 労働争議群衆 その一

労働争議に参加した人数は、三人、五人といふ少数のものもあるが、その多くは次表に示すが如

争議人数別件数表

年次	人数						計
	100人以上	100—500	500—1000	1000—5000	5000—10000	10000人以上	
大正八年	—	—	—	—	—	—	—
同 九年	—	—	—	—	—	—	—
同 十年	—	—	—	—	—	—	—
同 十一年	—	—	—	—	—	—	—
同 十二年	—	—	—	—	—	—	—
同 十三年	—	—	—	—	—	—	—
同 十四年	—	—	—	—	—	—	—
	1	3	5	23	10	11	19
							71

合	計	二	七	一八	七五	七一	八五	七三	三三一
---	---	---	---	----	----	----	----	----	-----

三百人以下のものが事件總數の約九割餘を占めて居り、三百人以上のものに至つては總數の八分に過ぎない。而してその最高多數は大正十三年度の一件二千六百四十四人と、大正十二年度の一件一千六百七十人とであるが、前者は全羅北道群山府精米工場二十箇所及労働團體四箇合同の利権抗争爭議であり、後者は慶尙南道釜山府朝鮮紡績會社紡績職工待遇改善要求の爭議であつた。五百人以上一千人までのものが五箇年を通じて七件、三百人以上五百人までのものが同じく十八件といふことになつて居るが、右の數字は一面朝鮮では未だ多數の労働者を使用する大工場が少ないといふこと、並に各所の労働者が相一致して行を共にすると云ふ處まで進んで居ないことを物語るものであらう。

朝鮮に於ける労働爭議にあらはるゝ人員即ち労働爭議群衆の數はその大部分が三百人以内であること云ふことは右に述べた如くであるが、その群衆性情は如何、その構成、その結果、その行動及びその解散の狀況はどんなものであるか、左に相當社會の注目を惹いた爭議實例をあげてこれ等を觀察して行かう。

時は大正十四年十月九日、大邱驛運送人夫四百名、賃金三割五分値上の要求から同盟罷業を敢行した。當時大邱驛附近には運送店の看板が恰も雨後の筍の如く頭を擡げ、内鮮人合せて二十七軒の多

數に上つた、然るに大邱驛發著の貨物數は之に應じてその量を増さぬ、従つて各運送店間には荷物取扱上の競争から荷物の爭奪戰を開始することゝなつた。かくて荷主側の歡心を得んが爲めには人夫を増し運搬費を減じて荷物の敏捷な取扱と運賃低減を實行しなければならぬ。その結果收入よりも經營費が嵩むと云ふ無理な現象を呈し、この無理が人夫賃の頭をへ、ネル、ことゝ化し、ヒドイになれば何とかかとか云つて實際賃金の五割位しか人夫に渡さぬ店もあつた。競争は人夫の需要を減ずる處れがない、そこでこの頭ハネに憤慨した人夫達は、此際一つ値上要求をすれば要求が直ちに貫かれと云ふ勞働視聽會の主張に依頼し、我も〜と同會に加入し、十月一日記名調印した（其の數四百名）賃金値上要求書を作製し、之を同會長から大邱運送店組合長に手交した。その要求書の主旨は「現状の收入月二十圓乃至三十圓では大勢の家族を抱へて到底喰つて行けぬ、だから平均約三割五分の賃金値上をして貰ひたい、そしてその回答は十月八日まで、もしそれまで回答がなければ同盟罷業を斷行する」と云ふのである。右要求書に物々しく調印した署名者は四百名も頭を並べて居るが、毎日勞役に服する者は二百五十名位、それも運送人夫と兼職業的に稼ぐものは極少數で、他の大部分は、失業者のチゲクンかさもなければ農閑期を利用して出稼にやつて來た農業者達であつて、親睦會側は一人でも記著名の多い方が、會の勢力を張り、他に對して押しかきくと考へ誰れでも加入させ、一方加入者はこの運動で賃金が増せば自分達の收入も自然殖えるといふ考から記名調

印したものである。

全維南道長城の主として仲仕から成る勞働賃金組合は組合員百七十名、毎日各自收入勞金の五分を積立て、その額六百圓となつた。之で相當の維持策が講せられると云ふので幹部は團體の力を以て横暴の態度に出で、組合員以外の勞働者を脅迫して就業せしめず、長城に於ける勞働を獨占するの勢を示し、やがて大正十四年十二月に入るや荷主又は運送業者に勞金値上の要求を提出した。そこで荷主、運送店側は勞賃組合側が勞働權を獨占してから値上要求をなすと云ふ横暴な態度を憤りその向ふを張らんか爲め、協議の結果別に仲仕組合を組織し、勞賃組合の手を離れて貨物の運搬をなすこととした。(十二月十一日)

是に於て勞賃組合員全部は十二月十二日から罷業し、一方三、四名宛手を分つて仲仕組合員の個人訪問を始め、從業してならぬと強談する、仲仕組合員も後難を恐れて仕事に出ない。各運送店が店員を派して仲仕組合員の狩出しに努め、出役することとなるや、勞賃組合員は二、三人宛各所の樞要道路に張り込んで、仲仕組合員の運搬を阻止する方策を執つた。

運送業者側は飽迄強硬、勞賃組合員を一切使用せず、仲仕組合員を勵まし、尙ほ附近部落の日稼人夫を狩り集めて出荷に支障を來さない。勞賃組合は其の始め甲子青年會、勞農共濟會等の後援をたのみ、軍資金六百圓をたのみ、飽迄其の主張要求を貫徹すべく其の氣勢當るべからざるものがあつ

たが、罷業二三日と日を経るに従つて組合員中生計困難を訴へるものが出た。組合はかくて積立金中から組合員に一圓四十錢乃至五十錢を給與したが、その給費一日約六七十圓、六百圓の積立金があつてもあと一週間もてるかどうか、積立金が悉く盡きた頃には荷主運送店側も労働者供給の善後策を講じてしまつて、組合員の就くべき職業がなくなるであらう。窮地に陥るのは火を見るよりも明かである事に氣付いた組合員はこゝに非常な恐慌を感じ出して來た、幹部は周章狼敗之が善後策を考究したが、見すゝ運送店側の軍門に降伏するのは本組合の體面を汚すことになる、そこで同地の有力者たる靱摺業内地人某に労働者の窮狀を訴へて同情と調停方を乞ひ、且つ長城警察署長に泣付いて調停方を嘆願した。

かくて協調は試みられ、勞銀組合幹部の半數は運送店荷主側から選任すること、該組合員以外の者を使用するも異議なきこと、賃金は荷主及組合幹部協議の上決定することで手打となり、脱兎の勢を以て立つた組合は處女の如く寧ろ荷主運送店側に有利な取り決めに満足して、十八日から全部出役従業することゝなつたのである。

大正十四年十一月二十二日釜山印刷工組合員二百名(釜山印刷株式會社外八工場の職工からなる)はかねて提出した賃金値上、時間制限、待遇改善等の要求が容れられないといふので同盟罷業を斷行した。此の同盟罷業に於て最も興味を覺えるのは群衆の先頭に立つた首謀者の態度である。その

態度を窺ふ爲めに、今少しく爭議の經過を述べて見よう。

首謀者は主として金某外一名の兩人であるが、彼等がかねて印刷工二百名を以て印刷工組合を組織した。その組織の動機は多數の者が一致團結して居れば一朝何かの事ある場合にその團結力に依つて容易に之を解決することが出来るから、と云ふことであつた。そして金は同組合長となり他の一名は顧問として諸種の劃策をめぐらして居た。かくて兩人は賃金値上其の他十箇條の要求條項を草案し、十二月十五日組合會を召集して草案の説明をなし議題に附して集會者百三十名中百二十八名の多數を以て原案通り可決、やがて十七日この可決せる要求書を印刷同業組合に交付して挑戰の火蓋を切つたのである。(附註參照)

同業組合から財況不振の折柄この要求に應じがたいと云ふ回答に接するや(二十一日)之が對策として翌日より同盟罷業を斷行し、雇主側の反省を促す公開文を同業組合並びに府内各新聞記者に交付し、且つ各地の團體に應援を求むる急告文を發し、交渉委員三十名を擧げて交渉の局に當ると云ふ(附註參照)

頗る大袈裟な示威、宣傳、輿論を喚起して行動に氣勢を高むる方法を採つたのが同業者の態度は硬い。同業組合は一社を除く外全部内地人經營の印刷業者であり、職工も内地人鮮人半數宛使用して居る事であるから鮮人職工が罷業しても業務の上には差したる支障もない、且つ待遇改善の要求事項は已に三四の工場に於て採用して居る事だから、今回その要求通りにしてもよいが、今之を容れた

のでは罷業と團體行動の威力を恐れてその要求に應じたるが如き形式となり、他の勞働者を多數使用する工場及び將來に悪影響を及ぼすものとなること云ふ理由の下に今回提出せし要求の一箇條たりとも容認せず、尙ほ、組合長及び顧問兩者が首謀者として職工を煽動したものでその煽動の結果罷業となり、業務に溢滞を來たしたのだ、と兩名を業務妨害として告訴を提起し、罷業者に對して二十三日朝迄に就業しない場合は斷然解雇する旨通告を發し、他方内地又は京城から新職工を補充する手筈を定めて強硬な態度を示した。

二十四、五、兩日に渡り印工組合委員四名は同業者代表四名と會見交渉を重ねたが同業者側の態度が強硬なので、交渉は全く不調に終つてしまつた。この強硬なる態度を見た組合員は恐惶を懷き來り今次の組合行動を危ふむ念に襲はれて來た、と同時にたゞは各地から聲援電報に勵まされても物質的援助の乏しき爲め（同情金を送附せしもの五團體内譯元山印刷職工組合五圓、東京印刷工組合十圓、京城印刷職工組合二十圓、平壤麵粉組合十九圓、海州店員親睦會七圓、合計六十一圓）罷業職工はその生計に窮する有様になつた。若し同業者側が實際新職工を募集して來た曉には、罷業者は職を失ふことになりはせぬか、この窮狀この不安は團體結束氣分の情氣を生じ、團結は自づから崩壞するより外ない状態に陥つたのである。

そこで組合長及び顧問は自分達が先に立つて組合員を指揮した關係上その立場と體面を維持せん

とし、釜山青年會長及び東亞日報釜山支局記者に、たとひ要求中の一箇條だけでもよいから容認して貰ふやう交渉に盡方して呉れと頼み、一方組合員の阻喪せる意氣を慰撫挽回することに努めた。が青年會長、記者の同業者訪問折衝の結果に不面目に終り、罷業者の三分の一以上は密かに舊歴主を訪ふて復職を哀願するの状況となつたので、組合長は病氣と稱して難局逃避を企て、顧問は會を脱退して責任を免れると云ふ、するい方策をとつた。

首謀者が雲隠れしたあとの組合は結東直ちに崩れ、同業者側からの復職懇意に機を得て復職するもの百餘名、其の他は或は職を他に求め或は他地に轉する等思ひくの途を辿ることとなり、爭議は全く龍頭蛇尾に終りを告げたのである。罷業職工の大部分は組合長及顧問兩人の無謀な策動に乗せられて莫大な損失を見たど兩人に對する怨聲をあげ、組合長はこの怨聲にたまりかねて遂に京城に走つてしまつた。

附 (1)

要求條件

一 九時間制度即時實施

二 夜業全廢

三 公休日は二十日以上出勤者には之を有効にし、遅刻と早退は全然關係せざること。

四 新入見習生の賃金は六十錢を以て最下とす。

五 現在五十錢以下の者には六十錢迄其れ以上の者には凡て三割増給すること。

六 勞働中負傷の節は全治迄治療費及給料を支拂ふこと。

七 解雇の際は解職の言ひ渡し後滿一箇月の猶豫を與ふべし。

八 解雇の際は解雇手當として滿一箇年勤績には一箇月分其れ以上の者には二箇月分を支給すること。

九 見習生の年齢は滿十五歳とし學力は普通學校卒業程度とすること。

十 本組合員の死亡の節は會員全部、組合員家庭に於ける吉凶の節は各工場の代表者(役員)を總て午後は有給にて出席せしむること。

十一 待遇上差別を撤廢すること。

十二 有故の際は本組合に直接通知若くは交渉すること。

十三 要求書提出後滿一箇年間は事情の如何を問はず絶對的解雇せざること。

追て來る本月二十一日迄御回答無之候場合は以上の條件を全部御承認の事と認め申候也

附 (2)

公開狀

大正十四年十月二十一日付を以て貴組合より本組合に對する最後の御回答を正に接平致候處實に驚愕の至りに候本組合は本年七月六日付貴組合に提出致したる警告書にも聲明したるか如く決して本組合は過激に流れず飽迄合理的立場から互讓妥協を以て眞の勞資協調を如實に實現せしめ以て貴組合も本組合も共に社會の模範團體たらん事を衷心より願望致したるにその願望の甲斐なく遂に斯る御回答書を接手致すに付てはその餘り不常識の無誠意に愕然たらざるを得ず、本組合に於ても吾人絶對的に望まざる同盟罷業を斷行するに付ても、之をなす今一度貴組合に接衝なさんと思ひしに、これは意外寸毫も顧慮せしめる餘地も與へず貴組合から挑戰をなすに於ては本組合は不得已被動的に之に従はざるを得ざるの境地に逢著致すは本組合の最も遺憾に堪へざる處なり、依つて茲に斯る公開狀を發する次第に候此の段篇と御了承下され度御願申上候

附 (3)

急 告 文

吾人の正當な要求を無誠意の横暴な資本主側の挑戰的の回答に不得已吾釜山印刷工組合에서도被動的な應戰하여야茲に戰線を布施하여야死生を決斷하겠스니 우리를 사랑하시는貴會여物質的의 더구나精神的의를大々的의輿論을惹起하여서應援하여주시기를茲에熱々望々합니다。

追今日부터同盟罷業을斷行하얏습니다。

平壤洋襪三十工場に働く職工七百二十八名は大正十四年四月十五日同盟罷業を斷行し、約二週日の闘争議をつゞけたが、その経緯と群衆氣分は次の如くである。

二月洋襪職工組合が賃金値上、待遇改善を要求した時工場主達は組合の威に押されて屈辱的にその要求の殆んど大部分を容認せる協定をした。日が経ち、協定を實施する段になつて、この協定があまりに屈辱的であつたことに憤りを感じた工場主側は生産組合を組織して四月三日會合協議、(1)製品の賣行不良なるの故を以て二日締結せる協定を承認せざることを、(2)今後職工組合とは斷然一切の交渉を斷ち職工個人との自由交渉をなすべきことを決議し、之を書面にして職工組合に交付した。側面職工組合威嚇策として「團體の暴力を以て賃金の値上を要求したり、高い勞金を任拂はねばならない者を使用して居たのでは不安でもあり、又生産費が高まつて引合はないから、寧ろ之等の憂なき支那人勞働者を使用した方がよい、支那人を使用すれば従來の半分或は三分の一の生産費で事足るのでから」と云ひ振らし、二、三の工場では鮮人職工を解雇して支那人職工を雇入れ（鮮工三十餘名を解雇して支工十名を雇入る）或は安東縣に人を派して支那人職工を募集することゝした。支那人使用の噂は單なる示威宣傳であり、よもやそんな事はすまいと思つて居た組合側には、支那人使用の事實を見、募集員の派遣を聞いて、今更の如く恐慌を來し、四月五日委員會を開いて、工場主側よりの書面は意味不明として返戻すること、支那人を使用するは鮮人無産階級を無視、壓

迫する事だから之を排斥すること、工場主側が職工と個人交渉を望む眞意は値下げの前提である、もし事實生産者が利益なしとすれば、吾等組合から自發的に値下する必要があるから、生産者に就いて事實調査を執行すること等を決議して之が實行に著手した。

かくて四月六日組合代表者三十名は支那人を使用する工場に押しかけ「朝鮮人は朝鮮人職工を使用するのが當然だ、僅かの金銭問題の爲め支那人を使用するが如きは同胞愛に欠けた事ではないか、若し噂の如く平壤の洋襪工場が共同して五百名の支那人を備ひ入れる事實現せむが、それは由々敷社會問題を惹起することゝならう、依つて此際支那人の使用を是非とも中止せられたい」と申し込む、處が工場主は之に對し「如何に朝鮮人同士だからとて生産者はみす／＼損害を我慢してまで朝鮮人を使用することは出来ない」と云つて申し出でを拒絶してしまつた。

雪辱的氣分に燃ゆる工場主側の態度は飽迄挑戦的となり、各二百五十臺からの洋襪機械を有する四工場は工資高く利益なしの理由を以て工場を開鎖し（四月七日）、他の二工場は賃金値下を申し渡し、一工場は三十餘名の職工に對して解雇を申し渡した（四月九日）。是に於て職工組合は之か對策を協議、(1)二月生産者側と本組合との間に締結した協定を生産者一方の意志で變更したからとて本組合及び生産組合の存立する限り、その協定は效力がある、然るにこの協定を無視した點に就ては飽迄その責任を問ひ、休業を宣した者にはその不法を責めて對抗すること、(2)支那人を雇ふ工場主

には之が解雇を勧告し、支那人には退去を迫り應じない時は撲滅策をとること、(3)地方又は工場以外に作業する職工は従來工場職工より賃金が低い、之をそのまゝにして置いては本組合に多大の妨害を及ぼすことになるから、此際之等の者にも同様の賃金を受くるやう勧誘し、もし應じない場合にはこれまた撲滅策をとること等を決議し、この決議に本づきて交渉委員をあげ、二百名以上集團して支那人使用工場に押しかけて、支那人の退去方を強要し、閉鎖工場に押しかけては閉鎖の理由を詰問する、かくて過激、暴舉直接行動のわざを以て檢束せられる者(七名)出づるや、檢束の理由を質し、之か放還を警察に迫り、一方各地の團體に通報して應援を乞ひ、府外同業職工に組合加入を勧誘し、各團體からの激勵文、激勵電報、激勵演説に激發されてその氣勢當るべからざるものがあつた。

然し日の經るに従つて組合員は生活困難を感じて來たので、生産組合に加入して居ない工場を訪れ、表面だけ従來通り裏面は値下額に満足する條件で就職方運動し就職するもの百五六十名に達し、一部の者は窮餘の策として竊かに工場主から機械を借り受け自宅作業に従ふことを始めた。加ふるに組合に加入してない職工は此際工場主の信用を獨占せむものと、争ふて自宅作業をなすことゝなつたので、罷業職工等は、全く失職することを虞れ競ふて自宅作業を營むもの激増し、中には組合を脱退して生産者側に忠勤振を發揮するものさへ出づるに至つた。

かういつては組合の結束も堅くない、組合は之が應急策として四月十四日協談イ屋主側が賃金を従前の通りとし支那人を使用せざる條件にて復職を求むる者に對して復職する職工は組合委員の雇主側に對する交渉を俟つて復職すること、口復職した職工は任意に同情金を輸出して未就職職工に贈ること、ハ警察に檢舉せられた者の家族に對し組合員は同情金を出し又は組合基金を以て救済すること、などを決議したが、生活貧乏から軟化した組合員は半数まで結束決議を賛成す、工場主から機械を借りて自宅作業に従事し、組合に空名を存するもの、やうに生氣を失なつてしまつた。一方強硬な態度を持して居た生産者側も、いつまでも我を張つて居たのでは損失の嵩むだけであり、職工組合員も軟化しかつて來たのでおい／＼生産者組合申合せに遵はず、單獨に職工の要求を容れて逸早く生産利益を揚げやうとする者があられ、かゝる團體行動に其の軌を一にしない者を懲罰する爲め、組合せ違反罰金五百圓を徴収すべしと相談する事から各意見の衝突を來し、漸くその結束が弛緩して來た。

府尹はこの状態に鑑み四月十六日職工組合幹部を招いて調停を試みるから自分に全權を委任するやう申出でた。組合側はこの申出に對し、書面を以て回答して曰く、組合からは五名の委員を選出し、生産者側委員と府尹立會の上解決協議すること。府尹は之を受付けない。此の危機に居りながら組合幹部は調停全權を委任することは自分達の無力を表明し、面目の失はれむことを顧慮して敢て

「お頼みする」ことは云はない。之を耳にした朝鮮日報支局長は幹部の不明を説服して府尹に全權を委任することをすゝめ、同時に各工場主を屢訪して解決運動を試み、商業會議所副書記長も亦兩組合を説き府尹にその解決方を委任するやうすゝめた。かくて兩方とも調停全權を府尹に一任したので府尹は四月二十五日兩方代表者各四名を招き、兩者の主張を折衷せる解決案を提出し、支那人は可成使用しないこととしてお互に解決するやう懲通するところあり、兩者いづれも之を承認し四月二十七日から全部復業したが、約百名は失職するの止むなきに至つた。

次に、も一つ自由労働者が一時的群衆状態を構成した事件を述べよう。時は大正十四年八月三日夜半、漢江人道橋畔に一大騒擾が勃發し數千の群衆暗に乗じて暴威を逞うし破壊傷害の慘狀を呈した。これは次の如くである。

(イ) 騒動の前 漢江未曾有の出水に依つて破壊された人道橋畔及び中島堤防復舊工事は減水以來夜を日について急かれ、そこに働らく人夫は二千人以上に達した。復舊工事は大部分土砂運びであるから、之といふ技能も要らない、たゞ負荷力があれば誰れでも就業し得るので水害に遭つた者は勿論、常には之といふ仕事を有たない者、乞食までも仕事に従つたのである。賃銀は大部分出来高拂であるから普通は一圓二三十錢であるが、勤怠に依つて一二圓以上になる者もあれば又ほんの僅草錢にしかたらない者もある。労働は殆んど悉く自由労働であつて契約労働でない

から、その移動は極めて頻集で、勤務状態も各自思ひ／＼留仕事に出ても晝後は働かないもの、五六回砂を運んで止すもの、二三日繼續就業して二三日休むもの、中には晝夜ぶつ通しに就業するものもあると云ふ風であつた。

悲惨な水害にわつて家族の生活に窮するところから働いて居るもの、中には、得た賃金を家族の食料に代へなければならぬ者もあるが、他は多くの者は右から左、少し餘裕があれば直ちに酒と賭博に走る。工事現場附近には何十と飲食小屋が見はれ、漢江附近龍山、永登浦、賢柔津にある居酒屋はどれもこれも大入満員の盛況を呈し、この好景氣に乗じて之等の労働者の有金を目當に入り込む賭博常習者は晝さなし夜さなし各所に賭場を開張する、大部分の労働者は仕事を休んで之に加はりこして財布を空にしてしまふ。

酒屋と賭場との二大搾取源にとりつかれた労働者は少しでも多くの金を得た、かくて賃金増額の要求にその途を見出さんとした。或は運搬距離が長くなつたから、或は砂質が重くなつたから或は晝働いて引續き夜業に従ふ時には倍額以上の割増を對して呉れなご増賃を申し出づる者が續出した。然しながら労働者が雲集して居るので、現在、賃金でいけば他の人に人を求むること極めて易々たる労働需給の關係から、値上要求は一つも貫徹せられない。

この値上要求が貫徹せられない爲に現はれた一種の不良分子は從順に就業する労働者に對して罷

業を勸告する、若しこの勸告に従はなければ毆打を以て之を強迫するものさへ出た。そこで請負側では監督に注意し監督は嚴重に之等の不良分子の手の届かないやうに監視し、怠業的な態度や私語しあふ者までドシ／＼追拂ふ、時には鐵拳を振ふこともあつた。けれどもこの監督は五六人に過ぎないので到底全部に渡つて監視の眼が届かない所から鮮人勞働者の中から監視補助員を任命し、監視せしめたが之等の者は表面怒罵叱責の威貌を見せても裏面は何時勞働者にやられるかも知れないので内地人監督の眼から離れたところでは見て見ぬ振りをして居る、かくて一種の反感は勞働者の大部分に懷かれたのである。

(ロ) 騒きの起因 八月三日の夜は工事の都合上約三百名の者が夜業に従事して居た。仕事に従事して居る者はそろ／＼倦きが來、遊んで居る者は居酒屋でメートルを揚げ、そこには一團一團賭博に夜は更けて行く眞夜中頃内地人監督の一人が人夫の一人を毆打した事件が勃發した。それは豫て請負者事務所の物置場には工事用のカマス數百、水害罹災者に貸與する爲めに作つた三四百のチゲを置いてあつた。處が夜になると之を竊取し去る者があり、始めの間は左程、眼に付かなかつたが日の経るに従つて、その減り方が著しく、チゲもカマスも餘すところ僅少となつた。内査して見ると人夫か或は砂上に寝る床にする爲め、或は自宅の小屋掛に使用する爲め、或は之をマツカリ一杯飯一碗の代として飲食店にやる爲めに持ち去ることが解つた(河原一面に出て居る飲食店

の小屋掛の壁や屋根は全部このカマスを解いたものらしい。そこで事務所では監督を付けて盗難のないやうに見張つて居た。そこへ私かにやつて来てカマスを盗み出さんとした者を捕いて毆打したのである。毆打された人夫は悲鳴をあげて救を求めた。この聲をきゝつけて従業人夫二三十名は集まる、集り來つた人夫は、なせ毆つたかと云ひ、監督がカマスを盗んだから懲らしめの爲めにやつたのだと云ふを聞くや、盜人は警察へ突出せばよいではないか、猥りに人を毆るとは人道を無視して居る、人道を無視して居る奴に對しては我等も私刑を加へてやらうと敦圍いた、監督は自分がこの負傷の治療費を負擔し、直ちに醫師の家につれて行くから騒いでくれるなど云つて、負傷者と共に其の場を去つてしまつた。

憤慨に氣の立つて居た詰責團はしばらく、そこに佇立して居ると、この出來事が口から耳へと喧傳されたものか、續々集つて來つ人々千名以上にも達したらう。そして二言三言の言葉から集り來ただけの者は悉く報復の群衆となつて暴行を逞ぶした。その模様を略記すると次のやうである。

時は眞夜中、事件が何處でどうして處理されたか、それは只言葉に依つて知る外途かない。「どうした」「どうした」之が集り來る者の第一の質問である。「日本人が朝鮮人を毆つた」之が第一の答へである。日本人監督が朝鮮人々夫を毆打した事件だと云ふことが群衆に行き渡つた頃には次か次へと流言が放たれた。「ヒドク毆つたので血が出た」「重傷で至急醫者へつれて行つた」「打倒れて血にま

みれ身軀もしなかつた」「死ぬだらう……」「殺してしまつて、その死體を捨てに行つたのだ」「醫者へつれて行つたと云ふのは口實だ、人を殺して置いていゝかげんに吾々を誤魔化さうと云ふ、いつものやり方だ」之等の言葉が口口に高唱されるや、群衆の中から「復讐だ」「ヤツツケロ」と怒號するものあり、群衆はやがて憤激の頂上に達し、工事を務所に押し寄せかゝつた。

「なせ人夫を殴り殺したか、その本人を出せ」群衆は事務所に居る監督につめ寄る、監督三四人は「太した怪我でもなく、決して死んだのではない、醫者の所へ行つて本人は居ない、歸れ」と制止したが何等の効果もない。毆打報復の目的がないが爲の不満は直ちに日常抱懐せる反監督の念と化し、どこからともなくばら／＼監督目かけて投石が始まつた、監督は威勢を示して解散を迫つた。そして、そこに小競合が開始されるや監督等は對抗するのが不利益だと覺つて逸脱を試みた。此時群衆は「ソレ逃げた」「逃かすな」「打殺せ」「殴り殺せ」夢中になつて監督等を追撃包圍し、石を投げつけ、棍棒を振りまはし、タル木、測地用ボールの折つたものなどを以て打つてかゝり三名の者に負傷を與へた。一名は重傷を負ふたが、それは逃げる時過つて小溝に陥るや群衆は、それを目かけて松丸木の鐵道枕木を滅茶苦茶に投げつけ遂に類死の状態に陥らしたのである。

かくて一方事務所は全くあとかたなきまで破壊し、去つた群衆は、その勢に驅られて同地附近の土不部出張所を襲ひ、負傷者二名を出し、同所を手りつけられないやうに破壊してしまつた。

監督所員は難を附近巡查派出所に避ぐるを群衆は小さく派出所を十重二十重に包圍して逃げ込んだのを出して引渡すよう巡查に交渉を始め、多くの者は罵詈雑言、雑言、投石を致す有様、巡查は殴打の本人は此處に居ない事を諭して退散を求めたが、承知しない、其の内に誰かを殴打して監督は手の指が一本不具であつたと云ふ、そこで群衆の前で退難者の指實見を始めたが、それらしい者は居ない。隠して出さないのかと云ふ者もあつたが隠れ場もないから駐在所なので、群衆は張合ぬけて居る時、急報に依りかきつけた龍山署警官は署長指揮の下に急行し來り、直ちに解散を諭示したので、漸く四散してしまつた。

此騒動にあらはれたものに二つの注目に値するものがある。その一つは事務所や土木出張所襲撃の時電燈線、電話線と切斷して破壊にかゝつた事で照明器と通信器とを破り照明及び通報を不能に陥らしめたことでこの相當許容的なやう方に依つて騒動首謀者は單なる人夫のふでなく、その中には多少知識を有する不良の輩が働らいて居たものと推することが出来る。次に興味ある事は、事務所を破壊し、物置を破壊し出張所を破壊したがその際、工事の材料や家屋の破片等を悉く持ち去られ、出張所にあつた重要な測量器などはそのまゝになつて居たことである。これは騒ぎを利用して現實生活に役立つものを竊取したのであつて、これは一方作問の不法侮辱に對する正義の憤りから報復を絶叫する者があれば、それに附和する者の中には寧ろ極ざらへにつとめた者が少からず交つ

て居た事を物語るものであらう。

第五節 労働爭議群衆 その二

労働爭議群衆の一般状態は前節に於て之を略述したがさてこの群衆は如何なる所に多く、如何なる業態に従事するものに多く、而して従業者中如何なる労働者に多いかを觀察すれば、次の如くである。今爭議の生起数を道別にするに次表の如く大正八年から十三年末までの總生起数（地方名の確實なるもののみ）三百七十七中其約半数百五十五を京畿道が占め畿南の三十三か之に次ぎ平南、全北、咸南之に次いで居る。

労働爭議生起表（大正八年より十三年末まで）

道 別	京 畿	平 南	全 北	咸 南	江 原	忠 南	全 南	忠 北	計			
件 数	一五三	三三	五	元	一六	一五	二	八	六六	五	一	三三七

これはほぼ各道會社工場数の多さに相應するやうであつて、當時十五人以上の労働者を使用する會社工場数は次の如くである。

會社工場数表（大正十一年末現在、全會社調査）

道 別	京 畿	平 南	全 北	咸 南	江 原	忠 南	全 南	忠 北	計		
會社工場数	三、四〇二	六、九七	五、〇六	五、〇四	三、三三	三、三九	一、九四	一、〇七	六、六二	六、四九	六、四九

廣河北道	八	海州	兼三浦	遠安	安岳	沙里院	平山	鳳山	金川	計	一六
黃海道	五	五	二	二	二	一	一	一	一	計	一五
咸鏡北道	三	三	三	一	一	一	一	一	一	計	一一
江原道	二	二	二	一	一	一	一	一	一	計	八
平安北道	三	三	一	一	一	一	一	一	一	計	六
忠清南道	二	二	二	一	一	一	一	一	一	計	六
全羅南道	二	二	一	一	一	一	一	一	一	計	五

(以上諸表の材料は社会調査同盟職業一覽表に據り、大正八年一月より大正十三年末までのものである)

右諸表に依つて明らかなる如く労働争議は小作争議とは異なり都市に於て多く行はれて居るが、これは朝鮮の會社及び工場が都市及び都市附近に集中して、都市以外の處には稀にしが存在しない事實に由来するものである。

勞働爭議を惹起した勞働業態を通覽するに製靴業、運搬業、皮革業、土工、煙草工、精米工、金屬製作、雜役、印刷製麴、車掌、運轉手、鐵工、製鹽、荷造、集配、木挽、電氣瓦斯工、製鹽、洋服工、辯士、銀行員、新聞記者、製鐵、煙管製造、大工、船大工、事務員、工夫、仲仕、車夫、煉瓦工、各種人夫、燐寸製造、採炭、坑夫、製絲工、製型工、牛馬荷車業、紡績工、洗濯夫、草取、製材鑄金工、製紙、漁夫、ゴム工、靴下工、製粉工、鐘詰製造、鐵道工、縫工、仲買人、ボーイ、選米女工、機械工、植字工、絲操工、石工、女給、採伐夫、豆腐賣子などその業態は各種の部類に渡り、而して爭議を惹起したものは如何なる部類の勞働者に多いかと云へば次表の如く、

業態別爭議件數人員表

業	別	件數	人員
洋靴	皮革具工	四三	一、五三九
話人	夫	四一	四、六三三
仲仕	運搬人	二三	四、四三八
績	夫	二一	二、七六三
精米	工	二〇	四、四一七 (女工を含む)
印刷	工	一八	九五六
土工	夫	一五	一、六九九

靴 下 製 工	一三	五八八
製 絲 紡 績 織 工	九	一一三三六 (女工を含む)
洋 製 工	九	三四〇
煉 工	八	一、一九九
ゴム 製 品 工	八	三四四
金 屬 製 工	八	四二八

備考

右表は大正八年より大正十三年末迄に生じた争議を業別に分類し六箇年間に八回以上のものを表示したもので、他の業のものしるくあることは前述の如くであるが、六箇年間に一回乃至三四回のものだけであるから之を省略した。

鑛夫の件数人員は大正七年年から十二年六箇年間のものである。

洋靴皮革工が四十三件で第一位に居り、次が諸人夫の四十一件、次が仲仕連送搬夫の二十三件、次が鑛夫、精米工、印刷工、土工夫、靴下工等の順序である。

以上に於て觀察せられるが如く朝鮮の勞働争議群衆は都市及び都市附近にあらはれ、その人々は小資本経営工場に働くもの、又は雇傭契約の拘束が薄弱なる業態に従事するもの、又は相當の知識を必要とする業務に就くものなどに多いやうである。即ち業態別争議件数人員表に就て云へば洋靴皮革具工、靴下工等が頻繁に争議を惹起して居るが、之等の工業は朝鮮では極めて小資本で経営出来る職業であつて三四人の職工を使用して居る小工場でも相當の収益がある。而してこの職業は未だ

大工場組織に依つて經營するものがない爲め、小工場が非常に澤山市井に散在して居る。小資本たるが故に景氣不景氣に影響されることが強く従つて經營主は之に應じて勞金を上下しなければならぬ。景氣の時の賃金値上は人情として速かに行はないが、不景氣時の値下は逸早く之を斷行する。一方かゝる工場に働らく職工は大工場に働らく者よりは經營主の利益損失の目につくことが容易であるから、經營主の意嚮を速に察し得、之に對する應策として同盟罷業に出づるといふ譯である。諸仕事に使用する人夫、土工夫、仲仕運搬人などはその雇傭契約が一時的もしくは、使用資格に限らず誰れでも使用するといふ、極めて薄弱なものである業務であるから、其處に働らく人々の間には責任觀念を重んずることが少ない、そして之等の仕事は體力、腕力が必要とする結果、力を以て集まる、従業者は殆んど力を頼みとして働いて居るのであるから、氣の荒い點に於ては、他に之を比すべきものがない、雇主の仕打が少し癢に障ればすぐやつ、けようと云ふ人々が少なくないのであるから、争議の生ずることの多いのも當然であらう。

印刷工場に働らく者は少なくも文字を解する以上のものであり、相當の知識を有つて居るものが少なくない、従つて社會的運動又は思想的運動等に耳傾ける事が他の勞働者に比較して著しく、雇主への要求も多くなるのであらう。

之を要するに労働争議にあらはれた群衆は團結の力を以てすれば如何なる要求も貫徹せられると

いふ信條に依つて動き、その當初は各々その部署を定め當るべからざるの勢を以て出發するが、やがて其間各種の理由からその勢力を持続し得なく龍頭蛇尾に終つてしまふ。殊にその爭議進行中強硬なる障害に遭遇した場合には之を打破し又は之を忍んでその初志を貫徹する忍耐と努力とを惜しんで居るかのやうに思はれる。

여백

第三章 學校盟体に現はれた群衆

第一節 朝鮮の學生

古來朝鮮の教育機關としては中央に成均館及東西南中の四學、地方各府郡に郷校、各面洞に書堂と云ふものがあつた、成均館、四學、郷校は科擧に合格することを以て唯一の教育眼目としたので従つて此處に學ぶ學生は當時の治者階級、特權階級たる兩班儒生の子弟に限られた觀があつた、書堂は科擧に應ずることの出來得ない階級の子弟に與へられた唯一の教育機關であるが、此處での教育目的は他の三者の如く科擧が目的でなく漢學と漢字に通じて普通文字ある人となることが目的であつた。

科擧とは官吏任用資格試験であること、云ふまでもない。そして書堂を除いた成均館、四學、郷校は官立であつたから、この三者は官吏養成の機關學校であつたとも云へ得る。従つて此處に學ぶ學生は官からは愛護せられ、民からは尊崇の的となつて居たので、自尊の極可なり鼻息の荒いことを敢てし、意に満たないことでもあれば意見書を上り、或はストライキをまで敢行することがあつた。朝鮮に於ける同盟休校は今から三四百年前已にこの官學から始まつて居るのである。韓末甲午の革新に際して階級制を打破し、庶政一新と共に教育制度も改められ、併合後本府が教育機關の設

備と銳意その充實に努めたる結果、學校數は普通學校一千餘、高等普通學校三十餘、實業學校四十餘、專門學校十餘(大正十三年末)を算し、その學生生徒數、普通學校生徒三十九萬餘人、高等普通學校生徒約一萬人、實業學校生徒五千餘人、專門學校學生一千餘人(同上朝鮮人)に達したが、學生生徒就學の目的は、之に依つて職業を求めんとするものであり、その職業たるや實業よりも寧ろ官公吏たらんことを専ら希望するものである。

これは實業を輕視し、官吏たることを一門の名譽とした思想が從來朝鮮人の間に傳統的に流れて居るからにも依らうが、朝鮮には未だ有教育者を吸收する事業が極めて少ないから、教育を受けて後家業に就かざる場合は官吏か公吏か之に類したものに行かなければならぬ境遇にも支配される。が、尙ほ一層就學者の心を動かす(無意識子からも)ところの主因は、その昔し或一部の者に依つて獨占せられて居た登龍門たる學校が、今や誰にでも開放されて居る、この學校を出づれば長年羨望の的であつた官吏ともなれる、嘗つて榮華を極めた特權階級の誇りは、學校教育を受けることに依つて之を獲得することが出来ること云ふ信條であつた。昔ならば兩班でなければ入れない所に學んで居るのが現時の學生生徒である、と云ふやうな空虚ではあるが一種の誇りの氣分を有つて居るのが朝鮮の學生氣分である。

都市は格別、地方では普通學校の生徒が新知識の所有者である。地方にも昔から郷校に於て學ん

だもの、書堂に於て學ぶもの、官を辭して隱居した兩班、儒學を以て業とする儒生といふ者も尠くないが、それ等の多くは漢文を讀み漢字を書くといふに留まり、他の知識に關しては何ものもない。従つて之等の人々は「時代後れの人」として顧みられなくなつた。而して之等の人々を除いた大部分の地方民には一丁字を解する眼をさへ有つて居ない、郡や面の通達を讀むのは普通學校卒業生であり、社會乃至世界の大勢を縮圖した新聞、新知識の供給者たる新聞も亦普通學校卒業者に依つて讀まれるに過ぎない。新時代に最も必要なる新知識の所有者は普通學校生徒である、地方で普通學校生徒の幅のきくのは誠に無理もないことであらう。況んや高等普通學校生徒の優越感に燃ゆるものも當然なことであらう。

由來自惚れは一知半解、未熟の者に多い、新知識の幾分を得た生徒は一かどの新人たるかの如き自惚れをかくすことが出來ない。朝鮮に於ける同盟休校が専門學校學生間に殆んど無く、普通學校高等普通學校、實業學校にのみ行はれるところを考ふるに、この未成者の陥り易き自惚の弊が朝鮮學生を禍して居るのではないかと思はざるを得ない。朝鮮専門學校學生の大部分殆んどその悉くは有配偶者であるが、普通、高普、實業學校、生徒中にはその半数以上は無配偶者である。且つ専門學生の年齢は大部分二十歳以上であつて二十歳以下の者にては數ふる程しかない。のみならず専門學校學生は一般に大人らしき態度維持に努めて居るが、中等學校以下の生徒中には或は普通學校生徒

で二十歳以上の妻も子もある者もないではないが、それは極めて稀であつて大部分は二十歳以下の少年である。二十歳以下と云つても十四五歳乃至十七八歳がその大半を占め、是が非でも向見ずに事を敢行するに躊躇しない。年少氣鋭の濃潤たる氣分は専門學校學生にあらずして高普、實業、普通學校生徒間に横溢して居るのである。要するに朝鮮の學校生徒は年少氣鋭に加ふるに烏なき里の蝙蝠の如き優越感、及び特權階級にのみ與へられた特典に浴するの誇りとを併せ有して居るから、小事にも不平不満を感じ、不平不満は直ちに之を訴へ、不足を感ずるや容易に之が改善の要求を提出し、何をやつても老支ないものだ云々やうな觀念をもつて居る、この觀念がやがて同盟休校の頻發の素因となるのである。

寺小屋式の書堂には未だ、一回のストライキがあつたと聞かない。これはこゝに學ぶ生徒は正式の學校に入學し得ざる子弟であるから、そして又一般に年齢が幼少、學校が新知識の供給を主としない爲めに、誇りも優越感も感じない理由にも依るであらうが、も一つ看過すべからざる事は、書堂に於ける先生と生徒との關係が家庭的な事であつて、先生は師であると同時に父兄のやうな態度を以て生徒に臨み、生徒は門弟であると同時に子弟のやうな氣分に於て先生に對することである。

朝鮮古來の慣習として家庭に於ける子弟はその父兄に對して誠に従順、維命維從なといふ風である。朝鮮でも今や自由とか平等とか云ふ新しい風が街頭に吹き荒んで居るけれども、まだ家庭の内に

は吹き込んで居ない。であるから父兄と子弟との關係は從來の慣習に規定せられて居ることが少なくないのである。書堂の先生は随分生徒に對して亂暴な振舞をなし、高壓的に臨み時には躰罰を加ふることもあるが生徒は之に對して反抗的氣分さへも示さず、全く之に温順に服従するのである。その代り先生はまた生徒の面倒も相當に見る、慈愛の眼を以てする、それは父兄のやうに、従つて先生は一面畏怖されて居ながら一面懐すかれて居るのである。

書堂に於けるが如き師弟關係は今の學校に於ては容易に之を見出すことが出来ない。一學校に於ける教師は少なくとも數人以上である、その中には學生に對して恰も父兄が子弟に對するが如き關係を結び得ないものもあらう。一般に學校に於ける教師と生徒との間柄は書堂に於ける先生と生徒との間柄とは餘程異なるものがある。學校に於ける教員は畏怖の的ともならなければ同時に依頼の對象ともならずして寧ろ、畏怖の的は排斥の的と變じ、信頼の對象となる代りに侮蔑の對象となることが尠くないやうである。

第二節 盟休の原因

前節に述べたるが如き學生かたきを素地とせる學生が、如何なる原因、動機、理由に依つてストライキを行つたか。之を明かにすることは盟休群衆構成を觀察し、理解するに極めて意義あること

であらう。次に實例を列擧して説明の資に充てる。

- (1) 體面維持、勞務忌避 大正八、九、三 威南 公立農業學校 全教七十名

三月騒擾時平靜であつた爲、京城其の他の地方から歸郷した學生等に嘲笑せられ、之を苦にして何か一騒ぎしたいものだと企て、居た際、八月から教員全部手揃となり、以前教員不足の時よりも教授實習の時間教が増し、殊に實習時の長きが苦痛のため六箇條の退學理由書を提出して盟休した。

- (2) 教員排斥 大正八、十、十四 京畿 高等普通學校 二、三、四年生七十名

内地人體操教師が體操教練の時、生徒が朝鮮語を以て號令をかけた事に對してその生徒を外人校長の前で叱責した、校長は不快な色を見せた、この様子を目撃した上級生等は、僅か言葉使の間違に對し吾等を見ることが敵國人の如く常に猜疑の眼を以てする如き亂暴なる内地人教師か教鞭を採る限り登校しないとの旨を校長に申出でて休校した。

- (3) 學制改正、待遇改善要求 大正八、一〇、三〇 慶北 公立農業學校 一、二年生全部

二十八日突發せる大邱高普盟休に刺戟せられ一年は

(イ) 國語時數を減じ英語を加へられたし。

(ロ) 教課目中に地理、歴史を加ふること。

(ハ) 體操を兵式となすこと。

(ニ) 内地の縣立農業學校と同一程度の學校たらしむること。

(ホ) 實習地を減し、且つ實習時を少なくすること。

(ヘ) 朝鮮語、漢文の教授を完全にする。

(ト) 生徒に不正行爲ありたる時は穩かに訓戒すること。

(チ) 下宿を許すこと。

(リ) 本科と別科(内地人生徒)とを差別待遇せざること

を、二年生は

(イ) 一學年生徒の要求が容れられない時は第二學年も之を默視することが出来ない。

(ロ) 内地の縣立農業學校と同程度に昇格すること。

の要求を出して盟休した。

(4) 校長排斥 大正十一、六、二二 慶南 公立普通學校 二、三學年生大部分

偶校長が事務打合せの爲め郡に出張不在中、かねて反感を懷いて居た者が主となり。次の如き理由で盟休した。

(イ) 校長は落書した者を取調べる爲三時間餘も授業を休止した。

(ロ) 嘗て生徒を吐責毆打したことがある。

(5) 名譽毀損内鮮感情 大正十一、七十三 江原 公立普通學校 六、五、四、三學年生百七十八名

五月某小學校運動會の日内地人大工が普通學校生徒の徒らにやる投石を憤つて之を毆打した事から居合せた朝鮮人青年五六人内地人三人の間に紛擾を起した。臨場警官の制止で其の場は濟んだが、翌日普通學校生徒は大工の材木運搬を道で故意に邪魔した。大工は其の中の一人二人を毆打した、その際生徒の帽子は水田に落ちた。生徒は父兄と共に昨日來内地人の不法を鳴らし、その善後策を學校に追つた。たま／＼校長不在だったので、鄭訓導代つて之を引受け、翌日職員會を開き、本件ハ普通學校ノ生徒團體ニ暴行ト侮辱ヲ加ヘ、剩ヘ學校ノ制帽ヲ田中ニ投擲セルハ、公立普通學校ヲ侮辱シタモノデアルカラ、之ヲ敢テシタ内地人ハ學校ニ謝罪スヘク、大工ハ警察處分ニスヘシ」と決議し、之を内地人代表と認むべき學校組合管理者に交渉した。管理者は、之は個人間の問題で内地人としての問題でないからと、交渉を斷つた。そこで鮮人教員六名は之を道に報告して處分方を申請する、道は校長歸校まで俟こと回答し、校長歸校するや種々調停し有耶無耶に終りさうなので、鮮人教員六名は生徒及び父兄の信頼薄らかんことを恐れ、連袂辭職願を提出し、一方生徒をして側面から盟休に依り事件を大にして素志を貫徹せむとした。

是に於て生徒は七月十五日六年先づ校長に本事件の成行き報告を求め、その報告が誠意を缺き且つ徹底しないと云ふ理由で盟休し、次で五、四、三年之に倣つて盟休したのである。

(6) 同情盟休、内鮮感情 大正十一、七、十二 平北 公立普通學校 生徒約五十名

本校は校長缺員であつたが八月に學校長會議がある關係で校長事務取扱を任命することゝし、囑託教員内地人某(本科正教員で數箇月經驗の上他の公普校長に任用の見込者)に之を任命した。處が同校鮮人訓導四名は、訓導が四名もあるのに之を措いて囑託教員を校長事務取扱に任することには内鮮差別もあまりに甚しいやり方だと。相結東して同盟缺勤を企て、同時に生徒及び父兄にその衷情を訴へて遂に盟休した。之に同情した生徒約五十名も亦盟休したのである(全生徒數三百十九人)。

(7) 不法憤慨 大正十一、八、廿六 黃海 公立普通學校 四年生十八名

八月二十三日四年生徒一名(年齢二十歳)は漢文宿題の事から漢文擔當訓導鮮人教員に毆打され、その行爲に憤慨した四年生中の年長者十八名(全組三十七名中)は結束して盟休に出でた。

(8) 校長訓導排斥 大正十一、九、十四 全南 公立普通學校 五、六年生四十名

土地の青年會、少年團は校長及鮮人訓導に對して好感を有せず、中傷的流説を新聞に掲載し陰に生徒を煽動した、そこで生徒は

- (イ) 校長は一般に受けが悪い、東亞日報に三回も悪く書かれた。
- (ロ) ヤン教徒が生徒を勧誘するを阻止し、少年團に入會せむとするを禁止した。

ハ 實習地の實習作業が餘りに苛酷にて

ニ 訓導は青年會總會に家事を爲め無薪缺席した

かゝる校長訓導の下に教を受くる譯に行つたといふ云ふ理由を以て盟休

(9) 校長排斥 大正十一、十、五 畿北 公立普通學校 生徒二百六十名

校長鮮人某は冷酷無情、放漫なる故を以て同校職員にも生徒にも又父兄にも嫌忌を以て言ふに血氣に逼る年長生徒七名は校長に自決を迫り、校長の吐責にあらず、威嚇的に退校すべしと云へば速に退校せよと云ふ答を得たので自分等代表の退學は校長の不當な態度に起因するものであると生徒に告ぐるを吾等も諸兄と行を共にしようとして遂に全生徒盟休するに至つた。

(10) 教員に對する反感 大正十一、一、廿六 全南 高等普通學校 三、二二、一年生二百五十名

一月二十四日、二年甲組の生徒一名英語教員(内地人)に對し昨日缺勤中の英語を教へよ、と云ふ其態度言辭粗暴不禮、教員は之を毆打す、翌日該教員に無名の脅迫文を送りし者あり、甲組主任(内地人)之を詮議せしに、その筆蹟より考へて一生徒の所業に相違なしとてその自白を迫りしが遂に自狀せず、級長吾等之を調ふべしとて、夕刻まで教室に居残り協議し、要領を得ずして歸り、二十六日三年、二年、一年相次で左の如き陳情書を校長に呈出して盟休す。

(イ) 教員は生徒を毆打せざることを

(ロ) 生徒を毆打せし教員は生徒の面前にて謝罪すること。

(ハ) 教授は親切にすること。

(11) 休みを欲して 大正十二、三、一 至南 私立女子高等普通學校 生徒大部分

三月一日恰も陰正月十四日に相當するので生徒より午後休校方を願出てたが、學校では同日は三一記念日と稱せられてゐるから、それを記念する爲め休校したと世人の誤解を受ける虞があるから許可しなかつた、が生徒は三三五五退校した。

(12) 舊慣を重んじて(試験準備の爲め) 大正十二、三、二 至南 私立女子高等普通學校 生徒全部

當日は陰正月十五日で舊慣上休日となつて居る、そして他の私立學校では朝鮮の舊慣を重んじて正月一日、十五日、端午、秋夕などに休業するのに斯校だけしない、だから校長に申請しては許可せられないのであらうと云ふので無断で缺席した。尙ほ試験日だったので、生徒中との準備が不充分な者があつて休みを力説したからにも由るらしい。

(13) 教員排斥 大正十二、四、十七 至南 公立普通學校、六年生十一名

六年擔任訓導(内地人)は常から生徒に濫情なく、やゝもすれば腕力に訴へると云はれて居たが、たま／＼四月十六日授業中一人の生徒に對し苛酷な懲戒を加へた。之を憤慨した二三年長生徒首唱となり「かゝる教師から教を受けることは出來ない、このやうな教師の居る間は吾等は出席す

る譯に行かない」と云つて翌十七日から盟休。

- (14) 教員排斥、内鮮感情 大正十二、四、十七 全南 公立普通學校 四、五、六年男生全部

四月十五日長城まで修學旅行をした際その汽車中内地人酔漢が生徒同行の鮮人女教員に侮辱を興へた。それを見て居た五六年生徒數名は大いに憤慨してその酔漢に喰つてかゝり、遂に格闘を演ずる仕末となつたので、隣室に居た内地人訓導來合せ、生徒を取り鎮めた。汽車が松汀里驛につくやその酔漢は下車した。車中で先生に抑へられて黙つた生徒達は繼いで下車し、プラットホームでその酔漢を捕へ又口論を始めた。訓導は再び生徒を制止し酔漢に謝びて乗車し歸校した。生徒達はこの内地人訓導が先方の非を責めずして自分達だけを制止したのは心外に耐えないと、協議の結果十六日、四、五、六年男女代表各四名づゝ校長に面會し、次の理由を以て該訓導の更迭を希望し、若し容れられなければ四年以下の男生は出校しないと申し出た、その理由は、

- (イ) 内地人が鮮人女教員に無禮な行爲を加へたから、之を防禦したのに對して訓導は生徒のみを責め、理由も聞かないで生徒を打つと云ふことは生徒を愛する教師としての所以でない、剩へ無禮を加へた内地人に謝したのは朝鮮人を侮蔑したものである、かゝる愛もなく其の上差別取扱をするやうな人から授業を受けることは出来ない。

- (ロ) 該訓導は吾等を朝鮮人と侮り「お前、貴様、馬鹿、畜生」などあらゆる惡罵を敢てし、又些

細な事にも直ちに毆打する、このやうな教師には質問も出来なければ第一愉快に修學することも出来ない。

校長は之に對して一々辯明したが、生徒は生徒の要求か容れざるものとして遂に翌日から同盟休校した。

(15) 教員排斥、侮辱憤慨 大正十二、四、二三 全南 公立普通學校 四年生全部

四月二十一日校庭地均し共同作業中第三學年受持訓導(鮮人)某が、四年生は三年生より一級上であるにも拘らず熱心でないので、之を叱責奮勵したので、四年生は吾等を侮辱したものであると憤り、訓導の轉任を要求する旨を校長に申出で、盟休した。

(16) 教員排斥、内鮮感情 大正十二、四、三〇 江原 公立普通學校 四、五年生七十三名

四、五年受持訓導内地人某は平素から早口で聞き取りにくきこと、教授方が不親切なること、あまり嚴格すぎる事などで生徒に好感を得て居なかつた、處が四月二十九日、下宿で巡査(内地人)と朝鮮人の批評をした際、その會話中生徒を冷評し朝鮮人を惡評した點があつた、之を私に聞いた同校卒業生は之を在校生へと傳へた。そこで校長は該訓導の教は斷じて受けぬこと、及び巡査を警察に行つて問責することを決議し、校長に該訓導の更迭を迫つて盟休した。その會話と云ふのは次のやうなものである。

巡查「朝鮮人の如きは教育を施すなど餘計な手数をかけるよりは寧ろ北海道のアイヌのやうに
壓迫を加へて滅亡させてしまふに越したことはない」

訓導「自分は四、五學年生を受持つて居るが、これもこれも馬鹿者だから熱心に教ふる必要がない」

- (17) モーデー記念思想團に共鳴 大正十二、五、一 全市 公立普通學校 生徒三百名

當地在住の思想的人物の煽動に依り、且つ新聞雜誌等に依り、モーデーの記念すべきこと、在外同胞が此の日と獨立運動とを結付け何等か企劃しつゝ、ありと聞知し、好奇心にかられて之に對應せむとする數名の首謀者に附和雷同し、五月一日は勞働紀念であり檀君紀念日だから此の際朝鮮獨立萬歳を唱へ示威運動をなさうと、五月一日登校始業準備の鐘を台圖に一齊萬歳を合唱し、青年會員に伍して示威行列をなすべく退校した。

- (18) 示威盟休 學校設立位置問題 大正十二、五、七 慶北 公立普通學校 生徒三百十五名

學校新築に當り舊邑内居住者はその設立位置に屢々反對したが、その效を奏しなかつたので最後の手段として子弟を使嚇し示威的に盟休せしめたものである。

- (19) 教員排斥 大正十二、五、十 黃海 公立普通學校 五、六年生八十餘名

教員(内地人)某が常に嚴格に夫し、濫りに生徒を毆打し、人格學識共に乏しく且つ野鄙の言葉遣を以て生徒に對するので、かねてより不平を懷いて居た生徒は五月九日一生徒が禁止區域に入つて

遊んだか、で同教員は之を痛く毆打した、そこで生徒達は同教員排斥の目的で盟休した。

(20) 校長排斥(父兄煽動) 大正十二、五、一九 平北 公立普通學校 四、五、六年生二百八十二名

父兄達は次の理由で校長内地人に

(イ) 校長は女教員(内地人)と私通の結果、懐胎せしめたが、その覺を恐れて之を墮胎せしめんとし、遂にその女教員を死亡せしめたと云ふ記事が、四月二十六日京城日報に掲載されたが、このやうな校長に子弟を托して置く譯に行かぬ。

(ロ) 校長は朝鮮の慣習を無視して、私情に依り官奴の子孫である無學無識の青年を手工教員として採用した、これは吾等有識階級の子弟を侮辱したものである。

手工教員を解職すると共に校長の自決を迫つた。が校長は之を辯明し、懐柔策を講じ、一方郡當局は之を當閑に附して居るやうに考へられたので、父兄等は躍氣となり遂に生徒の登校を禁止協議して盟休せしめた。

(21) 教員不信任 大正十二、五、二五 京城 私立高等普通學校 全校生徒

教員(鮮人)某を排斥せむとして、その不信任、不授業を決議し盟休。

(22) 校長への反感 大正十二、五、三〇 慶南 私立普通學校 高等科生六十七名

五月二十九日は同地公普校生徒と野球試合をして、之に勝ち優勝旗を得たので、喜びに満てる生

徒等は、この優勝旗を持つて市中をねつて歩かうとした。處が校長(外人)は公普校側の反感を挑發するを恐れて之を中止させた。けれども生徒はその命をきかないで、同夜凱歌を高唱しながら市中を練り廻つた。校長は翌日生徒代表者三名に對し三日間の停學謹慎を命じた。生徒等はこの處置が不當であるとして盟休したのである。

(23) 教員問責

大正十二、五、十六 黄海 公立普通學校 三、四年生中十六名

十五日朝小使が始業の鈴を振つて居ると、一人の生徒はヒヤカシ氣分で、「そんなもの鳴らすなう、るさへ」と云つた。この言葉を傍で聞いた訓導(鮮人)某は「何を暴言吐くか」とその生徒をたしなめる手が過つて生徒の鼻を打ち、鼻からは血が出た。この光景を自撃した他の生徒は私かに教員の行爲を憤慨し、歸宅するや、この出來事を父兄に告げた。そこで父兄も憤慨し同教員の責任を問ひ、その反省を促す手段として盟休したのである。

(24) 校長排斥、

内鮮感情

大正十二、五、二六 黄海 公立普通學校 全校生一百三十餘名

校長(内地人)は教授振不親切、運動場は校長個人の運動に使用して一般生徒に使用させないことなどで、生徒は不平を懷いて居たが、たま／＼或講演會場入場の時小學校の生徒は履物の儘入場したのに、普通學校生徒には皆履物を脱がせた、と云ふことで、かく不親切であり、内鮮差別を著しくする校長の下に教を受けたくないと盟休。

(25) 模 倣 大正十二、六、六、黃海 公立普通學校 四年生十三名

過日附近の公立普通學校生徒が盟休したことを聞知し、自分達もやつて見やうとて協議最中學校に知れて盟休未遂に終つた。

(26) 休業氣分 大正十二、六、十四、黃海 公立普通學校 全學敎生

校長不在、第四時間まで授業を受けたが、四時間目になるや雜談喧騒を極めたので、敎員が「喧しいから校庭に出よ」と云るや、その聲に應じて各級校庭に出で、誰か「今日は授業かないから歸らう」と云つたので悉く歸宅してしまつた。

(27) 敎員排斥 大正十二、六、十四、黃海 公立普通學校 四年生六十名

六月十三日授業中四年生の一人が質問したのに對し、擔任敎員は皆の前でその生徒の愚を吐責した。これを動機にかねてこの敎員に反感を有つて居た全級生徒は憤慨し、同敎員は敎授不親切、生徒に對し歐打、罵倒、叱責を常とするからこの敎師か更迭される迄は出席しないと盟休した。

(28) 敎員排斥、外鮮感情 大正十二、六、二十二、開城 私立普通學校、附屬實科生一百五十名

機械科監督(鮮人)が同校管理人たる米國人のみの利益を念頭に置き、同胞たる朝鮮人生徒には頗る冷淡且つ偏頗の處置を爲すを憾み同監督排斥方を學校長に陳情したが、それが受理せられない

ので、生徒一同は然らば自分達は歸省するから旅費を支給せよとて紛擾を惹起した。

- (29) 教員排斥 大正十二、六、二十二 黄海私立専英學校 四、二年十七名

六月二十四年生の一人が質疑した事から教員(鮮人)某は之を歐打叱責した、四年生は大いに憤慨し二十一日四年生一二名三年生五名結束し、同教員は短慮で叱責、歐打の癖があるから授業を受けたくないから更迭して貰ひたいと校長に申出た、が容れられないのでその主張要求を貫徹する爲めに盟休。

- (30) 教員排斥 大正十二、六、二七 慶北 高華普通學校 三年生九十三名二年生全部

教員(内地人)某は生徒の受けかよくなかつた。二十六日二年生甲組中の生徒を歐打した事から二年甲組生徒は憤慨し二十七日同教員は生徒の面前で謝罪せよ、然らざれば同教員の教は受けないと陳情書を出し、學校の説諭を聞かないで盟休、三年甲組も亦同教員の教授時に退散、二十九日三年乙組も亦同教員の教を受けずに七月三日盟休。

- (31) 偏頗憤慨 大正十二、七、二七 黄海 公立普通學校 三年男子二十五名

第一學期試験の成績発表を見ると、以前は女生が下位に居たのが、今回は女生が上位になつて居る、之を見た男生は「これは設受持囑託女教員(鮮人)が試験の成績に偏頗な採點をして女生に厚く男生に薄くしたのである、かく男生を侮辱するやうな先生の下には學びたくないから、自今登

校しないことにしよう」と約して盟休。

(32) 校長排斥 大正十二、十、二十九 全北 公立普通學校 三、四、五、六年生一百六十八名、後女生を除く全校生

生徒二名が乗合自動車に惡戯をしたので、運轉手某は二名を毆打した上に、裸體にして麻繩で自動車に縛りつけ、局部に油を塗るなど亂暴な制裁を加へた。之を知つた生徒側は校長にその問責方を乞ひ、もし容れられなければ生徒等自ら運轉手を懲懲する旨申し出た。校長は之を慰諭した、が生徒は校長の怠慢を憤慨し、村端れに集合、自動車を遶へて直接行動をせよとすることゝした。然るに之を知つた警察、郡當局、校長相共に之を解散せしめた。そこで生徒達は警察や、郡で出かけたのは校長が密告したからであらう、校長は自分で問責を回避するばかりが餘計な密告などをして吾等の行動を邪魔する、吾等が蒙つた侮辱に對して寧ろ之を快と思つて居るのであらう、かくの如き吾等生徒に對し無情な校長の下に一日でも學ぶことが出来ない。といふので遂に郡應に出頭、校長の免職を要望し、容れられずしてこゝに盟休したのである。

(83) 校長排斥、校内刷新 大正十二、十一、二十九 京城 高貴私立 五年を除く四、三、二、一年生約六百名

三年生が主となつて校長退任、校内刷新の要望を學校當局に提出したが、受容せられない爲に、先づ三年盟休し、四年は之を後援し、三年の要求を全部承認すること、三年生から犠牲者を出さず、全部無條件復校せしむること、學監もこの際辭任することの三箇條を要望して盟休、第二學年

第一學年も亦四年に倣つて陳情書を出して盟休した。

(34) 移轉遷延不満 大正十二、十一、二五 成師 講習所(私立) 生徒二百七十八名

新築講習所に移轉するのが遷延したのを不満にして盟休。

(35) 教員の復職運動 大正十二、十一、九 黃海 私立學校 上級生百餘名

林、金兩教員が互に相反目して居るので、學校管理者は兩人を辭職せしめ、別に李なる者を採用した。そこで、三、四年及び補習科生約百餘名は今回辭職せる兩教員は自分等の畏敬する教師であるから復職するやうにして貰ひたいと學校管理者に申出でた。がその申出が容れられないので憤慨申出を貫徹する爲めに遂に盟休した。

(36) 教員排斥 大正十二、十二、一 全北 公立普通學校 五、六年生三十四名

生徒等は早起會なるものをやつて居たが、教員金某は之を評し非難した。そこで生徒等は大いに憤慨し、吾等の修養會を非難するやうな不都合な先生の教は絶対に受けたくないと云ふことで盟休した。

(37) 校長排斥、不親切憤慨 大正十三、二、十 全南 公立普通學校 三年四十五名後全校生

同校三年生徒四名が山林間に遊んで居る際、徒らに松木を伐損したので山林所有者は之を告訴した。之を知つた父兄は周章校長に告訴願下方を乞ふた。けれども校長は一告訴は何時でも取下げ

られるが將來兒童の精神修養上一度警察の手にかゝる方がよからう」と云つて相手にしない。そこで父兄は校長の無情と無責任を憤り、同校長(内地人)の在任中は生徒を登校させないと敦園き、紀元節の祝賀日を期して三年生四十五名は次の理由で校長排斥を聲明し盟休した。

(イ) 校長は嘗て女生と醜關係ありたり

(ロ) 校長は生徒に對して不親切なり

かゝる校長の下に教を受くる能はずと、

次で告訴された四名は警察の手に渡された事を聞くや、父兄等は再び校長に奔走願下方を懇望したが校長之を肯かないので協議の結果全校生徒をして盟休せしむることとした。

(38) 校制改善要求 大正十三、四、七 全北 高等普通學校 三年甲組三十三名、乙組二十五名、二年七十二名

四月一日學級主任變更が發表されるや、三年甲組は前主任を慕ひ、新主任と交替して留任するやう嘆願した。が生徒は學校のなす事に服従すべきであると説諭されて受容されない。依つて陳情書を作製し、次の要求事項を具して之を呈出し盟休した。

要 求 事 項

一、學校長ハ校長タル責任ヲ果スコト

二、教員ニ對スル不備及缺員ヲナスコト

三、學校設備ノ完全ヲ計ルコト

四、朝鮮語科ヲ尊重スルコト (以下細目略之)

續いて八日乙組、九日二年之に加擔して盟休。四年も動搖の狀を呈した。

(39) 擔任變更要求 大正十三、六、十四 京城 高等普通學校 四、三、二年生四百四十七名

第四年甲組は學科擔任教員の變更を學校に要望したが却下されたので、生徒は授業を拒否するの舉に出て遂に全部無期停學處分に附された。第三年生は之に應援し、四年生を六月二十一日正午迄に無條件復校せしめざれば吾等も一同解決まで登校する能はず。この陳情書要望を呈出して居たが回答かないので六月二十二日から盟休。第二年も同情盟休し陳情書要望書又は書面を提出した。

陳 情 書 (六月十九日附)

一、四學年の無期停學を取消し、第四學年の要求せし二教師の擔任を速に變更すること

二、満足なる解決の可否を本日放課後迄に第二學年に通知すること

もし以上に反する時は相當の行動に出すべし 云々

書 面 (六月二十日附)

一、我等は我等の要求の容れらるゝ迄盟休す

二、學校が生徒間に起りし事を警察に交渉せしは不當なり

三、生徒ありて學校あるものなれば生徒の要求は學校に於て受容するは當然なることなり

四、師弟間の愛情を尊はさるは生徒一般の不満とする所なり。云云

とて六月二十日から盟休した。

(40) 叱られて憤慨 大正十三、五、五 全北 公立普通學校 第四年生全部

五月四日許可を得ないで校庭に蹴球會をしたので校長に其の不心得を責められ、其の上明日父兄を同伴して來いと云はれた。生徒達はこの位の事を何も懲罰する必要がないではないか、あまりに不都合な校長の振舞だと云ふので五日から盟休。

(41) 教員排斥 大正十三、五、八 全北 公立普通學校 五、六年生男子七十名

體操教練の時五、六年擔當教員訓導某(内地人)は二三の生徒を毆打した。之を憤慨した生徒等は同教員の排斥を企て、同教員は生徒に對して不親切、質問すれば不明了、再質問すれば叱かる、生徒を平氣で毆打する、このやうな教員は更迭して貰はねばならぬとて盟休。

(42) 校長教諭不信任 大正十三、六、十三 京城 私立高等普通學校 四、三、二、一五年生大部分

四年生が陳情書を出し、校長、教諭に辭任を勧告して盟休、次で三年も之に同意して盟休(十四日)、第一年(十七日)、第二年(十九日)も加盟、五年は中立の態度で居たが超然たる立場の苦衷を陳べて臨時休業を乞ふた(二十四日)。

(43) 校長、部長問責、野球試合の審判から 大正十三、六、十六 全通 高等普通學校 校長

六月十四日校庭で行はれた本校對内地人クラブとの野球試合に審判の事からごた／＼を生じ、場内に駆り入つて解決を促さんとした内地人某は四名の高等選手に殴打負傷せしめられ、警察は四名を拘留した。生徒等は拘留者の方を差支を嘆願するや、學校に申し出で、もし四名が解放せられざる限り出校しないと迫つた。十八日學校側は警察に嘆願して四名は解放された。然るに生徒は出校しながら授業を拒否し、教次に渡つて懇諭したがきかないので學校は生徒全部に無期限學を命じ、その反省を促した。そこで生徒側は校長及野球部長の今回される態度處置はあつた。不親切であつて、吾等の信任するに足らない人々であるを云ふ理由を以て、兩者に辭職を勸告した。學校長は不信任ならば須らく退學せよと答へた。かくて生徒全部はこゝに盟休したのである。

(44) 教員排斥 大正十三、六、二十七 京通 私立高等普通學校 五、四、三、二年生

教員内地人二名を排斥せむか爲めに盟休。

(45) 不満盟休 大正十三、六、二八 黄海 公立普通學校 五、六年女生十二名

複式教授が不満足であるといふので盟休。

(46) 校長反省 大正十三、六、二四 黄海 公立普通學校 四年生五十一名

校長がいつも不在勝であり、且つ教授に不熱心だ云々理由で盟休した。

(47) 叱責憤慨 大正十三、六、十五 威北 公立普通學校 五、六年生全部

慣例となつて居る便所掃除を命じたところ、肯かない、そこで教師(鮮人)某が、校長不在の故を以て教師に反抗するのであらう、おしからぬと叱責した。ところが人を馬鹿にして居ると云ふので盟休した。

(48) 教員排斥 大正十三、六、二二 黃海 公立普通學校 六年生二十二名

訓導某(鮮人)と感情上の衝突ある地方人の教唆に某つき同訓導排斥の爲め盟休した。

(49) 校長、教員排斥 大正十三、六、一九 全南 公立普通學校 五、六補習科生二百九十二名

生徒に對して不親切、言行不一致、身を持つる不謹慎を理由として校長教員(共に内地人)の自決勸告書を呈出して盟休した。その簡條に曰く、

(イ) 本部聯合運動會に侮辱せられ、爲め本校の威信を地に墮した。

(ロ) 校長禁煙禁酒を口にしながら、夜三時頃迄生徒を伴ひて料理屋に飲酒し、生徒に酒、煙草を奨めた。

(ハ) 生徒を呼ぶに馬鹿、貴様、オ前など々侮辱してゐる。

(ニ) 口に内鮮融和を云ひながら鮮人を無視してゐる(以上校長)。

(ホ) 生徒に汝の姉妹を呉れ、汝の妻を貸せ、女生徒が大きくなら○○○○をしたい、など

ごと聞くに耐えない不謹慎な言辭を弄する。

(へ) 授業は極めて不熱心教員たる資格がない。(以上教員)

右の如く教師としての資格を缺き、殊に校長の醜行は新聞にまで出た、かゝる先生に教を受けたくない、須らく自決せよ。云々

(50) 校長挽留 試験の一時逃れ 大正十三、十二、十三 黄海 高等普通學校 全校生二百三十三名

行政整理にかゝつて退職した、前校長挽留示威運動の美名を傘にして、内實迫つて居る二學期試験を免れようとし、表面總督府宛の留任陳情書を作製し、その要求を貫徹せむが爲めに盟休することゝして盟休す。

(51) 教員排斥 不親切 大正十四、一、二十三 全北 公立普通學校 四年生中三十八名

一月二十六日四年生徒は校長に對し朝鮮語擔任教員李訓導があまりに不親切であるから擔任を變更して貰いたいと申請した。が校長は之を受け容れなかつた。そこで生徒は盟休した。

(52) 校長不信任 醜聞 大正十四、三、三 黄海 公立普通學校 四、五、六年生一百二名

女教員(鮮人)甲は六年生男子乙(二十歳)と怪しい事があつたので兩人とも校長に説諭された。甲は之が同宿の女教員(鮮人)丙の密告に依るものとして怨み、丙が長校(内地人)の思ひ者でその間に醜關係があると云ふことを生徒に漏らした。之を聞き知つた六年生男子丁(二十一歳)は或る夜

丙の宅を訪問し宿泊を乞ひ丙に醜行を迫つた。が丙は之を拒絶した上直ちに之を校長に申告した。是に於て乙丁兩人は退校せられるかも知れぬ虞れから、機先を制して校長の醜狀を暴露し排斥しようと相談し、嘗て師範入學受験の爲平壤に行きし際校長と丙とが同俸して居たのを目撃憤慨して居た六年生二人と協議し四、五、六年生徒に之を宣傳して遂に校長醜狀糾弾、校長不信任を決議聲明し盟休したのである。

(53) 訓導留任運動 大正十四、三、十 黄海 公立普通學校 五年生五十三名

訓導某(鮮人)が行政整理に依り退職の内命を受けた事を知つた五年生徒は、同訓導の留任請願を校長にしたが希望が容れられさうもない模様を察し、七〇名(内男五八、女一二)連署して道廳に留任請願書を提出し、内五十三名は之が要望を貫徹せむか爲め示威的に同盟休校した。

(54) 訓導及生徒の非行糾斷 大正十四、三、一七 黄海 公立普通學校 四年生 甲組五十五名

同級の一生徒が父の資産家なるを鼻にかけ、級友に對して横暴の振舞あり料理屋に出入し、女生に艶書を送り試験にカンニングなどあらゆる非行を敢てしても受持訓導某(鮮人)は之を看過するので、訓導生徒兩者とも同級の指彈するところとなつて居たが試験發表に際し、不公平な採點をしてゐると憤慨した同級は、訓導の反省を促し、該不良生は須らく退校處分に附すべく學校當局に要求する旨申合せて遂に盟休した。

(55) 校長排斥殴打憤慨 大正十四、五、一 黃海 公立普通學校 四年生二十二名

四年生某は常に校長の惡口をすると云ふので校長の反感を買つて居たが四五日前放課後の掃除に怠慢だと云ふか、ごで校長(内地人)に叱責殴打された。他の生徒等も同校長が常に不親切だと不平に思つて居た矢先なので、一同は相談して校長排斥の爲め盟休したのである。

(56) 教員排斥 大正十四、五、九 全北 公立普通學校 四年男生六十四名

四學年擔任教員某(鮮人二十才)は豫てより女生に厚く男生に冷酷だと云ふので男生は不平を懷いて居たが、五月五日、たま／＼四年男生三名が休憩後の出席時間に遅刻した爲め佇立罰を加へた上に之を鞭打つた。そこで同級男子は教師としてあるまじき無謀の振舞をするに大いに憤慨し同教員排斥の目的で盟休した。

(57) 校長排斥 大正十四、五、一九 江原 公立普通學校 全校生

排斥理由

(イ) 昨年六月巡業活動寫眞の來た時普通學校生徒にも縦覽させる計畫であつたが、校長が幹旋しなかつたので事止みとなつた、之れ生徒に對して愛情なき證左である。

(ロ) 昨年十月小學校庭に運動會が開催された際、普通學校生徒と小學校生徒に喧嘩した。校長は小學校長に交渉したが不得要領に終り、結局普通學校生徒が侮辱を與へられたことに

なつたのみである。これ朝鮮人兒童を愛護する情の薄きに依る。

(ハ) 本年五月十日銀婚式奉祝當日官民の合同旅行列が催された際、小學校生徒を先頭とし、

及び小學校前では萬歳を三唱しながら普通學校前では唱へなかつた、これは校長自ら吾が普通學校を侮辱したものである。

かゝる校長（内地人）を推戴することは忍びないことであるから我等は盟休するといふ事であつた。

(58) 女牛懲戒要求 侮辱を憤り 大正十四、六十一 黄海 公立普通學校 四年生四十六名

囑託女教員某（鮮人）は、その態度が高慢で朝鮮古來の風習に異るといふが、このころから男生徒側から平生反感を受けて居た。處が六月九日同教員は女生徒と校庭で男生徒を批評して「四年生は四年生たるの資格がない」と語り合つた。之を聞知した男生徒は憤慨し校長に向つて同教員及び女生徒の懲戒を求めたが、校長は之を不問に附した。十一日更に女生徒の懲戒を要求し、もし認められずば登校しないといふ陳情書を提出し正午から盟休した。

(59) 校風刷新 大正十四、七、六 慶南 高等普通學校 四年以下三百餘名

陳情書を作り六日午前八時之を校長に提出して盟休、その陳情理由は

一、本校學生中邑内某未亡人と關係し、一般學生の風紀を紊す者あるに對し靜平たる處置は之

をなさずして我等全學生には疑惑の眼を以て取締るのは片手落な態度である。

二、學生の風紀取締は専ら先生のなすべきものであるのに、學校は警察と連絡を執るが如きは諸先生の不誠意を表したものである。

三、囑託教員某(鮮人)は元本校が私立であつた頃、炊事女と關係して職を辭したものであり、一般にその不行蹟を知悉して居るに不拘再び之を採用し、而かも本人は得んとして依然その行狀を改めず、妓家に入居して居るといふ、かゝる教師が學生の師として居るやうな亂れた處には吾等は學ぶに忍びない。

右校風刷新の爲め此際教師生徒の不良者に斷乎たる處置を要求します。云々

(60) 教員排斥 大正十四、十、二 江原 公立普通學校 五年男生八十餘名

訓導某(鮮人)の素行不良、教授不親切な爲め、同訓導から教授を受くるを肯んせず、校長に同訓導の措置を追つたが、校長之を容れなかつたので遂に盟休した。

以上は最近(大正十四年末)まで生起した大部分の同盟休校の原因理由であるが、今之を原自別にして分類して見れば。

一、校長及教員排斥 四一

一、學制改正校風刷新 七

一、體面維持、名譽毀損憤慨	七
一、同情及留任運動	四
一、内鮮感情から	四
一、休業を欲して	四
一、勞務忌避	一
一、メーデー紀念	一
一、模倣	一

合計

七〇

(盟体件数よりも分類合計の多いのは、一件中に二つ以上の理由を含むもの別々に數へたるに因る)

となつて盟体の最大原由は校長又は教員の排斥であり、それは實に總件数の半數以上を占めて居るのである。之に據つて盟体を考ふるに盟体の大多數は生徒が教師に對する反感又は憤慨から惹起せられるものであることが窺はれる。さてその教師は内鮮人何れに多いか、右四十一件の教員、校長排斥盟体に就て觀るに内地人教師二十四人(内校長十一人、教員十三人)、鮮人教師十六人(内校長三人教員十三人)、外人校長一人であつて、校長は内地人に多く教員は内鮮間別に多少がないこと

になつて居るが、全體の數から云へば内地人教師が多く排斥の目標とされて居るのである。而して排斥の理由は歐打、不親切、無情、無人格などと數へられて居るが、それらの殆んど悉くは前掲實例に徴し得るが如く内鮮感情の融會せざるところかに因を發して居るとしか思はれない。

とまれ同盟休校の大多數が教師に對する反感から惹き起されると云ふことは普通學校又は高等普通學校に於ける生徒と教師との關係がともすれば愛育と信頼との合致し得ない事の存するに依るのであらうが、それにしても生徒が堂々と教員の排斥を聲明し、校長に自決を迫るといふに至つては教員校長の威信なく生徒に好愛せられるところを欠くとは云へ、生徒の鼻息の如何に荒きか、長者に對して恭順たるべく教へられた朝鮮の慣習を如何に無視して居るか、一考を煩はすべき現象と云はねばならぬ。

第三節 盟休の群衆 その一

學校生徒の盟休は大概、之を惹起すべき原因動機が興へられ、首謀者、煽動者が之を捕へて生徒に訴へ、その心情を動かし憤慨せしめて共に結束し、その結束力に依つて盟休の行動に出づるのが常型となつて居る。たから盟休に於ける群衆の性情は首謀者、煽動者の言動、結束の狀態及び盟休行動の如何に依つて表明せられるであらう。今實例をおげて之を物語らしむれば次のやうである。

實例(1)、體面維持、勞務の苦痛から退學を決議して盟休した威南の實業學校生徒七十名は、寄り／＼不平を漏し合つて居たが、一二の者が協議會を開かうと動議し、九月一日の夕べ寄宿生一同を一室に會合し、談合したが纏まらない。そこで通學生の參加を慫慂して二日も亦會議を重ね、三日朝始業の鐘を合圖に盟休すること、同時に生徒總代は退學理由書を校長に提出し、殘餘の者は校門に集合して之を後援し、總代が校長と交渉如何に依つては直ちに一同歸宅することなどを決議した。三日朝豫定の行動をとつたが學校側はその不心得を懇諭したが退學理由を認めない。一同は盟休した。そして七日、十二日の市日を利用して會合協議を重ねた。學校側は懇諭して肯かないのは詮方がないと、干渉も與へず全く放任の態度に出た。盟休してから一週間の日は過ぎた。面長、學務委員、文廟直員等の有志黙認するに忍びず、奔走して生徒に説諭し學校にその不心得を詫びて速かに復校を奨めたので、是の擧を後悔し始めて居た生徒側は直ちに十三日代表を立て、學校に謝罪し、將來を嚴戒されて復校を許されたのである。

實例(2)、内地人教員の横暴を鳴らして盟休した京畿道某私立高普生二、三、四年級七十一名が盟休したのは、京城某私立學校生徒が自校で内地人教師の排斥を企てその目的を達したと話したのに刺戟されたのであつて、二三の生徒は吾等も一つやらうではないか、とそれからそれへと話しを傳へて時機を窺つて居た。處が十月十三日其教師は一生徒を叱責し、校長は之を見て不快な風を

示した、之を目撃した四年の一生徒は、校長が不快の表情を示して居るのだから此際、同教師の横暴を理由として排斥すれば容易にその目的が達せられると他生を煽動し、明日盟休の舉に出て之を決行しやうと決議した。十四日朝禮拜、聖書講話が終るや、「内地人教師の如き亂暴な教師が教鞭を採る限り登校しません」と校長に申告して二、三、四年生一同退出した。が學校は同教師に對して何等の處置も採らない。同教師も亦自決するやうな風もない。却つて校長及鮮人教師は退散した生徒を慰撫することに努めたので、十五日朝から全部登校した。

實例(3)、學則學課改正を要求して盟休した慶北某實業學校一、二年生徒は次の如くにして盟休した。高普通生徒の盟休に刺戟された一年生二人は學則、學課の改正を盟休に依つて要求しようと同志を語らひ、十月二十八日夕方通學生某の宅に集まつて協議し、翌日再び寄宿に消燈時限後寄々協議を重ね三十日寄宿生は寄宿を脱出すること、通學生は休校すること、通學生一人、寄宿生一人、代表として要求理由を學校に申し出づることを決議した。三十日未明一學年生徒寄宿生は級長副級長を除く外全部寄宿を脱出した。授業時になつて一年の寄宿生は未明に脱出したことが知れたので、學校は警察と協力して脱出者を途に要して連れ戻つたが、一人だけは行方不明である。

同日二年生も一年生の要求が容れられなければ吾等の黙視するに忍びないとして盟休した。學校は

懇々説諭したが肯かないので、十一月一日首謀者六人（二年二人、二年四人）に退學を命じ、其の他一年二十三人に無停、第二年二十四人に謹慎を命じて之を解決した。

行方不明の一年生に就て諸方を搜索し、且つその旨親元に通知したが、何の返事もない。程經てから學校に歸つて來たのを質してみると、實は自分は結婚式を擧げる事になつて歸宅しなければならなかつたのだが、それを歸省願の理由とするのが厚かしいからだまつて居た。機もよし寄宿脱出の議があつたつで此の際を利用してしようと、寄宿を脱出したが、皆と一緒では或は途に要せられて連れ戻されるかも知れぬ、そこで皆とは異つた途をとつて歸宅したのだとわかつた。

實例(4)、名譽毀損、校長不信任を標榜して盟休した江原道公普生六、五、四、三年生約二百名の盟休事件には可なりデリケートな感情の表現を窺ふことが出来る。事の起りは前節盟休の原由例(5)に擧げた如く普通學校生徒が内地人に徒らをして歐られ、帽子を水田中に投げ落されたところから始まる。歐打された生徒、その父兄は學校にその交渉方を追つた、時に學校長不在、鮮人訓導代つて之を聽取し、飽迄内地人側の不法を糾斷し、謝罪せしめることを言明した。そこで鮮人側教員六名は相談の結果、學校組合管理者にその謝罪方の渡りをつけやうとしたが、管理者は個人間の問題を、そんなに大袈裟にしなくてもよいではないか、そんな交渉に應ずる譯に行かぬと斷つた。教員はこの返答に少々憤慨し、公の問題として處分してやらうと云ふので、事件を道に報告

し、刑事處分に附すべきやの伺を立てた。が道は校長の歸校を待つて解決せよと回答する、その内に校長は歸校したが、斷乎たる處置どころか種々調停の歩を進め穩便に解決しようとする、教員六名は、内地人に謝罪させると引受けたにも拘らず、有罪無耶に事件を葬り去られたのでは朝鮮人の體面は勿論父兄に言明した吾等の顔が立たぬ、是非その主張を貫徹しなければならぬ、職を賭して迄も戦つたが……となれば顔も立つ。そこで六教員は連袖辭職願を郡守に提出し、一面生徒を動かして盟休に依り事件を大きくし、以てその主張を貫徹せむと試みた。事件突發以來内地人に反感を懷いて居た生徒及び父兄達は六教員が飽迄内地人に謝罪せしむると云ふに信賴して居たが、どうやら旗色が悪い、六教員はそれが爲職を賭して迄も戦ふとして居る、須らく盟休を斷行して内地人校長の反省を促し、社會の注意を喚起して内地人の横暴を表明しようと、六年生が主となつて策動し、七月十三日被害生徒から校長に事件の解決報告を求め、校長懇ろに之を説明したが、報告には誠意なし、徹底せずなどと稱し、遂に聲明書を呈出して盟休の舉に出た。次で五年、四年、三年も之に和して盟休した。

豫想の如く事件は擴大した、道も郡も放任することが出来なくて調停し、學校長、郡守、道當局等奔走、父兄會、學務委員會の開催となり、かくて懇談の結果首謀者と目すべき生徒各學年より一名づ、十日乃至三十日の停學處分に附し、六教員は辭表を取下げ、校長と共にそれ／＼池校に轉

任することになつたので、大風一過の寂けさに事落著した。

實例(5)、正訓導の自分達を差措て囑託教員の内地人教員を校長代理に任命した學務當局の不法を鳴らして休盟した四名の鮮人訓導に同情して、平北の公普生徒約五十名は七月十二日盟休した。郡守、道評議員學務委員等は四名の盟休教員に誨告を發して自覺を促したが首かないので、七月十日附を以て他校から訓導二名を即時赴任せしめたので、盟休生徒等は自發的に登校し十七日には全く平穩に復した。

實例(6)、校長及訓導の排斥を試みて盟休した全南公普、五六年生四十名は次のやうな風に盟休へど動いたのである。此處には相當の幅のきく青年會と少年團とがある、之等は事々に校長及訓導に背りがあはぬ、生徒の中にはこの少年團に入りたい者があつたが學校では之を禁止した。青年會幹部、少年團幹部は新聞を利用して校長の中傷の記事を掲げて之に應酬したりした。かくて反目は甚しい。訓導は鮮人であり青年會員であるに拘らず校長(内地人)の味方をして居るのは怪しからぬ。そこで青年會、少年團が尻押しをして、こゝに校長排斥、訓導の排斥盟休斷行となつたが二日目に郡、學務委員、並に父兄の厄介になつて全部登校解決した。

實例(7)、咸北公普の一枚長(鮮人)は暴慢、冷酷の名に依つて全校生二百六十名に排斥盟休された。そのいきさつはかうである。九月三十日から平素校長に不平であつた生徒達は秘密裡に各所に寄

り集つて盟休を協議して居た。之を窺知した學校職員及び父兄は豫ねてから校長の橫暴を憎んで居たので、説諭ところが寧ろ之を暗に煽動した。かくて得意になつた生徒達七名は退學を賭して校長に自決を促ることとし、「一心協力」と書いた紙片を互に分つて結束を堅くし、十月四日代表二名は直接校長に自決を勸告した。校長は之を叱責する、代表は若し不承諾ならば自分達は退學すると云ふ、「退學せよ退學せよさせるから」と校長は云つた。會見は終つた。代表生徒は會見の顛末を生徒一同に告げ、自分達は退學を賭して橫暴校長の自決を促したが却つて退學せよと云ふ、この不當な處置は何といふことだ、吾等は須らく同盟休校してその主張を貫徹しなければならぬ。と報告し他の生徒の賛成を求め、勸誘或は強迫の方法に依つて全部の生徒を結束し、十月五日遂に盟休を斷行した。ごたくは十日間もつゞいた。郡當局道視學の扱ひで主謀者七名は無期停學、其の他は深く將來を誡め、校長には依願退官の兩成敗に解決したので、主謀者は全く改悔し、やがて處分を解かれることになつた。

實例(8)、全南一高普に教師の生徒毆打、生徒から教師への脅迫文投書から三年生以下二百五十名の盟休事件が起つた。教師(内地人)は授業中脅迫文の出所を追求して三年の一生徒を將に毆打せむとしたが、級長は吾等がその當人を調べるから任して下さいと云つて授業を休み、夕刻まで教室に居残り協議した。その初めは穩當に話しを進めて居たが、教員の生徒に對する仕打が氣に喰はぬ

此際結束して之を糾斷しようではないかと煽動する者が出たので、空氣は一變し何等の報告もせず、そのまゝ歸宅、教員室前を通るに際し「十時」殺すぞ」など放言する者さへあるに至つた。翌一月二十六日朝三年一同は登校せず、公園に集合校長に陳情書を出して教員に謝罪せしめやうと協議し、之を知つた二三の教員が現場に駆けつけ其不心得を詰つたが肯かない。午後三時になるや三年一同校長に陳情書を呈出し、二年一年にも、之に加盟するやう言辭を極めて煽動又は強迫した。そこで二年一年も附和氣分と後難を恐るゝ氣分とに動かされて同じく陳情書を校長宛呈出して休校した。二十七日提出した三年の陳情要求は生徒を殴打せず親切に授業せられたきこと、殴打教員は生徒の面前で謝罪することであり、二、一年の陳情要求も之に倣つたものである。二十九日生徒約百名打連れ校長に面會し陳情要求の決答を求めた、校長は教員が生徒の面前で謝罪することの要求は不穩當なことを論じ、之が撤回を求めたが肯かずして物分れとなつた。學校側は父兄會を召集し、學校と協力して生徒の説得に努め三十日一部の者は之に従つて出校したが、妨害者の爲めに登校することが出来なかつた。三十一日父兄、保證人は生徒を代表して謝罪、二月一日生徒二百四十六名登校謝罪した。そこで學校は主謀者三名を停學處分に附し他は不問に附した。處が二三日して主謀者の救済を協議する者あり、二月五日總代二名校長に面會し、主謀者を處罰するならば吾等も同様に處罰して貰ひたい、もしさうでなければ主謀者の處分を取消して貰ひた

い、と申し出た、校長は之を容れない。それでは吾等は休校しますと云つて退いた。學校では斷然たる處置をつける肚であつたが、父兄から吾等に任して貰ひたいと懇望するので、之に任せたところ父兄の説諭效を奏し、爾後五十人宛毎日出校謝罪し、九日十日頃に到つて出校謝罪者には謝罪狀に署名させた所何れも署名したが一人三年生某は「自分は良心の命に従つてゐたのだから決して悪むいとは思はぬ良心の前には學校も、學則も、社會も、國家もない、だから謝罪することはいやだつて謝罪しなければならぬのなら寧ろ退學した方がましだ」と頑張り、懇諭を加へたが肯かないので遂に退學を許可した。

實例(9)、擔任教員内地人に對する不平から之か排斥を企て盟休した、全南公普の六年生十一名の結束は、二三年長主謀者の強迫的同盟加入勸誘に依つたもので、もし肯かなければ級團結破壞者として後日如何なる制裁を受けるやも知れぬ恐怖からであつたから、父兄生徒を招いてその反省を促したところ直ちに復校してしまつた。

實例(10)、慶北某公普の生徒三百餘名盟休は、學校設立位置問題から舊邑内在住一部頑迷派が舊邑内生徒の父兄を煽動し、邑内生徒を唆し、登校時刻前、要所へに舊邑内生徒を配置して、舊邑内以外の生徒を喰ひ止め、盟休の形に依つて新設立位置不信任を表明しやうとしたのであつたが、やがて舊邑内父兄中に内訌を生じその結束微弱となり、剩へ學校は父兄の反省を促す爲め、休校生二百

三十九名に無期停學處分に附す旨の通告を發した。其の中百二十五名の父兄は此の擧を後悔して學校に誓約書を入れ復校を乞ひ、餘の父兄は體面維持上別に書堂を設立すると稱して居た。

實例(1)、校長の醜狀と生徒侮辱とを理由として校長排斥を企てた平北公普四、五、六年生百八十二名の盟休は、父兄側の指揮に基づたひものである。父兄、學務委員の二三は豫て校長と女教員との醜聞が新聞に發表されたこと、及び下層階級の無識な青年を教員に採用したことは、朝鮮の慣習を無視し、吾等を侮辱するものだと憤慨して居たが、協議の結果煽動的文句を連ねた同盟休校趣旨書を謄寫刷として之を各生徒父兄に配布盟休せしめ、校長には、校長の自決を促し、三日後迄に回答しなければ更に休校を繼續すべしと通告し、更に示威運動をやつて事を大袈裟にしようとしたが、警察の諭慰によつて事止みとなり、盟休も警察當局の懇諭に依り一部少數を除く外は平生の如く登校することとなつた。

實例(2)、教員(鮮人)不信任、排斥を目的として盟休した京城私立高普四年生が遂にその目的を達するまでの經過を見るに、四年生八十一名は五月二十五日同教師不信任、不受業を決して盟休。學校側は誠訓の意から謝罪する迄無期停學を命じた。主謀者四五名は私かに同教師を訪問し辭職勸告を強要した。同教師は之を學校に報告したので主謀者は退學處分に附された。そこで殘餘の四年生は結束して聯合退學願を出した。やかで三、二年生全部之に同情して盟休し、五年生も四年

生五名の退學を取消すこと、同教員に辭職せしむることを理由として盟体にかくて紛擾は何時果つべしとも見えない。全部の生徒にかく強硬に出られた私立校の悲しさ、學校は同教員を辭職せしめ二、三、四年中若干の犠牲者を出し、他は夏休みとして解決したのである。

實例(13)、慶南某私立校生は野球に優勝した誇りを示す爲め校長の制止を肯かないで、夜中凱歌を高唱して市中を練り廻つた爲め、代表者三名は三日間の停學謹慎を命せられた。この處分が不當だとあつて高等科生六十七名は盟体の舉に出た。處が校長(外人)は訓育の爲將來を慮り、斷乎たる處置を執るべき事を聲明したので、生徒側は其非を悟り全部始末書を呈出して謝罪した。

實例(14)、教授不親切、内鮮差別を理由として校長排斥を企てた黄海公普四、五年生九名は各學年長者百二十名を學校後方山中に召集して校長排斥を謀り、次で同盟會を組織して結束を堅くすることとし、會長、副會長、書記、幹事を互選、翌日幹部會を開いて校長排斥盟体趣旨書を印刷(約一千枚)、之を全生徒に配布し、その翌日一齊に同盟体校せむとした。がその日は日曜であり又勸誘方が不徹底の爲め全部出席したが、學校ではこの舉を知り、斷乎たる處置に出づる噂が立つたので父兄三十名は會合、同盟會の後援會を組織し、會長、書記、實行委員を定め校長の不信任を唱へ出した。事容易ならずと見た郡、道當局は之が調停をなし、生徒首謀者九名に無期、六名に一週間の停學處分に附することとして落着せしめた。

實例(15)、全北公普生年長者(最年長者二十一歳三十名は同校生二名が自動車運轉手に辱められた爲め校長にその問責方を迫り、後直接行動に依つて運轉手を襲撃せむとしたが阻止されたるを憤慨し、十月二十八日夜一飲食店に集合協議し、校長は吾等に愛情がないから吾等の乞ひを容れず、又我校の侮辱せられたるを不問に附するのは學校を輕視する所以、かゝる校長は須らく排斥しなければならぬと校長排斥の盟休を決議し、二十九日朝首謀者等は邑内要所に立つて登校生徒を誘ひ、百六十八名一團となつて郡廳に押しかけ、校長の免職を要望し、三十日各父兄に缺席理由書の印刷物を送り、各部落に組長を配置して三日目毎に會合、狀況の通報、運動方法の打合をなすこととし、下級生を威壓して之に加はらしめ、現校長在任中は登校しないと聲明した。が父兄會、卒業生、青年會、郡守、學務委員等の奔走で結束は遂に軟化して日に／＼登校者續出することゝなつた。

印刷物譯文

拜啓 陳者本校長ノ非行跡カラス之ヲ默視スル事ヲ得サル故ニ生徒一同カ同盟休學セシニ
ヨリ學生ハ缺席シタルノミ、故ニ之ヲ介意セス、何時ナリトモ同盟團ノ通知アル迄ハ決シ
テ子侄等ヲ出席セシメサル様茲ニ御通知申上候
右御承知相成度シ

大正十二年十月三十日

○○公普校生徒一同

實例(16)、京城某私立高普生徒が校長退任、校内刷新の要求から盟休時の結束は、三年の代表者十三名が首謀となつて事を始め、甲乙丙三組約百五十名一致し、次で四年甲乙二組百二十名之に和し、而して二年一年約四百名を脅迫致唆して行動を共にせしめたのである。が學校側が強硬の態度に出で若し出席しなければ退學處分に附すべしとの警告を發し、やがて退學十三名、無期停學四十三名の處分を發表するや、父兄は誓約書を出して之が解除を乞ひ、盟休代表者亦、處分取消しを願出たので、學校は生徒に説諭し、日ならずして無停者は之を解停し退學處分に附せられた者も悔悟の情顯著なる場合には復校せしむる旨申渡して解決した。此の際五年生全部は嚴正中立の態度をとつた。

實例(17)全北高普生は教授擔任の變更から端を發し、學校設備の完全を要求して盟休した。事は三年生の一部に發議せられ、四月六日甲組全部一料亭に集合協議し、同地青年會有志、東亞日報支局等の後援に依つて盟休趣旨書、諫情書を謄寫印刷し、即日之を校長に郵送、後援者及各自その一葉書を所持し、七日盟休を斷行した。八日乙組之に加盟し、九日二年、四年亦之に和したが、一年は入學して間もないこと五年は今一年で卒業するので加盟しなかつた。學校は父兄に通告して登校を促し、父兄會を開いて生徒の不心得を諭し、背かざるものには斷然たる處置をとると申し渡

したので、十一日から續々登校した。之等に就てその不心得を諭したところ、大部分は上級生の煽動とか、首謀者への義理合とかで加盟したものであつて、盟休参加者に二十日乃至十日間の停學處分を申渡すや後悔したものが尠くなかつた。

陳情書

陳 情 書

吾等ノ學校ニ入學セル目的ト今後ニ取ルヘキ同盟休暇ニツキ稍少シ述ベント欲ス、勿論吾等ノ學校ニ入學シタル所以ハ豪キ多數ノ先生ト完全ナル設備トニ依ツテ遺憾ナク勉強セムカ爲ナリ、若シモ之レヲ否定スル者アラバ吾等ハ問ベキ一言ヲ有ス。即チ學校ニ於テ勉強スルニ先生ノ好都合ト設備ノ好都合ニ浴シ能ハサレバ自宅ニテ自習センコト却ツテ經濟上ニ於テモ一大利益ニアラスヤ、何ンカ爲メニ不完全ナル學校ニ入りテ莫大ナル費用ト大事ナル歲月トヲ空費シ、從ツテ光明アル吾等ノ前途ヲ葬ランヤ、之レ吾等ガ泣キツ、哀願セシ所ナリ、然ルニ學校當局ノ冷情タル態度ハ今ヤ吾等ヲシテ同盟休暇ノ方便ヲ取ラシメタリ、學校當局ハ、今迄ノ方法ヲ改メ吾等ニ大ナル同情ヲハライ四月十二日迄ニ要求事件ヲ許可セラレンコトヲ希フ、若シ右事件ニ満足ナル解決ヲ與ヘサレバ最後ノ方策トシテ不得止同盟退學ヲナサントス惡シカラス諒解ヲ乞フ。

大正十三年四月七日

〇〇高等普通學校第三年甲組一同

一五二

實例(8)野球試合からの毆打事件で生徒四名が檢束され之が解放方を學校に迫り、もし學校が解放するやう盡力して呉れなければ登校しないと云ふ。學校は盡力しても解放如何の權は警察當局にあるから學校として如何ともすることが出来ないと言へたので、學校殊に校長野球部長に誠意がないと憤慨して盟休した全南高普生徒全部は、學校の嘆願に依つて被檢束者が歸宅したにも拘らず登校しようとはしない。學校は數回懇諭したが肯かないので、學校は全部に無期停學を申し渡した。そこで各級長等は寄り／＼善後策を協議して居つた所へ同地青年會から、父兄側から手か入り、父兄會の名を以て、無停を取消すること、學校當局は引責退職することを勸告し、もし容れなければ道民大會を開き、總督に陳情すべしなど脅し文句入りの決議文を學校に呈出した。之に刺戟された生徒も亦同様な決議文を呈出すると云ふ風にその氣勢盛んであつたが、學校は飽迄強硬の態度に出で、その呈出せる何れの決議書にも不容認の回答を發し、調査の歩をすゝめて首謀者と目する、十名の生徒に諭旨退學を命じた。そこで十名は青年會、新聞記者等を介して復校方を願出たが學校は之を斷念拒絕した。かくて生徒間に恐慌を來し、父兄間に輕學を悟るところあり、郡守等の奔走を俟つて、父兄は生徒を伴ひて學校に出頭陳謝する者續出したので、學校は保證人連署の誓約書を容れて之を許可した。

誓約書

今般ノ同盟休校ニ關シテハ小生一時ノ感情ニ走リタル結果トハ言ヒナカラ全ク生徒ノ本分ヲ誤リタル行爲ト存セラレ深ク悔悟ノ情ニ堪ヘス依ツテ茲ニ前非ヲ悔ヒ衷心謝罪仕リ候上ハ左ノ條項堅ク遵守仕ルヘク候也

一、今後ハ生徒ノ本分ヲ守リ一意専心勉學ニ従事スルコト

一、在學中假令一部ノ不心得者アリテ煽動スルカ如キ事アル場合ト雖モ猥リニ附和雷同シテ校規ヲ紊亂セサルコト

一、學校職員ノ進退及生徒ノ賞罰等ニ關スル件ニハ毫モ云々セサルコト

一、許可ナクシテ猥ニ學校以外ノ團體ニ加入シ、又ハ公開ノ席ニ於テ口演又ハ演劇等ヲナササルコト、但シ出身學校同窓會ハ此ノ限ニアラス

以上ノ各項嚴守仕ルヘクハ勿論萬一前記各項に違犯スルカ如キ事アル時ハ如何ナル處罰ヲ受クルモ差支之ナク候條此段堅ク誓約仕候也

大正十三年 月 日

右 姓 名 印

保證人 姓 名 印

〇〇高等普通學校長 殿

實例(19)、行政整理に依つて退職する校長の挽留運動にこと寄せ、第二學期試験の延期を目的として黄海高普の三年生二、三名、首謀者となり十二月十二日午後一時(土曜)教會堂に集會、校長の挽留の爲に罢休すること、總督に陳情書を提出すること等を議し、全校生徒を勧誘して罢休を企てたが、學校は如何に運動しても如何ともすることが出来ないことを論じ、日測を變更せずに試験を始めた。その中に本府から來た電報などで留任運動の不可能なことを説示せらるゝや一部不良學生は生徒中歸省したものがあゝるから試験を延期して呉れ、もし容れられなければ休校すること申し出た。學校は父兄會を召集して、懇説し父兄と共力して出校せしめ、十七日から試験延期申請を却け斷然試験を開始したので、生徒は惶惶として出校し歸省した者も急ぎ歸校した者も尠くなかつた。

陳情書

決議文

吾等ハ本校長ノ退職ニ當リ至極反對ス。

國家ハ世界經濟ニ鑑ミ尙將來發展ノ餘地アリト認メタル我ガ朝鮮產業界ノ荒廢ヲ觀察シ成ルベク財政ヲ緊縮シテ一日モ早ク我が白衣ノカマドヨリ煙ヲ豊カナラシメントスル理想ノ下ニセラレシガ今度行政整理ノ施行ニシテ苟モ心アルモノハ感泣セザルベカラズ、陛下ハ民ヲ赤子ノ如ク愛シアソバサレ下ニアル我等臣民ハ他國ノ侮辱カ夢ニモナカリシコトハ到

處類例ヲ見得ザルモノナリ、カ、ル恩澤ニ浴スル我等臣民ハ豈身命ヲ惜マンヤ、○○校長
ハ大正十一年三月以來國家ノ爲メニ己ヲ捧ゲテ努力ノ間斷ナキコトハ今本校ノ觀衆ガ然ラ
シムル所ナリ、然ルニ名譽アル第一回ノ卒業ヲ見合サスミスノ退職ナサル所ニ際シテハ
先生並ビニ我等一同ノ口惜シキコトハ言フニ餘リアリ、我等ヲ赤子ト見做アレテ可憐ニ思
ヒ本校第一回ノ卒業ハ見合セル様切望スル次第ナリサラバ其ノ後ニ我等カ進ンデ責任ヲ負
フベシヲモナクバ左ノ如キ我等一同ヲ思フ次第ニ處分セラレタシ、

○○高等普通學校 生徒 一同

○○高等普通學校校長先生挽留運動生徒一同

(連署者二百三十三人)

大正十三年十二月十三日

但シ本月十七日迄ニ確實ナル御返答ヲ御送り下サレタシ、

朝鮮總督 閣下

實例⁽²⁰⁾、慶南、高普四年生以下約三百名は校風刷新、不良教員排斥の目的を以て盟休した。主謀者
七八名は七月五日夜生徒三百餘名を附近松林中に集合し、校風刷新教員(鮮人)排斥を協議、校長
に陳情書を提出して盟休することを決議し、六日午前八時陳情書を校長に提出し盟休した。學校

は生徒に懇諭したが肯かない、依つて九日主謀者と認むる者七名を退學處分に附した。そこで生徒は寧ろ之に激發されて二百八十名連署の上同教員の素行、思想、教授上の缺陷等を指摘し、且つ退學處分取消を要求し、もしこの二項が容れられなければ速袂退學する旨の願書を呈出し、他郷通學者は歸省して通信連絡を以て結束を固むること、盟体中は通文を回送して互に連絡をとることなどの結束を策し、學校に向つて不穩文句を並べた投書をなす者さへ出た。十日學校は斷然たる處置を取ることを聲明し、退學願者全部に無期停學を命じた。一週間はすぎた。その間寄り／＼協議して居た父兄は十八日父兄會を開いて善後策を講じ、生徒に懇諭することに努め、二十三日學校は、道學務課長の出張を乞ひ盟休生全部を一應登校せしめ、懇諭したので、生徒の大部分は先非を悔ひ輕學を慎む旨誓約して停學處分の解除を乞ふ、學校側はその誓約を容れてその乞ひを許可し、翌二十四日から夏季休暇とした。九月一日始業式には大部分出席、生徒は退學處分者の復學、又は轉學方法を講せられたきこと、及び第一學期試験は事件勃發の爲め未了に終つたがこれは第二、第三學期試験點數の平均を以てその成績に充てられ度きことの二箇條を父兄會を通じて學校に申請を謀つたが、父兄會はその何れも生徒として要求すべきものでないことを諭し、その請を撤回せしめた、無事落着。

第四節 盟休の群衆（その二）

以上に列擧せる實例に依つて徴せられるか如く、盟休にあらはるゝ群衆の構成は秩序的組織を以てするものよりも一時的附和雷同的に成されるものが多く、従つてその構成結果は薄弱なるを免れず、何かの障礙に接せむか直ちにその行動か鈍ぶつてしまふ。その障礙は盟休群衆の構成分子が學生生徒なるだけに、學生としての資格を制限される停學處分、退學處分が何よりも若手のやうに觀られる。この資格制限たる停學や退學處分は學校側のとり得る唯一最後の手段でもあらうが、この盟休に於ても、この手段に依つて盟休事件を解決してゐるのは、この手段が學生生徒たる群衆には最も恐ろしいものであると信せられて居るからであらう。

盟休に行はれる示威運動のやり方は、或は陳情書提出、或は印刷物配布、或は脅迫文投書などの方法も行はれて居るが、最も一般に殆んど悉くの場合に行はれるのは同盟休校である。同盟して休校することは他の勞働爭議などに行はるゝ同盟罷業の如く、罷業の爲め雇主に幾何の損害を與へてその反省を促すものとは異なり、學校當局に對して直接利害的苦痛を與へるものではない。たゞ盟休に依つて學校當事者が生徒に信任されて居ない、それが一人二人から信任されてゐないならば意にするに足らぬか、多數の教へ子から信任されず寧ろ反感を買つてゐると云ふ事は以て學校監督

權の所有者である郡、道を動かし、併せて社會の輿論を喚起して間接に學校當事者をして或種の苦痛若くは利害的影響を感せしめようと云ふに存する。だから盟体は學校當事者をしてその反省を促すと云ふだけに止まり直接學校當事者に對して苦痛を興へるか如き性質を有して居ない。

年少氣鋭、血氣にはやる學生々徒が慨憤して事を始めるのであるからさだめし無鐵砲な行動に出づるであらうと考へられない事もないが、朝鮮の盟体には、さうした暴行に渡るか如き事は殆んどなく、たゞ盟体を敢行せむとする場合、一人でも多數の加盟者を得る爲め、之を勸誘しおとなしく勸誘に應じない者に對して毆打、強迫手段に出で又は、結束の崩壊するを恐れて、團結申し合せを犯して單獨行動をとるものに對し團結破壞者の名の下に制裁を加へるといふ位のものにすぎないのである。

盟体も他の罷業等と同じく盟体當事者以外の者か之を後援する場合にはその氣勢盛んなものであつて、前節の實例にも見るが如く青年會、新聞記者若しくは父兄達が之を後援し煽動する時には仲々強硬な態度を持して居るが、一旦之等の後援者が手を退くか干渉しなくなるやその勢は頓に衰ひてしまふやうである。これは何と云つても學生々徒はまだ世の荒浪にもまれてゐず腰が強くないから後援ある場合は有項天に騒き廻つても、後援が退く時には無援の寂さと恐怖が直ちに襲ひ來つて寧ろ輕舉を悔ゆるやうになるからであらう。

盟休か速かに解決されたものを通観するに、一として學校當局の態度が強硬でなかつたものはない。斷然なる處置をとると云ふ聲明と、處分の實行は痛く盟休群衆に恐惶を與へるやうであつて、可なり堅く結束し氣勢を揚げて居る場合でも直ちに解決へと傾いてしまふ。而して盟休解決の型とも觀られるのは、學校當局が正面生徒側に説諭する以外に必ず父兄の奔走或は學務當局其他の調停に依つて始めて落著することであつて、學校と生徒とだけ單獨に交渉して事件の落著した例は極めて稀にしかないのである。これは事件を最も圓滑に解決して行く方途であつて、學校は許容し得ない處だが郡守や、學務當局の調停、父兄からの怨望の手前拵げて之を許容すると云ふ意味で生徒の將來に對する反省を強めんとし、調停者殊に父兄は容易に許されないとあつたか吾等の運動で漸く學校を動かしたのだから今後、こんな面倒を惹起さないやうにと、自分達の勞を以て生徒の將來を誠めんとし、生徒は、父兄も吾等の爲めに奔走し郡、學務當局も吾等の此の舉の爲めに調停の勞をとつたのだから此の際は温順に學校側の懇説に従つても敢て吾等の無氣力で直ちに學校側に屈伏したことゝならない、と云ふ一種の體面觀念から之に従ふと云ふ、それ〴〵異なる考へからではあるが、事件を解決す方から見ると至極都合なやり方と云へよう。

之を要するに朝鮮に於ける學校盟休の出發は概して「人を馬鹿にして居る」と云ふ憤滿からで、その結束は多くは一學級が始めたのに自分達の組も之に参加しないでは體裁かわるいと云ふやうな

氣分に依つて堅められ、その落著も調停者の奔走もだしがたぐ、我を折つて之に従ふといふ風に體面を重んずると云ふことか終始一貫せる觀念となつて居るやうである。この體面觀念に依つて動いて居るのであるから惹起される事件の多くは體裁的表面的となるを免れず、従つて眞劍味を欠くところあるが如く一旦強硬な障礙に遭遇せむか、俺迄その主張を貫徹すると云ふ代りに惶惶として救済の手にすがらんとするのであらう。小作爭議や、勞働爭議に於ける群衆が生活に根據して運動を開始する關係上その行動も相當眞劍味を帯びて居るに反し、學生盟休は生活といふやうな根深いところからでなく、體面尊重と云ふことからであるから従つてその行動か深刻化し得ないのは自然の勢であらうが、そこに年少者の無邪氣さと、身學生なりと云ふ自尊心とが窺はれ得ないでもない。

第五節 文獻上の盟休

朝鮮に於ける同盟休學は早く已に李朝の初期に於てあらはれて居る。今増補文獻備考學校考に記録せられたものを左に略述して、現代盟休の參考に供すること、しよう。

(1)、同袖歸家、世宗朝

一、人 集賢學士

一、動機 言の用ひられざるを憤り。

一、行動 同袖歸家

一、結果 王 大臣をして學士の家を歴訪せしめ懇請して來る。

(2)、示威運動、中宗十四年十一月

一、人 太學諸生

一、動機 大司憲流謫の冤罪を訴へむとしその上疏の容れられざるを憤り。

一、行動 宮闕に侵入し大聲號哭しその聲大内に徹す。

一、結果 王 之を責問したか、別に罪に處さなかつた。

(3)、冤罪陳情、宣祖十六年

一、人 太學生

一、動機 李珥、成渾の爲めに誣を辨じて

一、行動 上疏す。

一、結果 王 敎書を下して之を褒獎した。

(4)、釋放請願、宣祖二十三年

一、人 館學儒生

一、動機 全羅道の儒生等が大臣の冤罪を上疏した爲囚はれの身となつたのに同情し。

一、行動 右道儒生等の釋放方を上疏請願す。

一、結果 王 請を容れて道儒を釋放す。

(5)、不敬糾彈

一、人 太學諸生

一、動機 太學生等が何かの事で宮闕門前に坐して居た時、其の門前を親王が乘馬のまゝで過ぎつたのを憤り。

一、行動 親王の從者を叱罰した、

一、結果 王は之を罪せず、却つて士氣盛なりと賞した。

(6)、廢黜專斷、光海君三年

一、人 太學諸生

一、動機 鄭仁弘が李彥迪、李滉を從祀するを詆つたのを憤り、

一、行動 鄭仁弘の名を青衿錄(儒籍)から削つた、

一、結果 王 大いに怒り、倡議儒生の籍を削り禁錮せしめた。太學生等は命を聞き捲堂して去り、吏曹判書宮殿に詣つて命の取消方を陳啓した。

(7)、上疏論罪、英祖元年

一、人 太學生

一、動機 上疏して人の罪を論ず、

一、行動 王 太學生代表を召して嚴責したが屈せずして抗言す、

一、結果 王 遂に太學生に流配を命じたが、やがて、その士氣の壯をめで、之を還す。

(8)、暴行、成宗の時、

一、人 儒生、

一、行動 仁純大妃が佛像を造つて淨業院に送る途中、之を奪取して焚いた、

一、結果 大妃は嚴罰に處するやう請うたが、王は儒生が佛を排斥するのは賞すべしであると云つて罪しなかつた。

(9)、暴行、中宗五年

一、人 中學儒生

一、行動 異端退治と稱して擅まゝに貞陵寺の京城にあるものを焼いた。

(10)、空館、明宗朝

一、人 館學諸生

一、動機 僧普雨が妖僧で左傾思想を懷いて一世を誑惑するを憤慨し。

一、行動 普雨を誅せむことを上疏したが、王之を許さないのので、諸生は遂に館を空にして去つた。王は人を遣はして諸生を招諭し食堂に就かしめたが就くものがない。そこで諸生の父兄をして勸誘せしめたので漸く館に歸つた。此の間一箇月あまり。普雨は濟州に逃れてしまつた。

(11)、空館、孝宗之事

一、人 太學生

一、動機、太學生が嶺儒柳提を罰した。王 其の罰を解くを命じた、命を奉じない、王は嚴教を下した。

一、行動 そこで諸生は遂に空館して去り、二箇月後上書して再び柳を罰せむことを乞たが、王之を聴かない諸生は再び空館して去つた。

一、結果 王は之を聞いて館官、禮官、丞旨等に命じ、旨を傳へて諭し歸館せしめた。曰く「聖廟の空過今日を過くるも守直の人なし、則ち予何んぞ敢て安處せむ、言念此に及び毛骨悚然たり諸生は誠に是なり予甚だ驚愧せりと」(増、文、第二〇八、學校考)

右に引例の如く太學生、四學生が敢て王命を奉せず、或は抗争し、或は暴行に出で、或は盟休を斷行し、傍若無人の振舞を敢てして居た。その頃の學生が如何に元氣の者であつたかと云ふことも想像し得ない譯ではないが、儒學尊崇の氣分から、又士氣培養の考から、國王も之に對して大目に

見、寧ろさうするのが聖學興起の盛事であるかの如くに看做して居た。かくて學生は朝廷（政府）の人事問題や、政治問題にまで口を出すやうになり、儒生の批議權は遂に朝鮮政界の一大勢力となつて、やがて國政を危態に陥らしめんとした黨争とまで發展したのは、そもくこの、學生盟休に源を發したとも見られる。李朝が如此士氣培養に依つて遂に抜くべからざる一つの大きいなる禍根を蔓延せしめたことは、興味ある參考資料でなからうか。

여 백

第四章 階級爭議にあらはれた群衆

第一節 朝鮮に於ける階級爭議

朝鮮にはその昔から社會人の間に大別して王、兩班、常民、賤民の四階級があつて、其間嚴然たる區別をつけ、因襲の久しきその各々これが當然の運命であるものとして生活して居た。處が韓末甲午明治二十七年の制度改革が行はれるや、この階級は全く打棄てらるることになつた。戸籍の上では、何れをそれと見分けることの出来ないやうに取扱ふことになつた。いづれの國を問はず階級打破には常に不平と不満とが伴ふ、從來上層階級に居つた特權の所有者は、その特權が政治上にあれば經濟上にあれ將又社會上にあれ、他の階級にも認められるやうになることは、自階級特有と云ふ誇り優越感を失ふことになるのでその心中平靜たるを得ず、出来るだけその特權と優越とを犯されないやうに保護しようとする。この場合自ら向上して他の階級が追隨し得ないやうに積極的にその誇りを持續するよりも、他の者を自分と同一線上に立たせないで、いつまでも自分達の優越を保たうと云ふ消極的な態度に出るのが普通である。

一方従來下層階級に居た者もまた、この階級打破から不満の感を増大される。制度の變化は一日に出来ても實生活の變化は一日や一年の短日月で容易に出来るものではない。階級解放に依つて、

今日から自分達も上層階級と同一なものだと云ふ者が、生活の實際よりも、一步先に立つ、ここで他から見ても上層階級とは可なり距離があるやうに見えても當人は一つばし上層階級になつたものと思ひ込み、上層階級と同一の待遇を受くることを期待する、處が上層階級であつたものは自分達の誇りから之を蔑視しようとする、期待は裏切られる、この場合期待が増しただけ、その憤慨も大きい。だから階級制度打破の後當分の間はその打破前よりも階級間の軋轢が一層顯著に一段強烈になるものである。

朝鮮の階級感情も亦その例に漏れず、制度改善以後、兩班は常民と相當久しく不快の心持で對峙した。が特權階級の兩班はその數に於て到底常民の敵でなかつたので、加ふるに、才能、經濟の方面から云つても寧ろ常民にその優秀なものを多く見出すやうになつた爲めに、兩班は最早昔しの如く自惚ることなく、常民も兩班を羨望することなく、どれがどれやら區別のつかない程度に社會生活上その融和が行はれた。然るに常民よりも下層であつた階級がこんどは頭を擡げて來た。それは賤民の主位に居る白丁階級であつて、最近この白丁階級の社會的解放の絶叫から端なくも常民と紛争を重ねるやうになつた、この紛争に於ける兩者の群衆氣分はどんなものであるか。

階級爭議群衆を觀察する順序として、常民と白丁との關係を少しく説述する必要がある。白丁は前にも述べた如く朝鮮舊來の社會階級第四位に居た賤民の一部であつて、その歴史は古く明確でな

いが、その沿革を説くに或は高麗時代韃靼族の一種で水草を逐ふて漂泊し來つた揚水尺と云ふ種族が、由來殺生を好み畋獵を事とし、柳器細工を爲し、其の妻女に賣春させるといふ低級な生活をして部民たので、當時佛教國民であつた高麗人から卑められ、到底融合の出來ないところから遂に特殊て居として取扱はれるやうになつた者であると云ひ、或は新羅以來敵方の捕虜を賤業に就かしめたもの、又は高麗の遺臣が李朝に臣事するを潔しとしないところから政府から、屠獸製箴等の賤業を強制され、且つ生活の必要から製鞋等をやつたのだと説き、或は一部貧民中牛馬犬豚を屠りて生計を營み、服喪中殺生の代りに柳器製造を業としたものが特殊階級を形造つたものと稱し、又は特殊犯罪人をして普通人の忌避する屠獸等の賤業に従事させたものに起因するなどその、起原に關しては各種の説があるが、未だ定説たるものがない。

その由來は兔も角、白丁は居を一般普通民の部落外に設けて特殊部落を形成し、其職業は普通民の忌み嫌ふ屠殺、獸肉販賣、柳器製造等を事とし、その數全鮮を通じて四十萬と稱せられ、一般社會からあらゆる差別待遇を受け、殆んど人としての取扱を受けて居なかつた者であつた。その一斑を示せば、白丁はその衣食住に於て普通民と同様の生活を爲すことが出來ない、瓦葺の家屋に住むこと、絹帛の衣服を著用すること、周衣以上の禮裝を著すること、頭上に笠子、網巾、宕巾を頂くこと、草鞋を穿くこと、普通人の面前で飲酒又は喫煙すること、輿車に乗ること、牛馬に乗つて普通

人の前を過ることなど悉く許されないものであり、普通民に對しては最敬禮をしなければならず、道に遭遇した場合は途を譲り、其の通過するまで立禮して恭順の意を表しなければならず、用があつて普通民家を訪れた時は庭先に蹲居して用を辯し、決して床上に昇ることが出来ない、普通民の小兒、奴隸に對しても屈服しなければならぬ、若し右に反する行爲があつたならば、容赦なく私刑に處せられ膺懲されたものである。

兩班が常民の上に位して、之を驅使したと等しく、常民も亦この白丁に對して兩班が已に對する態度を以て臨んだ。殊に南鮮に於ける農業勞働者は農廳の名下に白丁の罪過を笞刑を以て處罰する權あるを慾にして、無理な注文を白丁に望み、白丁をしてその虐遇に泣かしたものである。(農廳は古來から發達した下層農及農業雇人間の組合であつて、一團隊二十名乃至二百名を以て組織し各種の事務を協同して處理したものである)

處が近時この兩班と常民とが接近した如く、常民と白丁とも段々接近するやうになつて來た。政治上に於て官の取扱に差等ある譯でなく、公事にも従ひば官吏にも登用される、經濟的には、職業として賤しんで居た製、革製鞋、柳器製造、等に普通民も手を出して來、白丁も農業に従事する者益多く、社會上には昔のやうに一部落に聚團して居る要なく、思ひくゝに各地に移住も出来るから、普通民の屈辱を甘んじて迄一所に止るを欲せず、身分の明らかに知れない所で普通民として普通民

と雜居して生活することが出来る、のみならず最近、白丁の教育熱は普通民に比して壓倒的な勢を以て昂進し、普通民の就學率が全人口の五パーセントであるに比し白丁の就學率は全白丁人口の四十六パーセントと云ふ高率を示して居るやうになつた。

第二節 衡平運動

大正十二年五月朝鮮の一角慶南晋州に衡平社の設立を見るや、それはやがて朝鮮社會階級爭議の火花を散すやうになつた。之を世に衡平運動と稱する。云ふまでもなく衡平社は朝鮮最下階級を爲す白丁の組織せるもので、その運動の目ざすところは、自らの生活向上と他からの差別待遇を改めうと云させよふ事にあつた。

この衡平運動の勃發した動因に就ては數種のことを數へることが出来る。が就中その直接主要なるものは次の如きものであらう。即ち對抗的反感、社會運動者の援助、及び内地水平運動の影響等であらう。

最近調査せる白丁の戸口分布状態を觀るに（警務局調査）、次表の如く慶尙北道の二二六七戸、六一二人を筆頭に黃海道の八九四戸、四二二二人之に次ぎ、黃海、江原の兩道を一線とした以南の南鮮各道は二、〇〇〇乃至三、〇〇〇人を算し、以北に至るに従ひて漸次減少し西北の平安南北道は各

約一、〇〇〇人、更に北鮮の咸鏡南北道に入りては著しく低下して多數百人に過ぎないのであつて、白丁の分布は南鮮に多くして北鮮に少ないことが知れる。

白丁分布表

道別	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
戸	七〇元	四〇元	七〇元	八〇元	七九元	一、六六元	一、九一元	三、三一元	四、四一元	二、八一元	二、二一元	七、五五元		
口	二、四三三	二、四八八	三、三三六	三、七四〇	三、〇三三	三、三六三	四、一三三	一、〇、五五元	一、一、五五元	二、一、八四元	三、三、七三元			

南鮮に於ける白丁は十數戸乃至數百戸聚團して部落生活を營み比較的多數の聚團生活をして居るが北鮮に至つてはかく多數聚團したものが少なく、多くは少數づゝ各所に散在して居る状態である。従つて北鮮に於ては普通民と白丁との關係が南鮮の如く對抗的よりも寧ろ、相互相依つて生活して居るやうに見える。即ち普通民は、その冠婚祭等に屠殺者が必要であり、獸肉の供給を得るところから白丁に對して敢て排斥とか迫害を加へようとはしない。白丁の方でも普通民に對して極めて従順な態度に出て楯つくやうなことはしない。かくしてよくその間の協調が保たれて行くのである。

然るに南鮮地方では、その數の多いこと、聚團をなして居ること及び南鮮地方の普通民はその昔し常民として兩班に虐げられた模倣から白丁に對しては已れ兩班氣取りで壓迫を加へることを何とも思つて居ない。之に對して教育と時勢に覺醒して來た白丁が屈辱を感せずには居られない。何かの事

柄で普通民と對立して行かうと云ふ、一方普通民は「生意氣な白丁のくせに」と蔑視すると云ふ相反する二つの氣分が熾烈に衝突することを免れ得ず、機會があれば將に爆發せむとして居たのである。

朝鮮に於ける社會運動と目すべき、小作爭議、勞働爭議が所謂新人と自稱する青年思想主義者に依つて援助され、指導されたと等しく、衡平運動も亦之等の主義者の援助に俟つところ甚だ多く寧ろ該運動は主義者の畫策せる運動の如く考へられないでもない位である。所謂新人主義者は現狀打破に依つて合理的な社會の出現に努むると云ふ看板をかけては居るが、政治的にも經濟的にも社會的にも相等の地位を贏ち得ざる不平が常に鬱勃として機會だにあらば、利用し得るものあらば、之をとらへて自己の勢力擴張を目録み、多數の群衆力を得て、その抱懷せる主義目的を達せんとし、併せて調査、出張、經營等の名の下に物質上の供給を得んとするものであるから、何等か反感を有し不平を抱く何者に向つても、之を煽動し、之を後援し、之を指導し以て自家掌中のものとすることに汲々たるものである。

已に小作爭議あらはれ、勞働爭議も彼等の手に渡つた、これ以外の團體的性質を有するものは階級上の差別から面白からざる反感をもつて居る白丁である。この反感から晋州に一紛争の生ずるや、主義者は奇貨措くべきとなし遂に之を大規模なものに煽動し一個の團體につくりあげ、かくて從來ビク／＼者であつた賤民をして堂々と一般民に開戦の聲明をなさしめたのである。衡平社の組

織、綱領、聲明、決議、會議方法、運動などとして之等主義者の手にならないものはないのであつて、大多數の社員は寧ろ之等主義者に依つて書かれた筋書を演ずる群衆的役者に外ならぬものであつた。従つて衡平運動も實は白丁階級が自ら忍ぶに耐えず、止むに止まれぬ衷心からの要求から飽迄その解放を叫び地位の向上、普通民と同一地位の承認を求むると云ふ直剣なものではなく「運動さへすれば普通民と同一線上に立てる」「聲明した日から最早普通民と同じい」など云ふ好辭を空だのみとした一種の射倖的群衆氣分に依つて動いたものであると觀ても間違はなからう。

日本内地の特殊部落民は自から解放を目的として大正十一年三月水平社を奈良縣南葛城郡柏原に創立したが、全國三百萬の部落民を統一して一大集團運動を起す爲めに、大正十二年三月三日京都岡崎公會堂に全國的水平社創立大會を開き、次のように綱領、宣言、決議、規則を決議した。

綱 領

- 一、我々特殊部落民自身の行動によつて絶對の解放を期す
- 一、我々特殊部落は絶對に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す
- 一、我等は人間性の原因に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

宣 言

全國に散在する我々特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐げられて来た兄弟よ

過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた我等の爲の運動か、何等の有難い効果を齎さなかつた事實は、夫等のすべてか我々によつて又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ、そしてこれ等の運動はかへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば此際我等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは寧ろ必然である。

兄弟よ。

我々の祖先は、自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたので。ケモノの皮剝ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代償として、賤い人間の心臓を引裂かれ、そしてタダラナイ嘲笑の唾で吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた、そうだ、そして、我々は、この血を享けて人間が神にかはらうとする時代にあつたのだ。犠牲者か、その烙印を投げ返す時か来たのだ殉教者か、その荆冠を祝福される時か来たのだ。

我々がエタである事を誇り得る時か来たのだ。

我々は、必ず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ人間を冒瀆してはならぬ、そ

して人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を悔ることが何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人世の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社はかくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

決 議

一、吾々に對してエタ、及び特殊部落民等の言行によつて侮辱の意志を表示したる時は徹底的糾弾を爲す。

一、全國水平社本部に於て我等團結の統一を圖る爲め月刊雜誌『水平』を發行す。

一、部落民の絶對多數を門信徒とする東西兩本願寺が此際我々の運動に對して抱藏する意見を聴取し、其の回答により機宜の行動をとること。

右決議す。

規 則

一、各府縣水平社は水平社に加盟したる各地の個人又は團體によつて組織す、各二名以上の地方委員を選舉すること。

二、全國水平社本部は京都に設置し、地方委員に依つて中央執行委員長一名、若干の執行委員を選

舉するこ

三、中央執行員長は春秋二回の大會を開催し、年一度地方委員を全國水平社會議に召集する權能を有す。

四、地方委員は臨時全國水平社會議の開催を中央執行委員長に提議することを得。

五、地方委員は各選舉者の三分の二以上の信任を缺ぐ場合は其の資格を失す。

六、各地方水平社は全國水平社綱領に依り自由の行動を取ること。

七、各府縣地方水平社の規約は各々任意とす。

次いで各地に、關東水平社創立大會、栃木、兵庫、岡山、廣島諸縣にそれ々々其縣水平社創立大會、九州水平社創立大會等が頻々として開催され、之に對する一般民の注意は喚起され、やがて水平社は演說會、リーフレット、パンフレット、雜誌等を以て盛に宣傳され、各地に普通民との衝突あり、殊に奈良縣下に行はれた國粹會との戦ひは、檢舉二十餘名を出す程の騒動であつた。之等の出來事が新聞に依つて報道されたので白丁の中には、之に倣はんとする者あり、主義者の間には私かに食指を動かして居る者もあつた。

以上の如く勃發せんとする反抗氣分はあり、之を煽動指導せむとする者あり、加ふるに之が模範となるべき水平運動が内地にその熾烈さを示して居るのであるから、何等か端緒となるべき機會か

與へられたならば、直ちに何等かの運動が具體化せむとする状態に於てあつたのである。たま／＼慶尙南道晋州郡晋州面大安洞李學贊は白丁中の資産家であり、近時一般に向學心の勃興に伴ひ、己の子弟を幾度か公私立學校に入學させやうに試みたが、四民平等とは云ふものゝ未だ白丁といふわけで種々な口實の下に拒絶せられた。で己むなく大正十一年春晋州第三夜學校に現金百圓を寄附の上漸く子弟を入學させたが、其後教師の冷酷な處遇と生徒の虐待に堪へず遂に中途退學し更に、京城某私立學校に入學させた、處が此處でもその中に白丁の子弟だと云ふことが判明し、是又退學の己むなきに至つた事などがあつて、暗に社會の餘りに無理解さを呪咀して居た。その矢先大正十二年一月晋州に私立新一高等普通學校が設立せられることとなり、區長から地均工事に出役方の通知を受けた。そこで之は當然入學を許されるものと信じ、晋州邑内七十餘名の白丁と喜んで之に應じたのであつた。然るに其後學校創立委員から、白丁は入學させないのだから、白丁から夫役を受ける譯に行かぬ、依つて曩に出役した夫役に相當する賃金を拂戻す旨通告した。このやり方に憤慨した李學贊は同志數名と共に普通民たる、所謂新人仲間姜某、朝鮮日報晋州支局長申某及び千某等に苦衷を訴へて運動方を依頼し、快諾を待て茲に愈衡平運動の烽火を打揚げたのである。

大正十二年五月姜、申、千、李及び張の六名は創立委員となつて衡平社の組織に著手し、五月十三日晋州青年會館に於て衡平社の發會式を擧げた。集まるもの慶尙南北道及忠清南道より百六十四名、

自發的に寄附せし金額五百餘圓、又各地の團體から數十の賀状を送り、大いにその學を贊し物質、精神兩面の犠牲を厭はず、生命を獻け、ても尙辭しないなど表明するものもあつた。發會式にてはその趣旨及び社則を定め、實際問題として白丁の子弟も普通人と同じく普通學校其の他の公私立學校に入學を容認するやう實行することを決議した、その社則主旨は次の通りである。

衡平社々則

第一條 本社を衡平社と稱す

第二條 本社の位置は晋州に置く

但各道には支社、郡には分社を置く

第三條 本社は階級打破、侮辱的稱號廢止、教育獎勵、相互の親睦を目的とす

第四條 本社員の資格は朝鮮人は何人を問はず入社するを得

第五條 本社員は選舉及被選舉並決議權を有す

第六條 本社員の義務は左の如し

第一項 入社金一圓社費毎月二十錢とす

第二項 品行方正

第三項 第三條を實行するに一心團結すること

第七條 本社の役員は左の如し

委員五人、財務一人、幹事三人、書記一人、理事若干人、顧問若干人

第八條 委員は委員會を組織す

第九條 幹事は委員の指揮に應じ事務を處理す

第十條 理事は理事會を組織して重大事項を評議し各狀況を委員に報告す

第十一條 財務は本社の財務を掌理す

但金銭出納には委員會の承諾を得て處理す

第十二條 顧問は本社の發展を贊助す

第十三條 任員の任期は一箇年とす

但再選することを得

第十四條 支分社の規則は本社々則を準用す

第十五條 各支分社は毎月該地方の狀況を報告す

但緊急事故の場合は即報す

第十六條 本社の集會は定期總會と臨時總會に分ち定期總會は毎月、臨時總會は委員に於て必要ありと認むる時之を召集す

1、本會の總會は代表者に依り之を開く會員百に對し一名の代表を選定す

2、代表の選舉は本社と支分社の各總會に於て之を定む

第十七條 本社の經費は社員の義務金其他賛助金を以てす

第十八條 本社の社則は總會に於て半数以上の決議に依り増減することを得

但不備の事項は委員會の決議を準用す

第十九條 衡平中學を設立し衡平雜誌の發刊を圖る

細 則

一、夜學又は晝學講習所を増設し新聞雜誌の購讀を獎勵し隨時講演を爲して相互智識を啓發せしむ

二、酒色及賭技を禁ず

三、風紀を紊亂すべき行爲を禁ず

四、勤儉質素を主とし相互扶助の美風を助長す

五、本社員中疾病又は天災に罹りたる者にして其情狀憐むべきものには本社理事會の決議に依り之を救護す

六、本社員中喪に遭ひたる時は理事會の決議に依り、弔慰し一般會員に周知せしめ相互弔慰の道を行はしむ（了）

公平は社會の根本にして愛情は人類の本良なり、然るを以て我等は階級を打破し侮辱的稱號を廢止し教育を獎勵し我等も眞の人となることを期するは本社的主旨なり、今我か朝鮮の白丁は如何なる地位と如何なる壓迫を蒙りしか、過去を回想すれば終日の痛哭に血涙禁し、難し茲に地位と條件問題等を提起する餘暇もなく目前の壓迫を絶叫することが吾等の實情なり。此の問題を先決することか我等の急務と認定するものなることは的確なり。卑しく貧しく劣り弱く賤しく屈する者誰か？噫我等白丁之れにあらすや。然り而して此如き悲劇に對し社會の態度は如何？所謂知識階級の爲の壓迫と蔑視のみなりき。此の社會に於て白丁の沿革を知るや知らすや決して賤待を受くべきものにあらざる所なり。職業に別ありとせば禽獸の命を奪ふ者我等のみにあらざるなり。本社は時代の要求よりも社會の實情に應じ創立せられたるのみならず、我等も朝鮮民族二千萬の分子にして、甲午年六月より勅令を以て白丁の稱號を除かれ平民となれる我等なり。愛情を以て相互扶助し、生活の安定を圖り、共同の存榮を期せむとす、茲に四十餘萬の團結を以て本社の目的たる其の主旨を鮮明に標榜せむとするものなり。

朝鮮慶南晉州

衡平社發起人一同

以上の如くにして白丁は一の集團を形成し、幹部は銳意支社分社の機關設置に努めはしたが、一方從來賤まれて居た者がこの社に入るに随つて地位の向上と社會的待遇が改められると信じた各地の白丁は翕然として之に糾合し、日ならしめて

京畿道	支社	一	分社	一
忠清北道	支社	一	分社	七
忠清南道	支社	一	分社	一六
全羅北道	支社	一	分社	六
全羅南道	支社	一	分社	六
慶尙北道	支社	一	分社	一一
慶尙南道	支社	二	分社	一七
平安南道	支社	一		
平安北道	支社	一		
江原道	支社	二	分社	三
計	本社	一	支社	一二
			分社	六七

の多きに達し地方所在の白丁で殆んど網羅せられないものはなかつた。

第三節 衡平爭議群衆

衡平社が創立されるや、從來下層階級に居て屈從的生活に苦しんで居た特殊部落民は、此の機會に於て一躍普通民と同一線上に立たんと焦り、その念慮の愈盛なるに隨つて、自己解放は單に自分達の運動に止まらず、その波紋を環境の普通民に及ぼすこととなつた。加ふるに幹部はその機關設置と社勢擴張の企圖から衡平社員となるに依つて始めて普通民と爲るが如く勸誘し、且社員に對しては先づ各自の品位を高める爲めの必要から從來爲し來つた、屠夫獸肉販賣及野犬撲殺の如き、自尊心を傷くるか如きものは之を廢止すべしと説いたので、社員の状態は茲に本來の目的たる普通民と同等の待遇を受けむとする程度を超越して、その行動や、もすれば普通民に挑戦するか如き勢を示し、普通民の反感を誘發し、もし一度紛争か起つた時には衡平本社及支分社から人を派し、多數團結の力に依つて事を決せむとし、一方これに依つて衡平社の威力を示し、白丁の歡心を買つて益その加入を多からしめようとする、のみならず紛争か起る毎に幹部はその調査、應援等の名の下に出張費を其地支分社から徵發する事か出来るので、勢力擴張運動費獲得の一舉兩得の効果を收め得るので寧ろ紛擾の多からむことを希望する有様であつた。こんな氣分が衡平社の幹部にも社員にも溢つて居るから従つて普通民との紛擾は免れ能はざるところである。

一方普通民側では、白丁の自己解放がやゝもすれば、自分達に對して反抗的な潜越な態度を示すので皆々妙なからざる反感を懷いて居た。殊に各地の農廳員などは恰かも部下の者から反旗を翻された如き感を以て之に對し、飽迄之を糾弾せむとする態度に出た。衡平社と普通民の紛争はかくして生起されたのである。

大正十二年四月衡平社の組織が慶尙南道の晋州にあらはれてから、大正十四年九月迄に生起した紛争事件で、傷害又は比較的多數人の關係したものは

京畿	忠南	忠北	慶北	慶南	江原	計
一	一二	七	一四	七	一	四二

の多きに達して居る。今その中比較的紛争の著しきものを舉げて、その群衆状態を觀察して見よう。

(1) 衡平社解散運動

衡平社が創立された晋州地方では、その組織の噂を耳にしてから普通人は「生意氣な真似をする」として反感侮蔑の眼を投げて居つたが、五月十三日愈盛大な發會式を舉行し、そのやり方が普通民に誇示するが如き態度に出たので、面白く思つて居なかつた晋州附近の農廳員約二千名は、その翌五月十四日一所に集合衡平社の解散運動を開始することを謀つた。時に一人の普通民は牛一頭を牽き

來り、それを群衆の面前に屠殺し、今後白丁の如き賤民から獸肉を買はないと猛烈に衡平社を攻撃した。之を目撃した群衆は大いに之に動かされ、直ちに牛肉不買不食同盟を組織すると絶叫し、衡平社はこの屠牛を血祭として徳迄その本據を衝いて解散させてしまふと。その氣勢は當るべからざるものがあつた。これを知つた衡平社側は、之に對抗すべく晋州附近の某山に集合し、四十名の決死隊を組織し、晋州はやがて鼎の涌ぐが如く驟然たる有様となつた。そこで警察當局は放つて置けず奔走その制止に努め漸く事なきを得たのである。

處が五月二十三日午後一時から晋州邑内各農廳員は「神農會司令」「農廳司令」と大書した長旗を押立て鉦太鼓を打ち鳴らしながら一新高等學校敷地に參集した。その數約九百名、間もなく之に奔せ加はつたもの勞働共濟會員其他野次馬合せて二千五百餘名の多きに達し、やがて午後四時頃群衆の中から一人の辯士があらはれ、衡平社に對する反對演説を始め、風雲は如何に動くか圖り得ない有様となる、豫て屋外演説を禁止して居るのを冒しての事であるから警察當局から直ちに中止を命ぜられたが、集合した群衆は之に依つて一層の緊張味を加へたらしい。陽は夕暮近く夜に入つてはどんな騷擾を惹起しないとも限らない。警察は午後五時農廳側幹部に加諭し、速に解散するを命じた。一旦殺氣立つた農廳の勞働者達は穩當に解散しようとはしない。酒の勢を籍つて或は十名或は二十名隊伍を組み。表面は散策の如く装ひ、機あらば衡平社を襲撃すべく窺つて居たが、夜に入つてか

らの萬一を慮つた警察の警戒嚴重なため何事をも惹起すことはなかつた。

大舉一撃の下に正面から衡平社を粉碎し去らうと目ろんだ集合が何等その目的を達し得なかつた處から、今度はその手をかへて消極的に同社の存立を不可能ならしめよう云々こととなり、二十四日午後三時、各農廳代表者六十名は一所に會合、昨日衡平社の反對演説を行つて中止を命ぜられた農廳員梁某の司會で次のやうな決議をした。

- 一、牛肉の罷買同盟を結ぶこと、
- 二、青年會館を屠殺場と認むること、
- 三、勞働共濟會を新白丁の集會所と認むること、
- 四、勞働共濟會幹部を信認せざること、
- 五、勞働共濟會員と絶交すること、

牛肉不買は白丁の生活に打撃を與へ、向ふから折れて來るやうに、農廳員は悉く白丁から牛肉を買はぬことにする決議である。この不買は二十三日から既に實行されてゐるが、殊更之を決議したことは相當興味がある。この牛肉罷買同盟に就ては嘗て面白い歴史があつた。それは今を距る十六七年前のこと、農廳と白丁との間に紛議の生じたことがある、元來此處の農廳は晋州二十二洞の各洞に存在し、一團體約二十名乃至二百名から成り、白丁の監督機關の如き權を有し、白丁の罪過、

無禮の行爲などに對しては農廳に於て之に笞刑を加へたものであつたが、時代の推移に伴ひ白丁は農廳の命に服しないやうになつた、そこで農廳は懲戒の意味で自今白丁の男は竹冠の纓を皮とし、女は袴の一部に黒布を附け一見普通民との區別を明瞭ならしめるやう要求した、白丁側は之を峻拒した、そこで農廳側は最後の手段として牛肉の罷買同盟を結び、之を實行した、白丁は之が爲め生活に脅威を痛感し、遂に屈して農廳に謝罪の上農廳側の要求を容れて、之に服従したことである。決議第二項以下は衡平社の創立を援助した者に對する侮辱的聲討であつて、彼等を辱しめることに依つて、援助の力を削かうと云ふ計畫に他ならない。即ち青年會館を屠殺場と認むることは、五月十四日衡平社が協議會を開いた時、その會場に青年會館を貸與したことからであり、労働共濟會を新白丁の集會所と認むるとは、五月十三日衡平社の發會式に同會の幹部達が出席し祝辭を述べたことから、白丁と同席し、白丁の舉に賛し白丁に與みする者は即ち新白丁であるから、その集會を新白丁の集會所と認め同會員は新白丁であるから之と絶交すると云ふ譯である。第四項共濟會幹部の不信任は、幹部連のなせる種々不正事件を此際探知暴露してその信用を疑ふ意味からであつた。

さて右諸項を決議したつた日の午後七時この決議を實行する示威行列をなすべく農廳員百餘名は紙製旗二旒「新白丁姜○○、申○○、千○○」「新白丁姜○○錢に買はれて白丁となる」を押し立て鉦太鼓のはやしを先頭に各戸「新白丁姜○○、新白丁申○○」或は「新白丁姜○○や錢に買はれて白丁

になるか」など節面白く高聲に謳ひながら市内を練り廻つた。やかでこのデモンストレーションは警察から解散を命ぜられたが、普通民の白丁に對する反感は容易に衰ふべくもなかつた。

(2) 土地賃借から闘争

大正十三年七月慶尙北道大邱に土地賃借問題から普通民と白丁とが入り亂れて闘つた事件がある、その起りは、かうである。大邱府南山町普通民徐○○は府内明治町三七番地の地を地主畠田から借れて居たのを知らない衡平社員卞○○が其の地借入方を普通民李○○に依頼した。李は地主と會見する機がないから直接交渉したらよからうと答へた。卞は地主畠田へは、いづれ手入をしてから交渉しようと考え、同じく社員である趙○○と共に七月二日先づ該地の地均に着手した。その工程が明らかた出来上つた頃、無断で人の土地に手を入れて居ることを知つた地主畠田及徐は現場にかけつけ、該地は既に徐と賃借契約が成立して居るのであるから、地均を中止するやう申し渡す、趙は然らば地均に要した費用を辨償せよと申出る、地主は人に一言の断りもなく勝手に爲した地均費用は支辨することが出来ない寧ろ原形に復して戻すべきである、と將かあかずに其の場は終つた。處が卞と趙とは地均が出来たのを見て、畠田と徐が共謀の上契約が既に成立して居るもの如く装ひ、之を取上げたものであると誤解し、歸宅後間もなく他の社員數名と連立つて借入方交渉を依頼した洙方に至り方面違の不平を洙に對して訴へたので、居合せた洙の婿都某(普)及び近隣の人

某(普)はそんな不平は此方へ云ふべきものでなく、徐に向つて談すべきものだど制止した。然るに兩人は却つて憤慨し暫らく争論して居たが、一應立歸り社員約三十名を率いで再び洙方に来り、金に對して惡罵誹謗した、後毆打暴行に出て互に擦過傷を負ふ事となつた。これがそもく普、白兩者對抗の起因である。

明けて三日、普通民金が白丁社員の爲に毆打されたと云ふことから普通民の激昂となり、殊に金縁故の者に至つては憤慨の極約三十名一團となつて之が復讐をなさんとし、衡平社大邱支社に至り前日の不都合を詰責し支社長を屋外に連出し毆打暴行を加へた。(間もなく警察の手で制止された)その翌日何處ともなく流言が放たれた。白丁は普通民に對抗する爲決死隊を組織した。且つ四日晝夜二回白丁は會合して協議した。之を聞いた普通民は一層憤激し、遂に二十五名結束して同夜十一時、明治町白丁宋方を襲ひ、搜索の結果棍棒二十三本を發見、これ白丁が普通民に對して亂暴を働かんとする武器であらう、もう容赦ならぬと、恰も同家に會合して居た三十名の社員を襲ひ、社員と暫らく鬭争を續け、普通民は白丁九名を附近の市場に拉致して私刑に處せむとするに至つた。(急報に依り警察官出張相方から二名を檢束して解散せしめた)五日夜徳山町に朝鮮芝居の興行があり、觀衆山集した中に、前日來の紛争に關係した普通民二十餘名も入つて居たが、たま／＼その附近の白丁某方に亡父の一年祭執行の爲白丁が集合してゐるのを見、棍棒發見等の事で極度に昂奮してゐる

普通民は之を見るや直ちに、又々何等か反抗對策を協議して居るものと早合點し、前記二十餘名は突然同家に押し寄せる、芝居見物の群衆三百餘名そのあとを追ふて集まる、二十餘名の一團は其所に居合せた大邱支社長の實父を屋外に引出し暴行を加へんとした、(警戒中の警官に依つて解散された)。警察當局ではかく毎日毎夜兩者の間に紛争が續けられては誠に物騒であると云ふので翌六日普通民及び白丁の重立つたものを出し、懲諭訓戒し將來斯る暴行をしないと誓はせて、漸く無事解決することが出来た。が兩者の間柄は從來よりも餘程阻隔したことは争はれない。表面上の争ひは中止されたが感情上の争闘はますます大ならんとする傾向を見るに至つたのである。

(3) 差別感から紛擾

大正十三年七月、忠清南道天安郡笠場面の私立講習所の生徒は、庭球試會をその所庭に於て行つた。處がその際ゲーム點數の採り方から、普通民の子弟と白丁の子弟との間に紛議を惹起し、その結果普通民の子弟達は、白丁の子弟と机を同くして授業を受けるのは不快だから、白丁の子弟を登校せしむる間は我等は、斷じて登校しないと、一般生徒を煽動し、九日から同盟休校を始めた。之が爲め白丁の子弟全部十五名も亦登校しないこととなつた。依つて講習所幹部及面長は其の妄動不心得を訓戒する爲め、生徒を登校せしめ、普通民の子弟に對しては、白丁の沿革及其業態を説明し併合前は差別待遇を受けて居たが、今日となつては少しも常民と異なる所がないのだから、將來かか

る不心得な事を再び演じないやうに警め、又白丁の子弟に對しては、最近衡平社設立以來普通民に對し不遜の態度に出づる者ありと云ふが果してそが事實ならば、不都合なことである、往時の境遇を懷へは今日の有様には感謝すべきであるのに、諸子の父母等は衡平社に入り幹部の喰ひ物たるばかりで、却つて普通民の反感を増すのみである、が諸子は生徒の本分を守り熱心に勉學しなければいけないと訓戒した。此時教室外にあつて之を聞いて居た社員吉某は突如教室に入り今の訓戒は吾等を侮蔑したものであると、面長に喰つてかかり、學校の事は當局者が責任を以て解決するから迅かに歸宅せよと促した面長の言葉に耳をかさず、飽迄執拗に出たので、面長は之を憤り、吉某の頬を毆打して、之を退席せしめた。

毆打された吉某は大いに之を恨み、衡平社京城本部及び各地の支社分社に向つて重大事件が突發したから至急應援をたのむと打電した。かくて京城衡平社中央總本部からは張等數名來り、其他各地から六十餘名が來接し、協議の上講習所當局者及び面長の不法を糾彈するの決議をなし、之を東亞日報、朝鮮日報等に掲げ、衆をたのむで示威的態度に出た。之に對して普通民側も黙つて居ず、相集會して之に對抗する事が警察當局の諭示に依つてその目的を達し得られないので、普通民は實質的對策として、白丁との交際を断ち牛肉の不買同盟を堅守することを約した。

この形勢を續けること約一箇月、其の間郡守及警察署長等の調停あり、表面上は解決したやうで

あつたが、白丁側は衡平社の後援をたのみとして譲らず、普通民側は團體的に絶交又は牛肉不買同盟をなすことは警察等の諭示に依り之を取消したが、個人的に之を敢てするところから期せずして絶交、不買同盟の形となつて對峙した。が月餘に渡る牛肉不買は白丁への勢からざる損害であり、のみならず各地からの應援者への費要も少なからず、物質的損失の大なるに反して、その目ざすところは益々影を薄くして行く。そこへたま／＼白丁同志普通民の依頼から暴行を敢てし檢舉所罰せられる事となり、ここに恐慌の氣分濃厚となり普通民に謝罪することとなつた。

その暴行事件と云ふのは次のようである。

八月十三日の事であるが天安郡笠場面經營屠獸場常雇屠夫白丁金は、同郡聖居面普通民洪の依頼に依つて笠場屠獸場で牡牛一頭を屠殺解體した。之を知つた同面居住の社員趙は普、白兩者が相反目して居る折柄普通民の屠牛を引受けるとは不都合であると憤慨し金を自宅に招いて「汝は何故普通人の牛を屠殺したか」と詰問した、金は「自分は面の屠夫だから面から屠殺命令があれば屠殺しない譯に行かない」と答へた。「たとへ面の命令があつたからとて、之を直ちに實行すると云ふことがあるか、汝は普通民に買はれて吾等に敵對するのであらう」とて其處に居合せた白丁吉と共に拳をあげて金の頬を亂打し、尙ほ腹部、胸部を數回毆打し或は土足で蹴飛ばすなどあらゆる暴行を加へた、やがて其所へ數人の白丁が集まつて來た。趙、吉は一二の者に命じ金の兩手を藁繩で縛らせ

て、乾物用のボブラ棒で又一しきり金を殴り、「我等二百餘名の衡平社員は常氏の不買同盟に、多大の苦痛を感じて居る時、普通人に味方して屠殺に従事するとは我等社員を殺すも同様だから今から汝を此所で寸断し酒の肴とする」とて、酒を買はせ、數十名の社員に通知して集合せしめ、酒宴を開いて氣勢をあげ、さて「諸君かういふ奴は今から川原に連れて行て殺す考であるが、之に賛成する者は手を挙げたまへ」と謀つたところ全部手賛同した。趙、吉指揮の下に二名の者は金を引立て、数十名の者之を圍繞し上場里の川原へとたそがれ時を雪崩れ込むた。急報を得た所轄駐在所員は直ちに駆付け之を制止すると同時に數名を檢舉した。

被檢舉者は衡平社の力でもどうすることも出来ず、それ／＼所罰せられ、一方この暴行事件が普通民から依頼に依り、面の命令に依つて行つた屠殺から起つた事であるから、白丁に對する一般の憤激が愈その度を加ふる、と反對に白丁側の恐怖はその極に達した、そこで寄り／＼協議を重ねた白丁側は八月二十三日に次の如き謝罪狀を提出して、普通民有志に前非の陳謝を申出た。

謝 罪 狀

本年七月九日天安郡笠塚面學術講習會生徒間の紛争事件に關し左記各項を謝罪す。

一、本講習會生徒間紛争事件に關し、衡平社幹部張志弼、李利奎、吳成完等多數社員會集し示威行動を執り地方に問題を惹起せしめたること。

二、左記新聞紙上に事實無根の記事を掲載したること。

七月八日附東亞日報

七月二十一日附東亞日報

七月二十一日附朝鮮日報

八月十五、十六、十七日附朝鮮日報

右の通り謝罪する爲各自署名捺印す。

大正十三年三月二十九日

天安郡笠場面下場里

代表者 吉

○ ○ ○

以下十七名

笠場面代表 御中

かくて只管陳謝し、衡平社を頼んで無謀の舉に出でたことを後悔する色が見えたので、普通民側も之を諒として謝罪を容れ、茲に漸く解決したのである。

(4) 庸懲的襲撃

慶北醴泉衡平分社は、大正十四年八月九日その創立第二週年祝賀式を舉行した、會場は堤坊傍埋立

地、衡平社分社長前の廣場に設け、緑門を建て、萬國旗を引まはすなど、田舎には大袈裟な飾付を施し、式場には京城其他の衡平社員並に思想團體代表者、其他青年會等多數代表者の參列あり、祝辭演説等の後一同支那料理店に祝賀宴を開催、妓生の歌舞等で盛大な賑やかさを呈した。

祝賀式場に於ける祝辭、各地よりの祝電は、何れも従來白丁が非常な壓迫を受けた事實をあげ、階級的に覺醒せる今日は壓迫者に對して戰鬥を開始し、鐵拳を以て他の勞働者に對抗せよ、かくて始めて自由の天地は開け、束縛の苦境を脱することが出来るなど、熱烈な煽動的言句を以て充たされてゐた。然るに唯一人來賓者中當地青年會長金碩熙の祝辭演説は之と異り、今更事新しく衡平社など、取立てて行動するのは寧ろ時代後れであつて、諸君は其表面の如何よりも須らく其實質の向上を急務とするのが最も妥當なことではないか、と云ふ旨を力説した。煽動的、激勵な言句に拍手を以て狂氣せる會場は、この演説に對して憤然色めき渡り、暴言惡罵を以て野次つゞけたのである。

この青年會長の祝辭に向つて放たれた暴言惡罵こそ今回の襲撃事件の主動機となつたものであるが、普通民勞働者か、この狀を見聞して直ちに社員庸徳の襲撃を敢てするまでには既に重ね重ねの憤慨が鬱積されてあつたからである。普通民勞働者が白丁を虐待したのは各處に見られる事ながら特に當地では白丁を虐待するのが當然なものとされ、其の甚しき例は毎年七月十三日勞働慰安會の時など、普通民勞働者はドラをたたき回り、白丁の老若婦女を拉し去りつて之に暴行を加へむとし、

白丁がその代償として提供する牛頭或は鶏、鶏卵等を得て酒宴を催するのが例となつて居た。かくの如く横暴な所遇を以て臨んで居た白丁が衡平社の創立後、その態度を改めて普通民と同等な立場を保たんとし、殊に今回の祝賀式が舉行されると云ふれ込み前からは、寧ろ普通民に對して挑戦するか如き氣分を示し、從來使用しなかつた「君、お前、此奴」など云ふ不遜の呼稱を普通民に向つて發し殊に白丁の婦女まで普通民婦女に向つて、例へば共同井水を吸む時など「白丁が臭いなら此の井の水も臭からう、穢い水を何故飲むか、吾等が白丁なら同じ井水を飲むお前達もやはり白丁だよ」など叫ぶ者さへあるに至り、從來保持して來た普通民としての優越感が滅茶／＼に傷けられ、剩へ一種の侮蔑をさへ與へらるゝ感があつた。加へて祝賀式場の飾り付け、支那飲食店での酒宴、一として分外のものならざるはない、それもこれも癩の種子である。祝賀式舉行に先ち醜泉青年會から分離した分子の組織した新興青年會員は、その勢力を白丁間に擴張せむとするの目的で、自ら進んで衡平社に入社した。白丁から云へば普通民青年會員の入社は、以て自分達の地位の上進を示す證左とするに足る、かくて社員の状態は一變して言々句々普通民の反感を買ふが如き、舉措傲慢、普通民を壓倒せむとするの氣勢を示すようになり、その反對に普通民は屈辱的憤慨に加ふるに少からざる恐怖さへ私かに懷くようになった。

祝賀式場内には衡平社員、各團體員及び來賓合せて三百、各種の祝辭、演説等に社員を煽動し普

通民を罵倒する言辭の發せられる毎に拍手、歡聲の湧き加はるに引かへ、場外に參集舉式を見物する普通民労働者婦女合せて二百は、屢々憤慨させられて居た。青年會長金の演説が場内衡平社員の惡罵に野次らるるや、こらえくへて來た普通民の感情は遂に爆發してしまつた。青年會長金頑照は兩班である、昔ならばその近くへも寄れぬ白丁の祝賀式に列し祝辭まで述べてやる、その事すら破格の恩誼である、だから當然之に感激して感謝の意を表すべきであるのに、何事ぞ、却つて濫りに惡罵を浴せ、熾に野次るとは、これ單に金一人に對する攻撃ではなくて白丁が兩班に對する侮辱である、世は四民平等の時勢なりとは云ひ、かの賤しき白丁輩が兩班までもその足下に蹂躪せむとするは許しがたき亂狀ではないか、衡平社員を膺懲せよ、やつける、の叫びはこの參集群衆中に放たれ、やがて白丁壓伏の目的をもてる普通民労働者の群衆は九日夕刻までにその中格を形作つたのであつた。

かくて午後八時頃までに集まつた群衆約三百は衡平分社式場を包圍して喧々囂々、白丁を惡罵しその不遜を吐責し、從來の如く従順な態度に立歸り、衡平社を脱會し、祝賀式場での決議を撤回せよ、然らざれば大いに膺懲するぞ、なぞと口々に云ひながら式場に肉薄する、衡平社側では群衆状態では交渉が出来ないから代表者を出して屋内に入り交渉せよと云ふ、そこで群衆代表四五人は會場内に入る、處が場内の社員は直ちに普通民代表者を包圍して之を毆打しかかる、之を見た屋外普通民の群衆は「それ」さばかり屋内に殺到して、此處に社員と毆り合ひの亂闘が開かれ、屋外にある者は

アーチを破壊し、萬國旗を破り棄てる等の暴行を働いた、警官が來て解散させたのは十時頃であらう。

八月十日衡平分社長朴元五(五三)は分社長の職を辭し、一身上の保護を警察に申請した。その辭任の理由は「自分は分社長としての任に耐へない」と云ふにあるが、其の實は昨夜普通民労働者に襲撃されたその恐ろしさ、今こそ團體の名の下に幹部連の煽動に依つて普通民に對抗して居るが、團體を離れ個人としての場合當地の普通民に反感を買ふことは幾多の脅威を受ける不安がある、だから京城や、安東あたりから來た幹部連の主唱する、飽迄普通民に對敵行動を執る方針を抑止するやう諷したが聽かれないこと、次に祝賀式の費要やら、各地から來た者への旅費やらで二三百の金を自分の手から出した、此の上争を永續すれば彼等の滞在費の支辨、告訴などする場合には訴訟費など、他に資産ある者がないから、皆自分の懐から出ることならう、争議に携はつて居ては結局自分の資産を失ふこととなるから、速に手を引き責任ある地位を離れることだと考へたからである。然し此の際になつて分社長の任を退いたと云ふことは衡平社を裏切つて普通民に味方したと目され衡平社側から如何なる壓迫を受けるかも知れぬ、そこで警察に保護を申し出たのであつた。

衡平社側幹部は直ちに分社長を更迭し、更に副社長を任命し、昨日の暴行は一體泉分社に對する暴行でなく、全朝鮮衡平社に對する侮辱であるから徹底的に之を糾弾しなければならぬ、一旦戰端

を開始した以上死を以て事に當らなければならぬと社員を煽動したが、分社長辭任から一向地元社員の氣勢があがらないので、安東支社長の如き醴泉分社が總會開催の意思がなければ慶北第二支社長の名を以て慶北第二支社臨時總會を開き、昨夜の暴行に對する事項を討議すべしと奔走した。總會開催は當局の禁止に依つて其の目的を達することが出來ず、遂に之等數人の協議に基づき衡平社の名を以て醴泉勞農會に宛て一、衡平社に對し謝罪狀を提出すること、二、新聞紙を通して一般民衆に謝罪すること、三、重要幹部を處分することの要求狀を發し、尙ほ之等の要求を容れない時は法律上の處分を受くべく告訴を提起すべしと云ふ宣傳をやつた。

警察當局は今回の事件が京城及び安東から來た數名の幹部の在留するに依つて益々悪化すると察知したので、之等數名の者を署に呼び、祝賀式參加の目的を達し來醴の任務を果した以上一時も速に當地を引揚げるが衡平社にとつても得策であり、一方醴泉の治平に大いに効果があることを懇々諭し、彼等の退去を勸告したが、一向に耳をかさず、正當の法律上の處分に依つて事の黑白を決する、敢て自ら身を退くのを認めないなどと豪語してゐた。

十日の午後、一普通民が途上白丁に遭つた、その時白丁の態度が如何にも不遜であつたのを罵つたことから、その普通民はその白丁に棍棒で毆打され、三週間の治療日數を要する出血傷害を加へられた。これを知つた普通民は益々激昂、必ず之が復讐をしなければならぬとこの機を俟つ者あり、

且つ地元在住の白丁がかく迄横暴不遜な態度に變つたのは京城、安東などから來た者等の煽動唆使に依るに違ひない、分社長の辭任にかかはらず、尙ほ且つ謝罪の要求、或は告訴云々は専ら此等外來者の畫策に依るものである、地元衡平社員を脅懲するに先立ち醜泉を呪ふこの不良外來煽動者を驅逐しなければならぬと云ふ聲が高まつた。

十日の夜となつた、衡平社襲撃の氣勢只ならざるを觀取した警察當局は嚴重に警戒したので、集り來つた群衆も乗する機なく、堤防其他の所に涼を納るるかの如く時の到るを俟つて居る、警戒員は非常線を解かない、夜は十二時頃となつた、群衆は誘への策を考へ、三三、五五、四散し始めた、之を見た警戒員は群衆も夜は遅いし、疲れ眠くなつて家に歸つたものであらうと思ひ、その半数は引上げた。警戒員の提灯が遠く、小さくなるや、四散歸途に就いて居た群衆はそれと集合、直ちに衡平分社に殺到、其の數二百餘名、分社を包圍し、一部は屋内に闖入して暴行亂打を恣にした。衡平社側は周章狼狽、逃げ後れた者は毆たれ蹴られ、三人は輕からぬ打撲傷を蒙つた、急報に依つて警察當局の非常出動、解散を命令するや群衆は間もなく引上げてしまつた。

十一日は此地の市日で近傍部落から澤山の人か寄り集り衡平社問題が好話談となつた。そして異口同音に衡平社員の不遜及び之を煽動する外來者の態度を非難し、普通民が二回迄脅懲的襲撃を加へたるにも拘らず猶謝罪を呈出せよとか、告訴して裁判沙汰にするとか益々反抗的態度を持し、警

察の諭示退去にも耳をかさず、誠に怪しからぬ者どもであると噂しあつた。數多の市場參集者には認され同情され、聲援された當地の普通民勞働者は、衡平社側、殊に外來者に對する反感を一層強め手をかへ品をかへてもきかないで、醜泉をかき棄す奴輩は須らく殺してしまへ、彼等を闘々しく生かして置くのは醜泉普通民勞働の恥辱だ、と云ふ念愈々強まり夕方頃には前二日のものと餘程違つた雰圍氣が濃厚となつて居た。事態前二日に比して容易でないと察した警察は衡平社側を保護警戒すると云ふ消極策よりも、衡平社側の首腦たる外來者を醜泉から出せしめ、群衆反感の對象物となして騷擾暴動を未然に防止する積極策を執ることとし、午後五時青年會代表者、勞働者代表と目すべきもの、衡平分社の重立てる者、新興青年會員で衡平社に入社したもの、他地方から入り込み主として諸種の企劃を策する者等、拾四名を警察署に招致し、事件の善後策に就き適當な協調を求め、他地方から入り込んだ者は明朝を期し斷然當地を退出すること、新興青年會員で衡平社に入社したものは直ちに脱退すること、將來一般に紳士的態度を以て進むことを諮り異議なく之を實行することに決定した。

襲撃の意圖ある群衆は警察で相談が出来たことを聞き、外來者は明朝立ち退くこととなれば今夜限り之を脅懲する機會がない、何等の痛苦を與へずしておめく立去らせては腹が癒へぬばかりか吾等の鼎の輕重を疑はれることになる、今夜やつつけようさ、その機會を窺つて居た。協調の會が果

て、警察を辭去する頃は已に夜の十時、歸途暗に乗じて如何なる襲撃を受くるやも知れぬ懸念から外來幹部など率先して警察に保護を願出でた。警察でも一般労働者側が市日の賑に助けられて極度の昂奮状態にあることを察知したので視察警戒の爲め十三名の警戒員を出動せしめ、その後ろに隨行することを許して歸宅せしめた。

預て外來幹部の退去を待ち受けて居た二人の労働者は一行の列後に尾行し、機を見て張、李を目前に暴行を加へた。が直ちに逮捕された。警戒員は隨行者を無事分社に護送し、分社附近の警戒を嚴にしたが、何事もない様子なので私服査察班を残して他は引上げることとした。歸署警戒隊の灯が署内に消えた頃である、數百の群衆は大舉して分社を襲ひ棍棒を振つて家宅を搜索し見當り次第に毆打し、爲めに傷を受けた者衛平社中央總本部執行委員張意弼同李丙笑、醴泉分社長、副社長等、尙ほ毆打せられたものは無數。

加害暴行者檢束二十九名に就て觀るに、その主謀者はいづれも二十歳前後の下級労働者で、中には他郷から來て居た者も交つて。居た外來者を生かして歸したのでは醴泉の恥辱だと云ふやうな考から市日で飲んだ酒に氣勢を揚げ、附和雷問する群衆に動かされて、先後の思慮を失ひ、決死的に暴行を致したものであり、他は之に和して暴威を恣にした者であつて皆無識な労働者ばかりである。

十二日、負傷者は安東病院に入院することとなり、労働者の目ざす者は傷を負ふて醴泉から退出

した事になつた、かくて三日に近つてさしも強烈を極めた群衆は今やその隻影を殘さない迄に解散し、醴泉の空氣は火の消えた曉の如き静けさに歸つたのである。

右事件に對する批判。

右醴泉衡平社襲撃事件に關する地方有識者等の意見を綜合してみると次の如くである。

今回の事件は觀やうに依つては餘程面白い事件であつて、朝鮮に於ける社會運動者、白丁及び普通民労働者の心持を明瞭に暴露したものと見ることが出来る。社會運動者の多くは衷心から社會の缺陷を救済しようとする改良或は解放主義者ではなく、救済、改良、解放、所謂社會運動で美名の下に隠れて、自己の名聲を揚げ自己の權勢を張り、かくて私利を貪らんとする者であつて、醴泉分社祝賀式に集まつた連中も、醴泉分社長朴の資産が約一萬圓あるのを當てこみ、發會式、祝賀會等の名義で幾許の金を支出せしめ、京城から祝賀式參列に來た張、李の如き朴から三十五圓宛の旅費を提供したを不足だとして尙ほ増額支拂を請求し、第一回暴行に對する對策として告訴を提起し公判を仰ぐから其訴訟費用其他辯護士依頼費用の提供を迫り、朴が資産の蕩盡を恐れて分社長を辭任するや、あらゆる甘言と威壓を以て飽迄その關係を續け遂に大邱に移居せしめたが如き、只管喰物の逸脱を恐るゝかの觀がある。事件を紛糾せしめ、亦新聞に誇大の記事を載せて聲を大にし、或は總會、大會等の開催と稱して事件を長引かせむとするのも滞在費、衣食費をせしめんが爲の常套

手段であつて、その心狀誠に惡むべく憐むべきものである。

醴泉事件に就き、衡平社側が飽迄頑強の態度を持したのは、一地方で衡平運動が無爲に壓倒せられたとなるとその影響は他地方にも波及し、全國的にその消衰を來す虞れがあるので、中央總本部及び慶北第二支社の幹部等が極力對抗的氣勢を煽り、一方社會運動は互に連絡して事を爲すといふ傾向から他の社會團體も之を援助し、各團體から調査委員を派遣して真相糾明と稱して、之を後援し、東亞、朝鮮などの新聞紙を利用して盛に衡平社に對して同情的記事を掲ぐると共に青年會、普通民を批難攻撃し宣傳方法に依つて社會運動の勢力を張らんとしたものである。

永い間虐げられた白丁が一旦解放の聲を聞いて普通人と同一な態度に出でんとしたのも無理はないが、衡平社幹部の煽動に動かされて普通民に對し、不遜な寧ろ挑戰的態度を採つたのは無智な者とは云ひあまりに無思慮なやり方で、普通民の反感を買ひ、襲撃せらるるや恐縮して衡平社と普通民とのニラミにどうしてよいか途方に迷つた狀は可憐なものであつた。

普通民勞働者はその初め白丁のなすことをすることが癪に障つては居たが敢て手を下すこともしなかつた。處が兩班金碩熙が罵しられた事に端緒を握り兩班までに楯つく奴は制裁を加へねばならぬとイキマキ出し、その後普通民一般の反感が衡平社殊に外來者に集中するや、恰も一般に命令され一般の者に代つて手を下すかの如く思惟し、暴行を繰返すのみならず遂には彼等を生けて歸しては

醜態の恥辱だとまで考へてしまつたのである。無智な者等のことだから先後の思慮を缺くことのあるのは詮方もないが、白丁に對する私怨を議俠の名の下に晴らさうとするやり方と、私刑を加へて事を成敗しやうといふやり方は全く賞めたものでない。

(5)、玄風事件

慶北達城郡玄風面では大正十四年八月十四日少年雄辯大會を開催し、その席上辯士徐は衡平社員の依頼に依つて衡平運動宣傳の演説をした。處が一般聴衆の惡罵野次が甚しく遂にその演説を中止した。閉會後徐及び玄風青年會員金某兩名は普通民數名に對し演説を妨害するものは犬猫と選ぶ所がない、と罵つたため一般普通民の反感を買ひたる折柄八月二十九日金は豫て自分等が衡平社員と提携したことを攻撃した趙に對し、汝等の如き衡平運動を妨害する者は撲殺してやることと棍棒を以て趙を殴打した。

之を聞いた普通民は極度に憤慨し九月二日同地市日を利用し前記金、徐の兩名を脅懲すべく普通民約六百名市場に集合し、兩名の所在を搜索したが遂に發見せられなかつたので、その内約百名は勢に乗じて玄風衡平分社長同總務等方を襲ひ、器物を損壞するなどの暴行を爲したるを以て首謀者十二名を檢舉し事件を檢事局へ送致した。

以上五例は比較的顯著な事件であるが、衡平社といふ名と運動に動かされた白丁は一も二もなく

自分達も普通民と全く同じい態度を執り、若しくは階級意識から普通民を侮蔑するが如き風を示し普通民、殊に下級労働者は自分達の下風にあつた白丁が解放運動を始めたのが、やがて自分達の優越感を傷つけられたかの如く不快な氣持で居た矢先、不遜な、誇るやうな態度を見せつけられては黙過することが出来ず、階級的昂奮の極、終に暴行を取つたものである。社會運動者は從來一般労働者間に相當の信任を得て居たが之等の争議に衡平社を後援して普通民労働者に敵對行動を執つたので、少なくとも其地方だけでは社會運動、團體等の希望は労働者から見放されてしまつたやうである。

하
여

第五章 其の他の群衆

第一節 飲食店に於ける群衆

朝鮮では大都市と田舎町とを問はず飲食店の數がその土地の戸口に比例して非常に多く、朝鮮の特色として數へてもよい位である。それは下級な娛樂機關が少しも發達して居ない爲めに多くの人は勢ひ飲食店に於てその享樂を求めんとするに基づくのであつて、飲食店は單に酒食を攝つて口腹の樂しみを恣にし得るのみならず、此處では射伴氣分に満足を興へる賭博も營まれ、お互に世間話を交換して俱に樂しみ、時には酒食を賣る若き女の色香をめする事が出来ること云ふ重寶な所である。飲食店はその經營規模極めて小さく、家の造作や器具には殆んどおかまいなく只酒食を並べ、立つたり腰かけたりすることの出来る狭い土間と長椅子の二三臺が備付けてあること云ふ位のものであるから、内地の飲食店の如く上にあがつて、室に案内されて、料理を一々運んで、給仕をつけて云ふ煩雜な手續がいらす、その大部分は内地の繩のれん式、又は立ち飲式の居酒屋と云つた風である。だから誰れでもすつと入つて好きなものを選んで飲食し、お給仕をまつこと云ふことがない、従つて飲食費も比較的安くて済むのである。飲食店のお客は概して下級労働者、農民等であるが、費用が少ないかはりに面白さの多い爲めに、貴賤の區別なく誰れでも入り込み、紳士であらうが、

労働者であらうが、此處に飲食して居る間だけは一樣に客仲間として無差別につきあふことになつて居る。だから階級觀念の強い朝鮮で最も平民的な無差別な、俱樂部であり享樂所であるのがこの飲食店である。

飲食店に於ける群衆、俱樂部のやうな飲食店に、どうして群衆があらはれるか、それは飲食店につきものの喧嘩からである。朝鮮の飲食店と喧嘩は因果關係をなして居るやうで、飲食店で喧嘩し喧嘩の仲直りに飲食に入る、何處の飲食店でも一日一二件の喧嘩のないことはないと云はれて居る。喧嘩は飲食店につきもののやうである、どうしてさう容易に頻繁に喧嘩が生ずるか。その原因は主として名譽毀損であり、その動機は故意と偶然とである。

故意から喧嘩になることは京城とか釜山とか云ふ大都市にだけ限られて居るやうであるが、一定の職業なき無頼の徒が金のありさうな、腕のなさうなお客を物色し、こちらから衝き當るが、煙草の火を貰ふ挨拶をキツ、カケにするとかして相手に惡罵を浴せかける、相手も罵られたのに憤慨してやり返へす、かくて喧嘩は本物となり、袖を捕へる、襟を捕へて小突き合ふ、衣服を引裂く、毆打する、と云ふ立ちまはりとなる。と機を見て無頼の仲間が仲裁に入り相方をなだめて仲直りの酒を飲み、酒代は金を有つて居る者から拂はせるやうに丸く納めると云ふ遣り方である。朝鮮では喧嘩の仲直りには和解又は慰藉の意味で飲食を共にする慣はしがあるので、不良の徒はこの慣習を利用し酒

は飲みたいか金のない時、仲直りの酒、詫びの酒といふ體裁のよい割のよい無錢飲食を企てるのが故意の喧嘩としてあらはれるのである。

偶然のものはお客が込み合ふ場合、お互に氣附かない内に酒をこぼしたとか、衣を汚したとか、衝き當つたとか、足を踏んだとか云ふ些細の事に對し、相手が詫びでもしない時、その無作法を詰責することから始まるのであつて、これがもしも飲食店以外の處であつたならば不問に附され、又は丁寧にお詫びするやうな人々も此處では皆一樣にその權利を主張しようとし貴賤の別（これは多くの場合明確にはわからないが）長少の別などを考へず誰れでも無禮の奴は構ふるとはないやつけること云ふ氣分が漂つて居る上に、酒か之を煽るといふことから直ちに大聲、罵詈、口論、つかみ合ひと喧嘩は進んで行くのである。

一度喧嘩が始まるや當事者等は飲食店の前路上に相對し、その周圍には幾十人幾百人もの人々が之をとりまく、喧嘩の時間は二十分、三十分長きは一時間にも渡り、見物人は好奇心からいつまでも引上げない。路上は人の山、牛も車も歩みを停めて暫しの間は交通遮斷の有様である。群衆の中には仲裁に飛び込む者もあるが、大部分の者は全く傍觀の態度で如何に慘忍な光景が演ぜられやうが、拱手傍觀、同情とか義憤とかでどちらかに加勢するとか、反對するとかする者も出ない。喧嘩の當事者も漸く倦怠を覺え、いつ果てたともなく終りをつけるか、又は警官の制止に遭つて了る。

群衆は面白い見物をした時のやうな軽い満足を得て解散するのが例である。

第二節 交番前の群衆

何等かの事故で人が交番(駐在所派出所)に連行又は検束された場合そこには直ちに黒山のやうな群衆があらはれる。之等の群衆は變つたこと見たさ知りたさの好奇心から集まつた者達であり、何か事件が勃發し、展開して行くのを待つ人達であるから、警官の制止や解散命令だけでは寸散尺集遂には如何に解散させやうとしても後ろは十重二十重の人垣が築かれた爲めに身動きもならない事になつてしまう。被検束者の仲間は此の群衆を背景にして被検束者を脱還せむと試むる、そして警官と小競合を始める場合があるが、此の時誰がと警官の横暴又は暴行を加へた等の言葉を揚言するや群衆は之を妄信して遂に一個の集團となり、交番を包圍し、惡罵喧罵を極め、投石、破壊、闖入、反抗を敢てし遂に制止すべからざる危険圍と化つてしまうこともある。

京城黄金町四丁目派出所に於ける内鮮人警官はこもく語る「此の邊では數百の群衆がすぐ現はれますが、その原因はそれ等の人々が皆好奇心の所有者で、何か事あれば逸早く之を見物したいと云ふ人々であること、鮮人の得意とする針小棒大的吹聴法とである、何か一寸とした事故で交番に拘引せられる者でもあれば『それ強盜がつかまつた』『ピストルを持った奴だ』『逮捕する時巡査と格

闘して血だらけになつて居た『交番内で巡查か替り／＼毆打して居る』日本人巡查が毆つて居るんだ』などありもしないことを大きく／＼吹聴するので、群衆は集まる一方、中にはわざ／＼自分の家に歸つて附近の者達を誘つて来るものもある位である。

群衆は好奇心からであるから、見たい、知りたい一念、後ろの者は前へ／＼と詰めかける、伸びあがる、押し合ふ、押すな踏むな状態で幾百もの人が密集する、大部分のものには知りたい、見たいものが見えない、そこで群衆中に不良の輩が交ちつて居る時には、あられもない事を言ひ振らす、事件の真相がわからず、只知りたい／＼と専念になつて居る群衆は、その言ひ振らしを真か偽かの識別することなしに全く眞實なこととして信受してしまふ、この流言の爲めに群衆が一種の危険集團と化する傾向のある時が最も警戒すべき點である。

之等の不良輩は平素警察官に睨まれて、勝手な行動が出来ないところから、かゝる際に警官を非難しようとして、直ちに警官が人權蹂躪を敢てして居ると云ふやうな事を揚言する、殊に彼等の最も好んで言ふ言葉は「日本人巡查が、（又は日本政府に使はれて居る巡查が）我が親愛なる同胞を毆打し將に死に致さんとして居る、誰が之を救ふ者はない」と云ふ風な言ひ方である。この内地人が鮮人をどうかしたと云ふ言葉は最も鮮人の心を惹くものらしく、この言葉を耳にした群衆は直ちに昂奮し、奮激して鳥合の衆が一つの固まつた群衆となつてしまふ、これを知つて居る彼等は、よくこの

手を施すのである。

黄金町四丁目附近は昔から兩班が少なく、多くは下賤な者のみであつたので、何か事の生じた時には何の思慮もなく直ちにかけつけ、又此附近は近年續て内地人の勢力が伸び鮮人の戸數は段々内地人の戸數に依つて置きかへられて居るから、事たま／＼内鮮人問題とならんか、群衆はいやが上に其の數を増し、喧々囂々手の下すやうもない有様となるのである。之に解散を命じても容易にきかず警官の手の少ない時には如何ともすることが出来ない。嘗て一寸として傷害事件があつて當事者を交番に拘引した時、群衆は交番の周圍に十重二十重に集まり、五六百名の人山を作り、電車も通れない有様となり、どんなに制しても解散しないので詮方なく本署から應援を求め水を撒き散らして漸く解散させたことがある。無頼の徒の中には巡査は警部補、警部等の上役に對しては服従すべきものである事を知つて居て、之を利用して巡査の非行を揚言し、群衆に之を信じさせ、さて誰れかをして本署に駆け付け、巡査が民衆を毆打し虐待して居ると急報せしめる、警部か警部補でも急を聞いて來る場合には、群衆は口口にあの巡査がこの巡査が暴行を加へたとか毆打したとか云ひ、そしてその巡査が免職でなくても上役から吐責され、懲戒せられるを見て腹癒せしたものと心得て居る。と云ふ仕末におへぬものごもである」と。

第三節 火災時に現はるゝ群衆

之は主として京城に於ての事であるが、近頃可なり頻繁に火災があり、その度毎に火事場附近一帯は人で埋まつてしまふ罹災の鮮人は多くは周章狼敗措く所を知らず、大の男が聲を揚げて泣き、身を戦はせ、齒をがち／＼、消防隊が駆けつけたのに對して合掌して喜ぶと云ふ見るも氣の毒な有様なのに引かへ、集まつた群衆は全く面白い見物でもするが如く傍觀し、長煙管をくゆらせつつ悠々たる者もあれば、少しでも近く寄つて見るつもりで押し集まり、消防上の邪魔になる場合が往々ある。邪魔になるから追へども、すぐ密集して消防行動に自由を與へない、消防に加勢し、手をかして呉れる者などは一人もなく、只邪魔になるばかりである。そこで京城消防隊では火災があつても警鐘を打たないことにしてある、警鐘を鳴らすことは無用の見物人を集めて消防作業に妨害を與へるだけであるから、なるべく邪魔になる群衆の集まらない爲めに警鐘を鳴らさないことにしたのである。

火事場群衆中にはこそ泥も随分あらはれる。彼等はごた／＼まぎれに散亂してあるものを拾ふことが極めて上手である。チゲ、手携ひなどの中に品物を入れ手助するかの風にして消えてしまふのである。

危きを見て險を冒し犠牲的に働いてやるなど云ふことは殆んど見られない事であつて、大部分の者は如何に悲惨な光景が眼前にあらはれて居ようが、入場料なしで活動を見物して居る位にしか思つて居ないやうである。

第四節 交通路上に於ける群衆

京城では交通事故防止の爲め最も往來の頻繁な四辻には交通巡査が居て交通の整理に任じて居る。この交通巡査の語るところに依れば、何か交通上の事故が生じた時には右往左往の人足が一時にとまつて一緒に其處に集まり忽ちの間に數百人からの群となつてしまふ、しかし之等は解散を命じ、その事故の原由を處理してしまへば、そのまま解散してしまふから、大したこともないか、交通整理者として可なり不愈快に感ずるのは紳士らしい人達が(鮮人)三人以上連れ立つて居る時道路の中央を悠々瀟歩し、自分達だけにつけた道であるか又は他の交通者が一人もないかの如き態度を示して歩いて居る時と、歩道通行、左側通行を注意してもどこを風が吹くかと云ふ有様で、自動車も、自轉車も避けて通れどかまへて居ることである。之等の人々は單獨で歩く時にはかゝる振舞なく、神妙に左側を通行し、歩道も歩いて居るのを見ると、交通上の約束を知らない人々でもない筈であるがたま／＼二三人連となるや道路の真中、しかも一列横隊の形をとつて練り歩く様は誠に不快に思

はれると。

この現象は唯一交通巡查の経験する不快な事だけでなく、道を歩く者の誰れもが経験することであらう、普通の行路者には交通整理巡查の如く幾度も経験する機会がないから従つて氣にも留めない、氣に留めないから不快とも感ぜられないであらうが、少しく敏感な人又は注意して歩るいて見ればかういふ現象は隨所に發見することが出来る。

この現象に氣付いた内地人の或者は近來朝鮮人が傲慢になつて横行濶歩し、内地人に對して道を譲らうとしないなどと憤慨することもあるが、嘗つて内地人に對して道を譲つたのは内地人に遠慮して居た、又は敬遠して居た時のことで、本來の氣持からではなかつたのである。近來は生活の向上と内鮮間の接近の程度が増したため、別段好意を表すとか遠慮するとかいふ氣分を失ひその本來の心狀そのまゝに立歸つたものである。

本來そのまゝの心狀は仲間がある時には殆んど他を顧みない態度に出づるといふのが通例であつて、この事は道を往く場合だけに限らず他の事柄に於てもあらはれる現象であり、その然る所以は他を顧みることよりも寧ろ自らを考慮し過ぎる爲めに由來するようである。

即ち同じ位の人が三四人連れ立つて居る時には、その一人一人自分は連れの者に屈從して居ると見られたくない、劣つて居ると見られたくない、弱いものだと思はれたくないと云ふ名譽心、この

連れの者と同一地位の者だと云ふ自尊心を傷つけまいと無意識ながら努めて居るが爲め、遂に仲間以外の者に不快の感を與へるかなど顧慮する餘裕がないのである。のみならず多くの朝鮮人には單獨で事をするに云ふ事よりも仲間を俟つて始めてすると云ふ事が多いやうであつて、些細な事、一人で充分出来る事でも二人からでないに敢てしない性情があるが、三四人からの連れある時にはこの性情が手助つて可なり横暴な事でもやつてのけるのであらう。

第五節 同 族 群 衆

朝鮮では大家族制の影響及び社會統制の不完全であつた爲めか血族關係者が一つの集團となつて對他的行動をとる場合がある。その主要な普遍的なものは「復讐する」といふ法律上禁止されて居る野蠻な私刑を行ふことであつて、この場合の群衆はその成員が同族であるからでもあらうが、纏りもよく、随分思ひ切つた、暴虐性を發揮する事がある。今最近にあらはれたもの一二例を左に記して考察の資としよう。

大正十三年十二月十四日午後十時頃全羅北道井邑郡泰仁面泰興里に、金堤郡水流面仙洞里農都姓一族十三名の復讐團が各々棍棒、小石などを手にしてあらはれた。これは都〇〇(四五)が泰興里三九六武城公普校長石井の三男某(一二)に銃殺されたその讐を復せむとする爲めである。事の起り

は、都〇〇が十二月十四日午後三時頃松葉四束を擔つて石井方に来り、その松葉を賣買するに始まる、都は八十錢で賣ると云ふ、石井の妻は六十錢でなければ買はないと値切つた、都は容易に之を肯じない、この様子を見た三男は都を脅す心算で楯側の隅にあつた父の獵銃を持ち出し、「愚圖く云つて居ると討つぞ」と云ひながら都を狙ひ引金を引いた、處がそれには裝彈してあつた事とて轟然發火、都は右前胸部に旨管銃創を負ふて即死した。石井の家人は大いに驚き直ちに之を駐在所に申告し、警官は時を移さず臨檢、事の顛末を調査し相當の手續をとつた。この出來事を知つた都の遺族は同族を語らひ、石井に復讐せむか爲に夜中を冒して來襲したのである。

急報に依り臨場した警官は來襲團に對し事件の顛末を説示し死體の引取方を懇諭したが、古から父の讐は不倶戴天と云つて居るから加害者に相當の復讐をしない内は死體を引取らぬと不穩の形勢を示す、警官は、その行動を警戒し、保護を加へ石井一家を私かに井邑に立退かした、來襲團も相手がなく致方なく引上げる外なかつた。

十七日に至り間に入る者があり、遺族から慰籍料を石井に請求する條件を以て一應死體を引取り葬儀をした。その後が相方交渉の末、二十九日井邑警察署で當事者雙方出頭、合議の結果葬儀料一百圓、慰籍金二百圓合計四百圓を石井より被害側に交付し、遺族側から都の妻子及親族總代三名連署の下に本件に關しては將來何等の要求をなさざる旨の契約書を石井に手交して無事解決すること

になつた。

大正十四年八月十二日午後七時二十分頃度北陽泉郡知保面知保里趙姓一族約八十名、其他三十人合計百餘名の群衆が復讐の目的で暴行を働らいた事がある。今この動機を尋ねるに、京城に本社を有する天一社材木部安東出張所から流出材木を拾ひ集めの爲派遣されて居る出張所員李明洙外三名が八月十二日洛東江沿岸を搜索中、知保里趙一守及び趙泰基の兩人は趙鏞浦及び趙乾濟が材木を拾得してそれを埋没隠匿したと告げたので、其の隠匿場所を掘り返してみると松村四本(時價八圓)があらはれた。李明洙は黃風天を遣つて趙鏞浦を呼出さしめ、夕方趙の來るを待つて同地駐在所前で事實を訊し、尙ほ他に隠匿したものがあるならば白狀提出せよと吐責した處が趙は、決してそんな事はしないと強硬に否認したので、李は趙の頬を毆打し、足を揚げて蹴つたが事實を吐かない、其所に居合せた黃風天、金崇伊も李に和して多少暴行を加へ、尙ほ事實を糾明する爲めに李の宿所たる金應九方に連れて行つた。趙は同家の庭に蹲まるや自分は無實の罪で暴行を加へられたと語り終るや遂に昏倒状態に陥つた風を装つた。之より先き駐在所前で暴行の時既に喧嘩だとして集つた群衆は李等と一緒に金應九方に集まつたが、この言葉を聞き、この有様を見て大いに憤激し、殊に趙一族は趙鏞浦が打殺されたと叫び、加害者に復讐せむとして一族を糾合し、逃すな縛れと怒號し、里民も之に参加して趙族の數人率先して、金應九の家内に侵入し天一社安東出張所員李明洙、李哲

洙、秦宇濂三名を長さ二尋太さ約二寸の麻繩にて縛し、材木運搬用の棍棒を振つて亂打し、尙は天一社に使用されて居る人夫黃鳳天、黃致文の逃走せるを追求して捕縛亂打し、越へて八日人夫金崇伊及び前夜避難した朴鳳來をも逮捕毆打した。そのやり方は極めて残忍なもので數人して一人を捕縛し、棍棒を以て毆打し、或は足を以て蹴り、殆んど氣分の消失する迄暴行を加へたので、李明洙、秦宇濂は二週間の要治療傷害を、其の他の者も皆尠なからざる傷害を與へられたのである。

初め李が趙を駐在所前で毆打したこと及び、趙一族が復讐暴行を二日に渡つて恣にするなど全く無警察の状態と思はれるが、當事體泉衡平社事件で應援の爲め出張、駐在所には巡查(鮮人)一人しか居らず、極力鎮撫に努めたが如何ともすることが出来なかつたと云ふことである。

第六節 綱引群衆

朝鮮には昔から石合戦、綱引などの對抗競技があつた、石合戦は近頃危険の點から禁じられたが綱引だけは各地に行はれて居る。これは對抗競技であり敵味方に分れて雌雄を決するのであるから、お互に殺氣立ち遂には衝突して騒動を惹起することが少なくない、今その一二例をあげて見よう。

慶南晋州で大正十三年七月七日八日九日に渡つて綱引騒ぎがあつた。晋州では昔から綱引の慣習がある。これは多く夏期に行れることになつて、居ると云ふ譯は夏は比較的農閑期であり、雨の降

らない期節であり、夜も早くから眠られないから、綱引でもして騒ぎ廻れば、景氣もつき、雨も降つて呉れると信せられて居るからである。この綱引は晋州以外に澤山あるが、此地では晋州が政治、經濟の中必地であるので、晋州の綱引が一番大きなものとされ、二里や三里の遠方から出かけて來る者も少なくないと云ふことである。

晋州の綱引は城内組と城外組との二組に分れて勝敗を決する。そして昔から城内は雄(男)城外は雌(女)と云はれて居り、城内が勝つた時は城外の女子は城内の女子に對して面と顔を向けられない程恥辱を感じる。又城外の勝つた時は城内の女子は城外の女子に對して頭が上らない。そればかりでなく男子も、老幼もその勝つた方が威張れて負けた方はその蔑視を甘受しなければならぬこととなつて居た。だからこの蔑視を免れ、優位の誇りを獲得せむが爲めに綱引には老若男女、上下貴賤、官吏も妓生までも協力し應援したものである。従つて綱引は單に短き夏の夜の徒然を慰むる遊戯でなく、これあるが爲め城内は城内、城外は城外、それ／＼人々の結束を堅くすることになり、團結協力することを心懸ける結果城内間にも城外間にも争ひ事が生ぜず、お互に競争し相勵むことは産業の方面にも納税の方面にも好成绩をあげるところがあるので官では、この綱引を寧ろ獎勵したのであつた。

勝負の方法は城内が雄綱、城外が雌綱を各々太さ徑二尺、長さ十八尺位のものを作つて之を親綱

とし、それに大小長短無数の兒綱を結びつけ、雌綱の輪頭に雄綱の結び頭を組合せ、その交叉點に旗を立て、この旗を中心として左右三尺を決勝區域と定め、旗がその域の外に出た時審判者は決勝を宣告して引合を止め、勝敗が決せられることとなつて居るのである。

七月七日、例に依つて晋州の綱引が催されることになつた。が警察では例年の如く夜では危険も多く、取締も困難であるからと云ふ理由の下に、午後零時から五時までに勝負を決するやうにと許可した。○時頃からその準備を整へ城内組、城外組は互に左右に分れて相對したが、雙方その勢が伯仲しないので綱頭を組合せない。やがて許可の時間は過ぎた、七時になつて警察は八時までに決勝しなければ解散を命する豫告を發した。八時になつた、決勝しない、解散命令が下つた、けれども解散する者はなく夜の幕が深く下がるに従つて却つて益々集まるものが多く、漸く群衆は殺氣を帯びて來た。夜に入つてからは城内組の方に集まる者が土地柄自然に多い。そこで城外組は必勝を期し、その策としてデモンストレーションをなし、氣勢を張つて城内組の意氣を阻喪せしめんとし、商友團と稱する二十才以下の少年百名、基督教青年團二百名、合せて三百名、決死隊と號して赤鉢巻の物々しきいで、たちで乗込で來た。城内も之に刺戟され鐵道工夫百名を備つて對抗運動を開始する。かくて事態危險惡の狀を呈して來たので警察では巡査を丸腰にして隊伍の間に派し、事件の勃發を未然に防止することとした。

二更、三更、夜は次第に更けて行くが決勝しない。やがて相對峙したまゝ、夜はほのくゝとあけてしまつた。夜が白むに従つて城内組は一人二人去り、城外組に比して餘程少數になつて來た。城外組は城外から出かけて必勝を期することゝ、其處を立去らうとする者もないが、城内組には店員や女中や、下男や、主婦や、勤人も多數加はつて居て、之等の人々は朝それ〴〵自分達の用事に就かなければならぬ關係上網につかまつて居る譯に行かない。大勢から見ても城内は城外の敵でなくなつた、之を觀た城外は決勝を迫つたが城内は應じない、そこでいつまでかうやつて居ては堪があかず城外の者は何かにつけて不便だから勝つたことにして切り上げやうと考へた者があつて、「城外が勝つた」と揚言した。城外の者は一時に鯨波の聲をあげて亂舞した。「審判者片山警察署長が公平に判斷して城外が勝つたと宣言された」とまことしやかに稱する者もあつた。

この言葉を耳にした城内側の群衆は非常に激昂し、約三百名一團となつて道廳に押しかけ、警察部長に面會を求めて署長の不法を詰る、部長は署長を召んで事の委細を詳にする旨答へる、署長が道廳への途中、群衆は署長を包圍して激昂せる權勢で何故不當な言を吐いたかと責めて、そして返答如何に依つては直接行動に出でかねまじき状態であつた。署長は「勝敗は舊慣に従つて判定すべきもので警察署長の舉り知る所ではなく、又事實そんな事を云つた覚えはない」と明答する。この言明を聞いた群衆は「それに違ひない、自分等は決して負けたのではない、城外の奴等の宣傳に過ぎな

い」と喜んで解散した。

此の日の晋州は一般に緊張の空氣溢れ、市場では城外の者が城内の者に物を賣らないと云ふ不賣同盟で城内側に當り、四つ辻では城内の者が城外の者の交通を邪魔して之に應酬する、又晋州を環流する南江の岸では城外婦人と城内婦人と口論が始まり、城内の者が城外の者の洗濯物を河中に投じてつかみ合ひをやる、など各所に小競合が演ぜられた。が晝の間は別段の事故なしに濟んだ。

八日の夜、緊張し切つたその夜は如何なる騒ぎが勃發するかも知れぬ、警察當局では之に備へる爲め首謀者、或は指揮者となり易しい留學生、勞働共濟會幹部、青年會有力者等を招致し、「諸君の如き先覺者が居りながら晋州に舊式な騒ぎのあるのを放任して置くのは怪しからん、責任を以て鎮撫に努めて貰ひたい」と依頼し、一方充分の警戒を施して居た。組合せた綱を中心に城内外相對立しはしたが何時決勝しようともしない。やがて警察署には各種の報告が來た、「刀を以て刺された」「殺人」その度びごとに群衆はごよめき渡つた。がよく調査して見ればヌラツキで怪我したとか、酒に酔つた者が綱に上り、落ちて負傷したものに過ぎないのである。

暗に乗じて事を行つた中に糞尿撒布のいたづら者が二人ある。その一人は市場附近の婦人で城外の者があまりに憎らしいから一つ懲らしてやるつもりで敢てしたとの事であり、他の一人は他道の者だが六才の時から晋州に來て晋州で育つた、今回晋州城内が形勢不利なので、長い間の恩返し

意味で汚物を撒き散らし、城外の者をへきえきさせるつもりであつたと云ふ笑止なものである。

九日の朝になつた、城内側も城外側も倦怠を覚えて來たので二人去り三人去り、道路に綱だけを置放して群衆は人かげを見せない。正午になつてもそのまゝ、警察では道路の中央に大綱を放棄して置くことは交通上不便であり、二日に渡つても決勝しないならば最早綱引勝負を許可しないと嚴命したので、兩方の代表者が集り午後になつて綱を引取り勝負なしに綱引を終つてしまつた。

大正十四年二月一日夜全北高敞郡高敞邑内街路上に、東部里西部里の住民約四百名東西兩派に分れて綱引競技を開始し、輸贏の決せざるところから互に入亂れて將に混亂状態に陥らんとした。その際極力警戒の任に當つて居た、私服巡查の帽子を當地私立高普校生徒の一人が徒らに打落したので、巡查は平手で同生徒の面部を輕打した。處が之を見た同校學生二十餘名は、生意氣な事をするごとく巡查に打つて、かり、巡查が難を避けるや之を追求して警察署前に包圍し毆打した。これを見た刑事は警笛を吹いて應援を求め、應援の來た頃は生徒は已に四散してしまつたが、混亂状態に陥つて居た群衆は陰正月の祝酒に、いづれも酒氣を帯び警官が綱引を干渉し邪魔するは怪しからんと警察署に殺到し、やがて警察署前に東西兩派相亂れて争鬪を始め、この混亂状態に乗して署内に押し入らんとする者さへ出るに至つた。警察は萬一に備ふる爲め武裝巡查二名を門前に配して警戒し、一方争鬪者五名を檢擧し鎮撫に努めたので、十一時頃から始まつた騒動は二日午前零時三十分頃に至

つて終り、群衆は次第に解散した。

第七節 官廳移轉反對群衆

大正十三年十二月八日朝鮮總督府令第七十六號を以て、慶尙南道廳の位置を晋州から釜山に移し、四月一日より之を施行することとなつた。この道移轉が發表せられるや、晋州市民の落膽と憤喘は一通りでなく、道移反對運動を開始して飽迄現状維持に努めんとした。その際先づ第一に反對の聲を揚げたのは内地人側で、道廳移轉は晋州市民の死活問題であると、燿起となつて反對運動を始めた。處が鮮人側は寧ろ對岸の火災祝的態度で、別段之に参加しようともしない。この狀勢を觀た内地人側は、晋州は内地人のみの晋州ではない、寧ろ多數鮮人の運命に關する事であるのに、斯の問題に對して餘りに冷淡であるのは、晋州市を愛する熱情の足らない爲めであらう、誠に事を共にし得ない、頼み甲斐ない事だと之を懔たらず思つて居た。鮮人側の方では、内地人に先んじられたことが癢であり、且つは多數の鮮人側の意嚮に従つて運動を起さず、内地人の運動に追踵せよと云ふが如き態度に不満であつたのである。だから内地人が反對運動を起して後約一週間も経てから、鮮人側だけ頓に市民大會とか反對運動とか大いに氣勢をあげて騒ぎ出したが、もどく内地人に先鞭をつけられた癢と、如何に運動しても一旦決定された道廳移轉は變ずることが出來ない形勢からの

絶望とは、やがて運動の方向を道移反對よりも他の方面に向けて來た。

かくて鮮人側道移反對の氣勢が加はるるに従つて、それは何時しか民族的色彩を帯び來り、此の際を好機として晋州に於ける内地人の勢力を覆し、晋州の全勢力を鮮人のみの掌中に握らうと云ふ、排他的氣分に變化し來り、道移の爲めに死命を制せられる如き、生活の脅威を蒙むるが如き内地人は須らく此の晋州を退出し、移轉する道廳と共に他に轉じた方がよからう、晋州は吾等の晋州であつて内地人の晋州ではない、晋州は須らく吾等鮮人のものであるべきであるなどと稱し、中には露骨に内地人排斥の口吻を漏らし、侮蔑的又は壓迫的な態度を以て内地人に向ふ者さへ出づるに至つた。

茲に於て道廳移轉反對にのみ氣を入れ、官憲にも楯付いて居た内地人は、其の氣勢を殺がれ、寧ろ狼狽して官憲の保護を希望する態度に變り、氣の早い者達は鮮人側の宣傳、示威運動の爲めに動搖を來し、夜警團を組織して之に備へんと議する有様となつたのである。

第八節 教會自治運動の群衆

大正十二年三月二十六日自治獨立宣言書を發表して、外人宣教師の手から獨立して教會組織を企て、外人宣教師側と紛争を惹起した鮮人基督教獨立自治運動が慶北大邱にあらはれ、その影響は各地に波及した事件がある。

いまこの自治運動の動機に就いて見聞するところを綜合するに、從來は外人宣教師が自分達に同情を有つて居て呉れるものと信じてゐたが、その實同情あるが如く又は政治的偶意を以て臨むのは眞から同情するのではなくて、教勢擴張の手段にする方便にすぎない事が發見され、と同時に之に對する信頼も薄らいた。一方外宣も、この不信任の現象を見ては恩をきせても馬鹿らしいと考へたのか、一向以前程精神上にも物質上にも身を入れない。その經營して居る學校などの設備の貧弱なこと、如何に内容充實を要求しても改善すればこそ、且つ又各教會所にせよ、その維持費は殆んど全部鮮人から出すと云ふ狀況である。然るにも拘らず、その教會支配權は外人宣教師か、又は彼等腹心の鮮人牧師の手に獨占され、尊大な不遜な態度を以て臨まれることが不平の種子となり、加へて外人宣教師の人格も思つたより劣等なのがあるのを目撃するに至つて、鮮人教徒中には秘かに之を輕侮し、その手から脱しようと思つて居たものも尠くなかつた。

たゞ／＼大正十年四月、大邱南城町教會堂附私立嘉瓊學校設立問題から一部の牧師及び信徒は、米人宣教師及びその擁護派を非難攻撃するに至つた。中にも南城町教會堂の牧師李某は不平分子の中堅として約六百名の味方を得、その中には富豪も少なくなかつたので、稍もすれば外人宣教師を排斥せむとし、宣教師等も亦李の舉措を憎み、其の勢力を矯めんとし自派腹心の徐某等をして秘密裡に李の黨勢切崩に當らしむる等、兩派相排擠して居たが、大正十二年一月同年第一期慶北老會が

慶山に開催されるや、豫て徐等に賣收使棘されて居た南城町教會所屬信徒中の五十三名は、連署して李免職の請願を會議に提出した。この請願は正式の手續を経て居なかつたので却下されたが、この請願提出の裏面に、宣教師及其腹心の牧師長老等が糸を引いて居ることを探知した李一派は、大いに憤慨し南山町牧師朴と結びて、米人宣教師の排斥運動に着手すると共に、慶北老會から脱した時には京忠老會に移属すべき方針を採つた。宣教師側も放つて置けず、自派に属する七名の特別委員を選定して李派の切筋に努め、三月一日から臨時慶北老會を大邱に六日間開催して之を解決することとした。そこで李等は二月末自派教徒四百餘名の連署を以て、

(一) 外人宣教師は裏面に於て徐一派を援助して多數教人を批難壓倒せんとするの行動あるは不公明なり、依つて現老會長ブレヤを交代せしむるか然らざれば今後吾人の布教に關し何等の指揮容喙をなさざること。

(二) 前項の實行をなさざるに於ては此際斷然慶北老會の支配を脱して京忠老會に加入すること。
の訴狀を提出したが、宣教師側は猛烈なる運動を開始して、本件訴狀の署名者中約百名を説伏し、「吾人は老會を脱退する何等の意志を有せず、斯かる暴論をなす教會幹部は須らく之を罷免せられべき」旨の請願書を別途に提出せしめ、會議場では李等の訴狀は之を却下して其の發言を禁じ、多數を擁して自派教徒の提出した請願書のみ之を朗讀告知した。かゝる不公平な取扱ひに憤つた李派

は宣教師側に喰つてかゝり、會場は入れ亂れて喧々囂々殴り合ひを演出する等拾收すべからざる状態に陥り會期半にして會場を慶山教會に移してしまつた。

慶山會議では李等は集會時に暴行を敢てしたごかで停職、長老以下九名責罰處分に附することを決議し、南城町及び南山町教會堂には新に宣教師側から牧師を任命することゝした。李等は、この決議は教會憲法を無視した不正不合理な措置であるから毫も服従するに及ばないと、兩教會堂の明け渡しに應せず、十五日から三日間連夜對策を協議せる結果、米人宣教師の羈絆を脱し、獨立せる教會を設置することに決し、遂にその宣言發表をなすことゝなつたのである。

即ち李等は三月十八日自治獨立に關する宣言書約二千枚を府内に撒布して集會を開き、新たに約法四條

一條 陰謀結黨して教會に紛亂を惹起する者は教會より除名すること。

二條 禮拜時の會席を騷亂せしめ禮拜を妨害するものは教門より驅逐すること。

三條 教會の變動を機會として異論を唱導することを嚴禁す。

四條 基督の榮華の事業と自由の眞理を萬邦に發輝すること。

を制定したところ、參集者五百名の内四百名は一齊に起立して異口同音に同意を叫び、三月二十六日自治宣言約法、自治宣言理由書、等を印刷した通告文三千枚を全鮮各地の教會に發送した。

老會側では四月三日臨時老會を開いて李等十餘名を除名處分に附し、自治派の憤激から如何なる行動あるやを慮り、會長ブ氏は大邱警察に保護を願出たのである。除名處分を豫期して居た李等は教會室は依然として占據し、一方「宣教師に盲從する慶北老會の不義」「大邱地方宣教師の不義なる事實」などと題する印刷物を京城米國領事、各諺文新聞社、全鮮各教會、青年會、キリスト教系學校、東京キリスト教青年會、京都神戸等の各神學校、上海、滿洲、間島、露領の各團體に郵送して宣傳策をとつたのである。

茲に於て老會側は集會の本據を李等から奪ひとるのが第一方策であると考へ、事件解決まで教會堂の使用停止、或は兩教會の閉鎖を當局から命じて貰ふやうに謀つたか、却つて紛争を大にする傾かあるので、當局では調停して南城町教會は李等、南山町教會は老會側で禮拜祈禱するやう勸告したところ雙方之を諒解し一時紛争は小康を得た。

李はこの小康にあき足らず、南城町教會を自己の手中に握る計畫で設立者確認の訴訟を提起した。恰かも南城町教會堂附屬私立喜瑗學校（當時生徒男三百名）教師李永實が自治派に屬する人物なりとの理由で之を免職せしむべく宣教師ブルエンは同校長金にその免職を強要した事が、レた。そこで自治派は此の機會に之等の學校（以上の外南城町教會堂附屬私立順道學校（當時生徒二百五十名）を外人宣教師の手から奪還すべく四月三十日信徒總會を開催し「兩學校設立當時何等の顧慮なく外人

を設立名義者と約したが、その設立に付ては宣教師は厘毛の出金をもなさず、全部吾人鮮人教徒の出捐によつて成つたものである、然るにもかゝはらず、徒らに彼等宣教師の蹂躪に委することは誠に遺憾である、同校の全権利か吾人教徒に歸屬すべきものなることはその歴史に徴して一點の疑惑を挟む餘地かない、此の際その管理權を吾人の手に納めなければならぬ」と議し、兩校の設立者の改選を行ひ實行委員を選びて兩校の設立者名義者にその變更方の交渉を試みたが、應じない、かくて李等は五月十日大邱地方法院に設立者名義變更訴訟を提起した。

一方老會派は南城町教會に於ける李の布教權を取消し、本府宗教課に直接林某を同教會布教擔者の届出をなし、五月十四日官報に林を擔任者になす旨告示せらるゝや、宣教師自ら官報を振り翳して同教會の布教權が完全に自派に歸したと宣傳し、自派の勢力を誇張すると同時に自治派の鼻を折らんとし、五月二十日の日曜老會派約百名は南城町教會に押し寄せ教會奪取から自治派と争鬭を開始し兩派とも二三の輕傷者を出したのである。

老會派は右の如く宣傳、直接行動等に依つて南城町教會を自派の勢力範圍に入れむとしたが、自治派は多數を擁して依然教會堂を管理し老會派の主張を肯ないので、老會派は本府學務局に陳情して正當布教者の保護方を乞ふと共に六月十日自治派に加擔する南城町教會堂所屬信徒全部を除名處分に付する旨宣言した。自治派も黙して居ず、老會派の陳情に附した連署者三百五十名の署名は六月

一日から三日間に亘り信徒の幼少なる家族員や他の教會に屬する信徒の捺印を徴した事實を探知し、南城町教會所屬の老會側信徒は百名内外に過ぎないのに三百五十名の連署は他教會信徒を自教會者の如く装ふたので官憲を欺く不都合の所爲なる旨本府學務局に陳情した。南山町教會の自治派二百餘名は大正十二年十一月四百五十圓を醸出して別に教會堂を徳山町に新設し李等と連繫を保ちながら平穩に布教を開始した。

教會堂設立者確認訴訟は第一審、控訴ともに原告の敗訴となつたか上告の結果、本件は宗教部内の紛議であつて私法上の權利關係の存在に關する争ひであるから司法裁判所の管轄に屬しない、宜しく宗教團體の規約によつて裁決すべきものなりとの理由で第一審第二審何れも廢棄して、却下された。又所屬學校設立名義變更の訴訟も自治派に不利な判決か第一審に於て下された、が自治派は之等の訴訟顛末の印刷物を各地に配布して自派の宣傳、勢の擴張に努めた。その結果大正十二年十二月慶州郡仁洞教會の自立、榮州郡にても自治運動生ずる氣勢を示し、爾後風を望んで獨立宣言を行ひ自治を標榜したものの慶州だけに一時十教會堂、一千三百人の信徒數を見るに至つた、のみならず、此の舉に共鳴して聲援を與ふるもの全南長城の牧師白某、忠北報恩の李某、黃海道鳳山の金牧師、京畿道高陽郡の李牧師、平壤の李牧師、京城の李牧師等あり、京城北監理派の牧師は大正十三年七月自治を宣言し、黃海沙里院の長老派牧師も大正十二年以來數箇道に亘つて二十餘箇所の教會堂を

自治獨立せしむる等、直接間接に自治的氣勢が盛になつて來たので、宣教師側は何とかしてこの氣勢を挫かんものと焦慮し、如何なる犠牲を敢てしても南城町教會堂を自派の掌中に收めようと決心し、府内各教會堂の信徒を煽動し多衆を頼んで、遂に大正十四年二月八日の日曜禮拜日を期して南城町教會堂に押寄せんと計畫を進めた。此の風説を耳にした自治派も亦最後の一人となる迄死守するやう申合せた。

兩派の形勢が漸く穩かならざるものあるを見た大邱署長は、二月五日老會側幹部を招致し、大正十二年四月道廳で行つた協定（事案の解決を見る迄南城町教會堂は自治派、南山町教會堂は老會派に於て禮拜祈禱すること）は依然現存する譯であるから強て同教會堂に集合するの不穩當なること、及び警察諭示を肯せず、之を敢行するが如きことがあつたならば、その爲めに生じた禍害の責任を老會派に於て負はなければならぬ旨を懇諭し、同月七日更に老會幹部を道廳に招致し道知事から再度右の如き趣旨を申し聞かせ、強制侵入の如きは斷じて之を容認しない旨嚴達したところ、彼等も之を諒とし一般信徒に普くその旨を傳ふるやう誓つたのである。

然るに老會側は八日午前十時頃から信徒續々參集し來り、十一時には其の數約八百名に及んだ。自治派は豫て老會側侵入の擧あるを知り、之に備へる爲め午前九時迄に約二百七十名集合し會堂入口には「老會所屬の信徒は入るべからず、但し自治派の教會に服従して誓約をなすものは此の限り

にあらず」と貼紙を爲し、且つ正面入口には約二十名の教徒をして之を守らしめ、他の入口は全部閉鎖して老會側の侵入を防止した。

老會側は刻々その數を増し一舉に侵入せむとする形勢。當局は老會派幹部をして自ら解散せしむべく現場に於て説示したか、言を左右にして應せず、會堂入口では既に侵入者と防止者との間に小競合が始まつた。當局は直に解散を命じたが老會側群衆は命令に應ずればこそ、暴動を開始し、投石して窓硝子の大部分を破り、更に正面左側の閉鎖入口を戸を石にて打壞いて亂入し、梯子を持ち來つて會堂の窓硝子を破つて侵入し、自治派の防止もかくては抗すべくもなく此處に一場の修羅活劇か演出せられ、自治派は衆寡敵せず袋叩にせられ負傷者十名を出すに至つた(老會派三名)。警察は直ちに解散を命じ、煽動者、器物破壊者並に暴行者二十二名を檢舉したので漸く鎮靜することが出来た。

老會側は尙ほも自治派が右教會堂で布教するに於ては假令數百名の犠牲者を出しても敢て辭せず、尙く迄妨害すと揚言し何時同教會堂を襲撃するかも知れないので、當局は二月十一日の定例禮拜には自治派をして任意中止せしめ、翌十二日老會代表者四名を再び招致し、再三聲明せし通り完全なる解決を見る迄は大正十二年四月の協定に依り、南城町教會堂は自治派に於て布教することを認容し、且侵入妨害の絶對不可能なることを懸示し之を誓はしめ、一方自治派の責任者に對しては、事

解決案迄從來の通り布教をなすは敢て差支ないか、此際老會派の感情を激發するか如き行動は一切之を避くべき旨を諭示し、一と先づ騷擾を落著せしめたのである。

今右事件の群衆構成分子を考察するに、自治派はその數約八百名、その首謀者、幹部なる中心人物は六名、而して斯派の中心人物は皆相當の資産を有し（牧師李萬集八百圓、長老金德卿七萬圓、長老金兌鍊一千圓、牧師朴永祚五千圓）且つ自治派の信徒中には二十萬圓、七萬圓、五萬圓等の資産を有する者か尠くない。老會派はその始め信徒數四百名内外、中心人物九名であつたが、内二名外人宣教師他は牧師長老等であるが、資産あるもの少なく、布教擔任手當を受くる者又は嘗て自治派幹部等と私的に感情を害して居る者等である。

その始めは自治派はその資産あるところから印刷物配布宣傳に、訴訟提起に、當べからざる氣勢を揚げて居たが訴訟が敗訴に歸するや、訴訟費要の支辨も少なからざるに反して、事件は自治派に有利なる結果を齎らさないので、教徒の意氣漸く沮喪し來り金持信徒は相次で脱退し、その教徒數自治宣言發表當時に比して約半數に減じた。之に反し老會側は本府陳情の奏效、訴訟の勝訴並びに反老會者に對する教職の消免は信徒間に一大威力を感せしめ、日に増しその人數を増し、氣勢を挽回して、自づから自治派に壓迫するか如きものとなつたのである。

之を大邱に於ける第三者の批判に聞くに曰く「時勢が時勢だから、何時までも西洋人を崇拜し、

之に盲従して居る時代ではない、教會も自治的にやるのか寧ろ自然の成り行きであらうが、自治で通さうと云ふならば從來の教會とは離れて新たに事をなすかよい、小さな一教會堂を手に入れるか否かの事でごだ／＼して居るのは、宗教家の立場としては誠に見苦しい。信教の自由とか、教會の自治とか云ふがその實、美しい名を籍りて自家の名聲を高め、勢力を扶植せむと目録むたのではなからうか、もしさうとすれば宗教家として最も恥づべき事である。一方宣教師側も自治派に對抗する場合徳を以てすると云ふやり方をせず。官憲の力を利用して之を壓迫するか、宣傳どころか直ちに暴行を敢てしてまで自治派を倒さんとしたのは嫌忌すべき事で、その信用が最早大郎だけでなく全鮮に於て失はれる傾のあるのも當然なことであらう。」この批判は教會自治運動に於ける兩派の心持を公平に云ひあらはしたものと見ても差支ないやうに思はれる。

第九節 學校寄附金から紛擾せる群衆

大正十三年九月九日全羅北道井邑郡瓮東面五成里、七石里、梅井里の部落民約百五十名は公立普通學校設立資金返戻請求の爲め同面事務所に押し寄せ、面長不在で要領を得ないところから大いに憤慨し、一と騒動起りさうであつたが、急を聞いて駆けつけた警官の懇諭に依り、代表者八名を選定し更に郡に陳情すること、して漸く解散した事件がある。事件の動機は本年五月以來同面に公普校

設立運動が起り、その設立資金を面内住民有志から醸金すること、し、面事務所で之を取扱つて居たか、爾來集金僅かに七百圓に過ぎない、ところへ加へて早魃といふ天災に禍されたので、學校設立は當分見込が立たず、部民の大部分は生活困窮、殘餘の集金不可能なるのみならず、既納のものも此際返戻して貰つて他日好景氣の際、更に醸金するからと返金方を申し出でる者か續出した。面ではこの要求を郡に交渉したが、郡では殘餘の醸金延期は餘儀なしとするも、既納の分を返還することは相當講究の要ありと云つて直ちに要求に應じない。そこで面では本件は郡でも考慮中であるから暫らく待つべき旨を部民に傳へた。が部民はこの要求を貫徹するには大衆示威的に運動を始めなければならぬと協議し、その結果集團となつて面事務所に押しかけたのである。

代表八名は郡守に要求を陳情し、郡守は道に交渉したところ道では刻下の情況を察し、同公普設立計畫は此際延期するを適當と認め、尙ほ醸金も一時返還することとし、事件は解決した。

次に右寄附金返還とは反對に寄附金強要の爲めにあらはれた事件が大正十三年九月十三日威南、北青郡陽化面、楡湖里にある。同面安臺里に私立誠一學校認可を受くる爲め、校長尹泰南は其實兄尹泰浩と語らひ金一萬圓の假裝借用證書を浩から南へ差入れさせ、この證書を學校の基本財産と稱して認可を受けた。證書は認可を受ける爲めのものであるから、認可となつた隣には殘して置く要かない、依つて浩は南からその證書を受取り直ちに之を破棄してしまつた。

この破棄した證書は單に設立認可の爲めのものであつた事情を知らず、當然寄附するものとして該校設立に出資或は奔走した關係部民は、この證書返戻破棄を聞き傳へ、朴某外四名の有志が代表として浩に面會し、借用證書の再製を交渉し、同種の寄附は當然なすべきものである、もし然らずんば官憲を欺き吾等を欺いたものである、さう云ふ不埒な奴はそのまゝにして置くことか出來ない、と談判した。浩は急を駐在所に報じ強請行爲の取締を乞ふたところ、代表四名の後援として集まつて居た部民約五百名は、浩の態度に憤激し、暴行を始めて棍棒類を振り、浩及び巡查二名に各五日乃至七日間の治療を要する負傷を負はしめた。急報に依り、應援警官來り首謀者二名、暴行者二十八名を檢束して事は鎮撫した。

(囑託 村山智順調査)

大正十五年七月二十日印刷
大正十五年七月廿五日發行

朝鮮總督府

印刷所
京城府觀水洞一三五番地
大和商會印刷所